

部内限り

8-14

婦人労働課業務参考資料第101号

図書番号
資料

No. 20a79 ①

2/1 2ip

昭和57年度事業場訪問調査結果報告

—女子の時間外労働及び深夜業の実態—

労働省婦人少年局

は し が き

この報告は、昭和57年度事業場訪問調査の結果をとりまとめたものである。

本調査では、女子の法定時間外労働及び深夜業の実態並びに時間外労働又は深夜業に従事できる者の家族的責任の状況について事業場及び労働者個人の両面から調査した。

近年、女子、特に家族的責任を有する既婚女子の職場進出がめざましいが、そのような女子で時間外労働や深夜業に従事する者もかなり見受けられ、それらの者の生活、健康状態等の実情を把握する上からも現在女子により重くかかっている家族的責任の状況及びその就業状況を把握することは肝要であると考えらる。

なお、法定時間外労働の実態に関する調査は、労働基準法上例外として女子の深夜業が認められている保健衛生、電話の事業等の特定の事業、業務及び婦人少年室で把握した実際に法定時間外労働に従事している女子労働者のいる事業場を対象としていることに留意されたい。

最後に、本調査の実施に御協力下さった方々に心からお礼を申し上げたい。
この報告が関係各位の参考になれば幸いである。

労働省婦人少年局長

I	調査の概要	1
1	調査の内容	1
2	主な用語の定義	3
3	調査結果利用上の注意	4
II	調査結果の概要	5
	〔女子の法定時間外労働の実態に関する事業場調査〕	
1	調査対象事業場の特徴	5
(1)	事業場の産業及び規模	5
(2)	女子常用労働者の割合	5
(3)	有夫者及び有子者の割合	7
2	勤務時間の状況	9
(1)	勤務形態	9
(2)	所定労働時間数	11
(3)	法定時間外労働協定の状況	14
3	法定時間外労働の実態	17
(1)	法定時間外労働従事者の割合	17
(2)	法定時間外労働従事者の月間1人平均従事日数及び延法定時間外労働時間数	18
(3)	日数の最多者及び延時間数の最多者の状況	21
(4)	深夜に及んだ法定時間外労働の状況	23
(5)	最多者の最多の理由等	27
4	家族的責任と法定時間外労働に関する措置	30
(1)	法定時間外労働従事者中の有夫者比率、有子者比率及び末子の年齢	30
(2)	家族的責任を有する者等に対する法定時間外労働に関する措置	30

〔 女子の所定外労働の実態に関する個人調査 〕

1	調査対象者の概要	34
(1)	産業別・規模別構成	34
(2)	年 齢	35
(3)	仕事の種類	35
(4)	勤務形態	36
(5)	勤続年数	37
2	家族の状況及び家族に対する責任の状況	38
(1)	配偶関係	38
(2)	世帯の家族構成	39
(3)	子供の有無及び末子の年齢	39
(4)	世話の必要な家族の状況	41
(5)	勤務時間中の家族の世話の状況	42
3	労働時間の状況	43
(1)	1日の所定労働時間数	43
(2)	月間所定外労働時間数	44
(3)	所定外労働を命ぜられて困る点	47
(4)	当日の残業命令による都合の悪い点	51
(5)	残業命令の時期	54

〔 女子の深夜業の実態に関する事業場調査 〕

1	調査対象事業場の特徴	56
(1)	事業場の事業及び規模	56
(2)	深夜業従事者の職種	56
(3)	女子常用労働者の割合	58
(4)	有夫者及び有子者の割合	58
2	深夜勤務従事者の勤務状況	60
(1)	勤務形態	60
(2)	勤務時間	62
3	深夜勤務の状況	70
(1)	深夜勤務の回数	70
(2)	深夜業の延時間数	70

(3) 深夜勤務の間隔	74
(4) 欠勤者のための特別措置	76
4 家族的責任の状況と深夜業に関する措置	77
(1) 深夜業従事者中の有夫者の割合及び有子者の割合	77
(2) 家族的責任を有する者等に対する深夜業に関する措置	78
5 深夜業従事者に対する日勤者と異なる労働条件の状況	81
6 深夜業従事者に対する福利厚生の実態	82
7 女子の法定時間外労働・深夜業の法的制限に対する事業場の考 え方	83
〔女子の深夜業の実態に関する個人調査〕	
1 調査対象者の概要	84
(1) 産業別・規模別構成	84
(2) 年 齢	85
(3) 仕事の種類	85
(4) 深夜業の勤務形態	86
(5) 勤続年数	86
2 家族の状況及び家族に対する責任の状況	89
(1) 配偶関係	89
(2) 世帯の家族構成	90
(3) 子供の有無及び末子の年齢	90
(4) 世話の必要な家族の状況	92
(5) 勤務時間中の家族の世話の状況	93
3 深夜業の状況	95
(1) 深夜勤務の回数	95
(2) 深夜業の月間延時間数	96
(3) 睡眠の状況	99
(4) 夜勤生活における都合の悪い点	101
(5) 深夜勤務の欠勤交替状況	104

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査の目的

女子の時間外労働及び労働基準法上例外として女子の深夜業が認められている保険衛生、電話の事業等特定の事業、業務における深夜業の実態並びに時間外労働又は深夜業に従事している者の家族的責任の状況等を把握することによって、女子の時間外労働従事者及び深夜業従事者の労働福祉及び労働条件の向上の施策の参考とすることを目的とするものである。

(2) 調査の範囲

イ 地域 全国

ロ 産業等 (イ) 時間外労働の実態に関する調査については、日本標準産業分類による次の産業とした。

a 製造業 b 卸売業 小売業 c 金融・保険業
d 運輸・通信業 e サービス業 f (ロ)に掲げる産業

(ロ) 深夜業の実態に関する調査については、次の産業とした。

労働基準法第8条第13号及び第14号、電話の事業並びに女子年少者労働基準規則第6条に掲げる業務を含む産業

ハ 事業場 ロに掲げる産業、事業に属する事業場であって、女子労働者が法定時間外労働及び深夜業に従事している事業場
約800カ所

ニ 労働者 ハの事業場に雇用されている女子労働者で、所定外労働又は深夜業に従事している者約2,000人

(3) 調査事項

イ 事業場調査

(イ) 法定時間外労働の実態に関する調査

a 勤務時間

b 法定時間外労働協定の有無及び内容

- c 昭和57年6月における法定時間外労働の実施状況
- d 法定時間外労働従事者の家族的責任の状況
- e 妊産婦及び家族的責任を有する者に対する法定時間外労働に関する措置

(ロ) 深夜業の実態に関する調査

- a 勤務時間（深夜業のある勤務のみ）
- b 昭和57年6月における女子の深夜業の実施状況
- c 深夜業従事者の家族的責任の状況
- d 妊産婦及び家族的責任を有する者に対する深夜業に関する措置
- e 深夜業従事者に対する他の労働者と異なる労働条件
- f 深夜業従事者に対する福利厚生

ロ 個人調査

(イ) 所定外労働の実態に関する調査

- a 労働者の属性
- b 所定外労働を行う時の子供の保育及び老親・病人の世話の状況
- c 昭和57年6月の所定外労働時間数

(ロ) 深夜業の実態に関する調査

- a 労働者の属性
- b 深夜業を行う時の子供の保育及び老親・病人の世話の状況
- c 昭和57年6月の深夜業の実施状況
- d 深夜業従事者の睡眠の確保状況
- e 深夜業勤務の欠勤等諸問題の措置状況

(4) 調査対象期間

昭和57年6月の1カ月間（労働者数、制度等については、昭和57年6月1日現在）

(5) 調査実施期間

昭和57年8月から10月まで

(6) 調査機関

労働省婦人少年局 — 婦人少年室

(7) 調査の方法

事業場調査は別添事業票により実地他計、個人調査は別添個人票によ

り実地自計の方法により行った。

(8) 集計方法

労働省婦人少年局において集計した。

2 主な用語の定義

(1) 法定時間外労働……労働基準法第32条（労働時間の原則－1日8時間1週48時間）又は第40条（労働時間の特例）に定める労働時間（法定労働時間）を超えて行われる労働をいう。

(2) 所定外労働……就業規則、労働協約等に定められた当該事業場の所定労働時間を超えて行われる労働をいう。

(3) 変形労働時間制……労働基準法第32条第2項に基づき、就業規則等において、4週間を平均して1週間の労働時間が48時間（事業の種類、規模等により54時間又は60時間）を超えない範囲内で各労働日の各労働時間を定めている制度をいう。

(4) 深夜業……午後10時から午前5時までの間に行われる労働をいう。

(5) 交替制……2組以上に分けられた労働者が組ごと又は2人以上の労働者が労働者ごとに異なった時刻に就業し、一定期日ごとに就業時転換を行うものをいう。

(6) 仕事の種類

次の分類による

- 事 務 事務をとる仕事（一般事務員、集金人、受付、タイピストなど）
- 管 理 人をさしずしたり、管理・監督する仕事（課長以上の管理職など）
- 専 門 技術・教育・研究などの専門的仕事（医師、看護婦検査技師、教員、保母など）
- 販 売 店で又は外をまわって商品を売る仕事（レジスター販売員、セールスマンなど）
- サービス 人の世話をしたり、サービスしたりする仕事（美容

師、接客員、ウェイトレス、料理人など)

- 製 造 物をつくる仕事(製造工、加工工など)
- 電話交換 もっぱら電話交換の仕事
- スチュアーデス 航空機に乗り組むスチュアーデスの仕事
- 映画の演技者 映画の製作の事業における演技者、ドスクリプター
スクリプター 及び結髪の仕事(セットによる撮影の場合を除く)
結 髪
- プロデューサー 放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送の事業におけるプロデューサー及びアナウンサー
アナウンサー の仕事

3 調査結果利用上の注意

(1) 報告書掲載表の数値は、表章単位未満を四捨五入した結果である。

(2) 表に用いている符号は次のとおりである。

「 —— 」 …… 該当数値がないもの

(3) M.A. (Multiple Answerの略)の表示のある表は、重複回答である。重複回答であるから、百分比の合計は必ずしも100とはならない。

Ⅱ 調査結果の概要

〔女子の法定時間外労働の実態に関する事業場調査〕

1 調査対象事業場の特徴

(1) 事業場の産業及び規模

調査対象事業場の産業別構成は、サービス業が49.2%を占め、次いで製造業が17.5%、運輸・通信業が12.6%となっており、サービス業の中では、医療業が全対象事業場の25.4%を占めて比重が高い。

事業場の事業場規模別構成は、100～499人規模が48.1%とほぼ半数を占め、次いで30～99人規模が25.1%、500人以上規模が19.1%、1～29人規模が7.4%となっている（第1表）。

(2) 女子常用労働者の割合

常用労働者中に占める女子労働者（1日の所定労働時間の短い者及び1週間の所定労働日数の少ない者を除く。以下同じ。）の割合（以下「女子比率」という。）別に事業場の構成をみると、女子比率40.0%以上の事業場の割合は59.0%となっており、比率の高い事業場が多い。

産業別にみると、運輸・通信業では女子比率が40%未満である事業場の割合は75.0%にのぼり他産業に比べ女子比率が低い事業場が多い。一方、サービス業では、女子比率が80%以上の事業場の割合が26.6%と他産業に比べ著しく高い。

事業場規模別の女子比率が80%以上の事業場の割合をみると「500人以上」では3.0%、「100人～499人」では11.4%、「30人～99人」では24.6%、「1人～29人」では34.0%と事業場規模が小さくなるにつれて女子比率が高い事業場が多い（第2表）。

第1表 産業及び規模別調査対象事業場数の割合
(%)

計		(100.0)
F 製造業		(17.5)
18 食料品，たばこ		(5.1)
19		
20 繊維，衣服		(5.3)
21		
35 電気機械		(2.7)
その他の		(4.4)
G 卸売業，小売業		(11.7)
40 卸売業		(2.0)
42		
43 小売業		(9.7)
49		
H 金融・保険業		(9.0)
J 運輸・通信業		(12.6)
67 通信業		(5.6)
その他の		(7.0)
L サービス業		(49.2)
75 旅館，その他の宿泊所		(8.8)
81 放送業		(3.1)
88 医療業		(25.4)
92 社会保険，社会福祉		(5.6)
その他の		(6.3)
500 人以上		(19.4)
100 ～ 499 人		(48.1)
30 ～ 99 人		(25.1)
1 ～ 29 人		(7.4)

2表 産業，規模及び女子比率階級別事業場数の割合
(%)

産業・規模	計	20%未満	20%～40%未満	40%～60%未満	60%～80%未満	80%以上
計	100.0	11.9	29.1	19.3	25.0	14.7
製造業	100.0	13.2	35.0	26.8	17.1	7.3
卸売業，小売業	100.0	14.6	31.7	34.2	17.1	2.4
金融・保険業	100.0	1.6	55.5	38.1	4.8	—
運輸・通信業	100.0	31.8	43.2	18.2	6.8	—
サービス業	100.0	7.5	18.0	9.9	38.0	26.6
500 人以上	100.0	12.8	36.1	25.6	22.5	3.0
100 ～ 499 人	100.0	15.4	33.8	14.6	24.8	11.4
30 ～ 99 人	100.0	6.3	20.0	24.0	25.1	24.6
1 ～ 29 人	100.0	6.0	10.0	18.0	32.0	34.0

(注) 1日の所定労働時間の短い者及び1週間の所定労働日数の少ない者を除く(以下同じ)。

(3) 有夫者及び有子者の割合

女子常用労働者に占める有夫者の割合（以下「有夫者比率」という。）をみると、有夫者比率 40 % 以上の事業場の割合は 47.5 % である。

産業別にみると有夫者比率 40 % 以上の事業場の割合は、製造業(55.0 %) 運輸・通信業(54.9 %) サービス業(54.4 %) で高く、他方卸売業・小売業(25.3 %) 金融・保険業(13.6 %) で低い(第3表)。

有子者(18歳未満の同居の子を有する者をいう。以下同じ。)の割合(以下「有子者比率」という。)をみると、有子者比率が 40 % 以上の事業場の割合は 30.4 % となっている。

産業別にみると、有子者比率 40 % 以上の事業場の割合は、運輸・通信業(44.9 %) 製造業(40.7 %) で高く、他方金融・保険業及び卸売業・小売業では有子者比率が 20 % 未満である事業場の割合が 7 ～ 8 割程度と高い(第4表)。

第3表 産業、規模及び有夫者比率階級別事業場数の割合

(%)

産 業 , 規 模	計	0 %	20 % 未満	20 % 以上 40 % 未満	40 % 以上 60 % 未満	60 % 以上 80 % 未満	80 % 以上
計	100.0	3.3	23.8	25.4	21.1	14.5	11.9
製 造 業	100.0	2.5	20.0	22.5	15.0	18.3	21.7
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	5.1	44.3	25.3	13.9	8.9	2.5
金 融 ・ 保 険 業	100.0	5.1	61.0	20.3	6.8	5.1	1.7
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.9	21.9	18.3	7.3	18.3	29.3
サ ー ビ ス 業	100.0	2.4	14.1	29.1	31.0	15.3	8.1
500 人 以 上	100.0	1.7	36.5	23.7	16.9	10.2	11.0
100 ～ 499 人	100.0	2.7	24.1	26.2	21.1	14.8	11.1
30 ～ 99 人	100.0	3.5	17.2	23.6	24.7	17.2	13.8
1 ～ 29 人	100.0	10.2	14.3	30.6	18.4	14.3	12.2

第4表 産業、規模及び有子者比率階級別事業場数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	0 %	0 % を 超え 20 % 未 満	20 % 以上 40 % 未 満	40 % 以上 60 % 未 満	60 % 以上 80 % 未 満	80 % 以上
計	100.0	10.3	34.9	24.4	17.9	10.9	1.6
製 造 業	100.0	2.8	37.0	19.5	19.5	16.6	4.6
卸売業，小売業	100.0	18.7	49.3	17.3	10.7	4.0	—
金融・保険業	100.0	27.3	56.3	9.1	7.3	—	—
運輸・通信業	100.0	11.5	26.9	16.7	16.7	26.9	1.3
サービス業	100.0	7.5	28.9	32.5	21.4	8.4	1.3
500人以上	100.0	5.0	49.0	18.0	13.0	15.0	—
100～499人	100.0	10.4	34.5	25.4	17.9	10.8	1.0
30～99人	100.0	8.9	32.8	24.4	22.0	9.5	2.4
1～29人	100.0	24.5	16.3	30.6	14.3	8.2	6.1

(注) 有子者とは、18歳未満の同居の子を有する者である。

2 勤務時間の状況

(1) 勤務の形態

事業場の勤務の形態をみると、事業場の一部又は全部に何らかの形態で交替制を採用している事業場の割合は53.2％であり、交替制を全く採用していない事業場の割合46.8％をやや上回っている。交替制の形態としては、2交替制が25.8％、3交替制が28.4％その他の交替制（4交替制、交替制と宿直制との併用等）が13.4％となっている。

産業別にみると、サービス業及び運輸・通信業において、交替制を採用している事業場の割合が高く交替制の形態としてはサービス業では3交替制、運輸・通信業ではその他の交替制を行っている割合が高い。一方、金融・保険業では、交替制の採用事業場の割合が低い。なお、製造業及び卸売・小売業では4割近くの事業場で交替制が採用されているが、その形態としては、2交替制が多い。

規模別にみると、規模が大きくなるほど、交替制採用事業場の割合が高くなっている（第5表）。

第5表 産業、規模及び勤務の形態別事業場数の割合

(%)

産業，規模	計	交替制 無し	交 替 制 あ り （M.A.）			
			小 計	2 交替制	3 交替制	その他の 交 替 制
計	100.0	46.8	53.2	25.8	28.4	13.4
製 造 業	100.0	61.0	39.0	37.4	11.4	2.4
卸売業，小売業	100.0	62.2	37.8	24.4	13.4	7.3
金融・保険業	100.0	84.1	15.9	6.3	6.3	3.2
運輸・通信業	100.0	50.0	50.0	12.5	4.5	35.2
サービス業	100.0	30.4	69.6	29.0	48.1	10.1
500人以上	100.0	34.6	65.4	33.1	26.3	21.1
100～499人	100.0	46.4	53.6	25.1	34.4	11.4
30～99人	100.0	50.9	49.1	25.1	23.4	10.9
1～29人	100.0	68.0	32.0	14.0	10.0	16.0

事業場の部門ごとに勤務の形態をみると、いずれの部門においても交替制でない勤務の割合の方が交替制勤務の割合を上回って高いが、特に事務管理部門においては交替制でない勤務の割合が高い。交替制を採用している部門の交替制の形態をみると、生産部門では2交替制を、サービス部門では3交替制を採用している割合が高い。

部門別に従事者の性別をみると、サービス業を除く各部門では男女とも従事し、かつ男女同一の所定労働時間数である勤務形態がほとんどであるのに対して、サービス部門では男女とも従事し、かつ同一の所定労働時間数が同一である勤務形態の割合とそれ以外の勤務形態女子のみが従事している勤務形態及び同一の勤務形態に男女が従事していても男女異なる所定労働時間数である勤務形態の合計の割合がほぼ同程度の割合となっている。

また、これらの部門のうち、12.6%が変形労働時間制を採用しているがその実施割合はサービス部門(29.3%)において相対的に高い(第6表)。

第6表 勤務形態、所定労働時間数等の男女間の異同及び変形労働時間制の有無別部門数の割合

(M.A.%)

部 門	計		勤 務 形 態				所定労働時間数等の男女間の異同			変形労働時間制の定めあり
			交替制のない勤務	2交替制	3交替制	その他の交替制	男女一律	女子のみ及び男子と異なる女子の勤務	女子と異なる男子の勤務	
部 門 計	100.0	(1500)	91.1	15.9	14.2	7.3	92.7	29.7	5.7	12.6
事 務 管 理	100.0	(657)	98.2	5.5	2.0	1.2	94.5	9.1	2.4	3.7
販 売 営 業	100.0	(197)	89.3	12.2	2.6	2.1	93.9	9.1	3.6	8.1
生 産	100.0	(179)	82.7	31.8	12.3	2.8	100.0	11.7	17.9	14.0
研 究 開 発	100.0	(40)	90.0	10.0	—	—	90.0	7.5	2.5	5.0
サ ー ビ ス	100.0	(427)	85.0	27.5	40.6	21.1	86.7	80.3	6.8	29.3

(注)① 同一部門において、複数の勤務形態があるもの及び男女同一の勤務形態であっても、男女で所定労働時間数が異なるものについては、それぞれ計上したため計は100.0を超える。

② ()は部門数の実数である。

(2) 所定労働時間数

イ 1日の所定労働時間数について事業場全体で一律に定めている事業場の割合は70.8%であり、その場合の所定労働時間数別に事業場の構成をみると、「8時間」が44.0%で最も多く、次いで「7時間を超え8時間未満」が38.5%となっている。部門等によって異なった所定労働時間数を定めている事業場の割合は29.2%であり、その場合の1日の所定労働時間数は「7時間を超え8時間未満」が最も多く、次いで「8時間」となっている。

これを産業別、規模別にみると、金融・保険業で部門等により異なった所定労働時間数を定めている事業場の割合が高く、また1～29人規模で事業場一律の事業場割合と部門等により異なっている事業場の割合とがほぼ同じ割合となっているほかは、いずれの産業、規模も事業場一律に定めている事業場の割合が高い（第7表）。

ロ 1週の所定労働時間数

1週間の所定労働時間数については、事業場全体が一律に定めている事業場の割合は68.6%であり、その場合の一週の所定労働時間数は「48時間」（24.3%）、「40時間を超え44時間未満」（23.0%）、「40時間未満」（21.0%）とする事業場の割合が比較的高い。一方、部門別等により異なった週所定労働時間数を定めている事業場の割合は31.4%であるが、その場合の1週の所定労働時間数は、「40時間を超え44時間未満」、「40時間未満」及び「48時間」である事業場の割合が相対的に高い（第8表）。

産業別、規模別にみると、金融・保険業では部門等により異なった所定労働時間数を定めている事業場の割合が3分の2と高く、また1～29人規模で部門等により異なっている事業場の割合が一律に定めている事業場の割合をやや上回っているほかは、いずれの産業、規模も事業場で一律に定めている事業場の割合が6割～7割台と高い（第8表）。

第7表 産業、規模、所定労働時間の決め方及び1日の所定労働時間
数階級別事業場数の割合

(%)

産 業 , 規 模	計	一 律 に 定 め て い る						部 門 等 に よ り 異 な る						(M.A.)
		小 計	7 時 間 未 満	7 時 間	7 時 間 を 超 え 8 時 間 未 満	8 時 間	8 時 間 を 超 え	小 計	7 時 間 未 満	7 時 間	7 時 間 を 超 え 8 時 間 未 満	8 時 間	8 時 間 を 超 え	
計	100.0	708 (100.0)	(14)	(14.7)	(385)	(440)	(14)	292 (100.0)	(21.6)	(322)	(114.6)	(864)	(7.0)	
製 造 業	100.0	724 (100.0)	(-)	(23)	(393)	(57.3)	(11)	276 (100.0)	(59)	(29)	(188.2)	(138.2)	(-)	
卸売業, 小売業	100.0	62.2 (100.0)	(-)	(5.9)	(314)	(60.8)	(19)	378 (100.0)	(25.8)	(290)	(61.3)	(1194)	(16.1)	
金融・保険業	100.0	349 (100.0)	(9.1)	(18.2)	(68.2)	(45)	(-)	65.1 (100.0)	(19.5)	(122)	(829)	(49)	(-)	
運輸・通信業	100.0	68.2 (100.0)	(6.7)	(18.3)	(450)	(30.0)	(-)	31.8 (100.0)	(14.8)	(44.4)	(1259)	(444)	(37)	
サ ー ビ ス 業	100.0	794 (100.0)	(04)	(193)	(358)	(42.7)	(12)	206 (100.0)	(31.8)	(56.1)	(116.7)	(1121)	(12.1)	
500 人 以 上	100.0	684 (100.0)	(44)	(231)	(527)	(198)	(-)	31.6 (100.0)	(14.6)	(17.1)	(1780)	(829)	(24)	
100~499 人	100.0	75.5 (100.0)	(-)	(143)	(390)	(45.9)	(0.8)	245 (100.0)	(17.3)	(40.7)	(1160)	(963)	(74)	
30~99 人	100.0	68.6 (100.0)	(1.7)	(11.6)	(31.7)	(53.3)	(1.7)	31.4 (100.0)	(29.1)	(38.2)	(873)	(782)	(9.1)	
1~29 人	100.0	520 (100.0)	(38)	(38)	(154)	(65.4)	(11.6)	480 (100.0)	(31.8)	(13.6)	(59.1)	(773)	(9.1)	

第8表 産業、規模、所定労働時間の決め方及び1週の所定労働時間数
階級別事業場数の割合

(%)

産 業 ， 規 模	計	一 律 に 定 め て い る							部 門 等 に よ り 異 な る							(MA)	
		小 計	4 0 時 間 未 満	4 0 時 間	4 0 超～ 4 4 時 間 未 満	4 4 時 間	4 4 超～ 4 8 時 間 未 満	4 8 時 間	4 8 時 間 超	小 計	4 0 時 間 未 満	4 0 時 間	4 0 超～ 4 4 時 間 未 満	4 4 時 間	4 4 超～ 4 8 時 間 未 満	4 8 時 間	4 8 時 間 超
計	1000	686 (1000)	(214)	(63)	(230)	(123)	(117)	(243)	(13)	314 (1000)	(594)	(208)	(736)	(99)	(453)	(514)	(57)
製 造 業	1000	724 (1000)	(91)	(136)	(136)	(46)	(193)	(398)	(-)	276 (1000)	(819)	(818)	(424)	(-)	(848)	(515)	(-)
卸売業、小売業	1000	622 (1000)	(39)	(98)	(137)	(39)	(177)	(490)	(20)	378 (1000)	(451)	(-)	(419)	(161)	(419)	(968)	(97)
金融・保険業	1000	333 (1000)	(428)	(48)	(476)	(-)	(-)	(48)	(-)	666 (1000)	(476)	(48)	(619)	(-)	(71)	(-)	(-)
運輸・通信業	1000	693 (1000)	(541)	(82)	(181)	(49)	(16)	(131)	(-)	307 (1000)	(800)	(80)	(720)	(160)	(240)	(240)	(40)
サ ー ビ ス 業	1000	751 (1000)	(191)	(27)	(272)	(195)	(113)	(183)	(19)	249 (1000)	(555)	(160)	(1049)	(148)	(568)	(691)	(99)
5 0 0 人 以 上	1000	692 (1000)	(428)	(176)	(209)	(66)	(77)	(44)	(-)	308 (1000)	(925)	(400)	(700)	(75)	(550)	(300)	(-)
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1000	746 (1000)	(185)	(47)	(236)	(126)	(130)	(272)	(04)	254 (1000)	(683)	(171)	(829)	(85)	(463)	(476)	(73)
3 0 ～ 9 9 人	1000	634 (1000)	(126)	(18)	(234)	(153)	(126)	(325)	(18)	366 (1000)	(359)	(188)	(750)	(141)	(469)	(609)	(63)
1 ～ 2 9 人	1000	440 (1000)	(46)	(-)	(227)	(182)	(91)	(318)	(136)	560 (1000)	(385)	(77)	(462)	(77)	(231)	(731)	(77)

(3) 法定時間外労働協定の状況

- イ 法定時間外労働協定を締結している事業場の割合は77.7%であり、そのほとんどの事業場で女子について延長できる時間数を定めているが、男子については、男子のいない事業場もあることから、その割合がやや低くなっている。

延長できる期間の単位としては、「1日」についての定めは、男女とも9割を超える事業場であるが、その他の期間については、女子は「1週間」及び「年間」を、男子は「1カ月」を協定している事業場が多い。

産業別にみると、法定時間外労働協定を締結している事業場の割合は、金融・保険業、運輸・通信業及び製造業で9割を超えており、他方、卸売業、小売業及びサービス業では6～7割台でやや割合が低くなっている。事業場規模別にみると、規模が大きくなるほど、法定時間外労働協定締結事業場の割合が高くなっている。延長できる期間の単位としては、いずれの産業、事業場規模においても、全体でみた傾向とほぼ同様である(第9表)。

- ロ 1日についての延長労働時間数をみると、女子については「2時間」とするものがほとんどであるが、男子については「4時間を超え6時間以下」が37.7%と最も多く、次いで「3時間を超え4時間以下」が26.4%となっている(第10表)。

- ハ 1週についての延長労働時間数をみると、女子については「6時間」とするものがほとんどであり、男子については「15時間を超え」が51.2%を占め、次いで「10時間を超え15時間以下」が28.1%となっている(第11表)。

- ニ 1カ月についての延長労働時間数をみると、女子については「10時間を超え15時間以下」が32.8%、「20時間を超え25時間以下」が31.2%となっている。これに対して、男子については「30時間を超え50時間以下」が50.5%を占め、「50時間を超え」も32.1%となっている(第12表)。

なお、女子については年間を単位として協定を締結している事業場の割合もかなりあるが、その延長労働時間数は150時間とする事業場がほとんどである。

第9表 産業、規模及び法定時間外労働協定の有無並びに男女別延長
できる期間の単位別事業場数の割合

(M. A. %)

産業・規模	計	協定なし	協定あり	女子について協定あり					男子について協定あり						
				延長できる期間の単位				計	延長できる期間の単位				計		
				1 日	1 週	1 ヵ 月	1 年 間		そ の 他	1 日	1 週	1 ヵ 月		1 年 間	そ の 他
計	1000	223	777	76.3(100.0)	(96.6)	(70.7)	(34.8)	(5.68)	(2.4)	71.8(100.0)	(91.8)	(27.6)	(6.38)	(15.7)	(5.8)
製造業	1000	98	902	88.6(100.0)	(98.2)	(70.6)	(40.4)	(50.5)	(1.8)	87.8(100.0)	(94.4)	(33.3)	(65.7)	(16.7)	(4.6)
卸売業、小売業	1000	256	744	73.2(100.0)	(96.7)	(85.0)	(36.7)	(7.33)	(6.7)	67.1(100.0)	(94.5)	(32.7)	(67.3)	(32.7)	(5.5)
金融・保険業	1000	32	968	95.2(100.0)	(98.3)	(83.3)	(13.3)	(7.67)	(1.7)	95.2(100.0)	(93.3)	(18.3)	(63.3)	(11.7)	(10.0)
運輸・通信業	1000	34	966	94.3(100.0)	(91.6)	(69.9)	(49.4)	(5.54)	(3.6)	87.5(100.0)	(85.7)	(13.0)	(81.8)	(6.5)	(13.0)
サービス業	1000	342	658	64.6(100.0)	(97.3)	(63.7)	(31.8)	(50.7)	(1.3)	58.8(100.0)	(91.6)	(31.5)	(55.2)	(15.3)	(2.5)
500人以上	1000	83	917	91.0(100.0)	(94.2)	(68.6)	(38.8)	(5.54)	(3.3)	89.5(100.0)	(87.4)	(21.8)	(68.9)	(13.4)	(9.2)
100～499人	1000	184	816	80.5(100.0)	(97.5)	(72.8)	(35.9)	(6.16)	(2.5)	75.8(100.0)	(92.7)	(29.2)	(64.6)	(16.9)	(4.6)
30～99人	1000	326	674	65.1(100.0)	(97.4)	(66.7)	(28.7)	(50.9)	(1.8)	58.9(100.0)	(93.2)	(28.2)	(58.3)	(12.6)	(5.8)
1～29人	1000	500	500	48.0(100.0)	(95.8)	(75.0)	(29.2)	(3.75)	(－)	42.0(100.0)	(100.0)	(38.1)	(52.4)	(28.6)	(－)

第 10 表 男女及び 1 日の延長時間数階級別事業場
数の割合

(MA%)

	計	1 時間 以下	1 時間を超え 2 時間未満	2 時間	2 時間を超え			
					2 時間を超 3 時間以下	3 時間を超 4 時間以下	4 時間を超 5 時間以下	5 時間を超
女 子	(966)1000	2.3	1.9	10.41	4.3			
男 子	(918)1000	0.6	18.2		18.2	26.4	37.7	17.9

- (注)① ()内は法定時間外労働協定のある事業場のうち、部門において事業場の全部又は 1 部の延長労働時間数が定められている割合である。以下第 11 表及び第 12 表において同じ。
② 延長できる法定時間数は部門ごとに回答されているので、計は 100 とならない。第 11 表及び第 12 表において同じ。

第 11 表 男女及び 1 週の延長時間数階級別事業場
数の割合

(MA%)

	計	6 時間 未 満	6 時間	6 時間を超え		
				6 時間を超 10 時間以下	10 時間を超 15 時間以下	15 時間を超
女 子	(70.7)1000	3.7	10.4.2	3.2		
男 子	(27.6)1000	22.3		20.1	28.1	51.2

第 12 表 男女及び 1 カ月の延長時間数階級別事業場
数の割合

(MA%)

	計	1 0 時 間以下	1 0 時 間を超え 1 5 時間以下	1 5 時 間を超え 2 0 時間以下	2 0 時 間を超え 2 5 時間以下	2 5 時間を超え		
						2 5 時 間を超え 3 0 時間以下	3 0 時 間を超え 5 0 時間以下	5 0 時 間を超え
女 子	(340)1000	18.8	32.8	27.4	31.2	11.3		
男 子	(63.8)1000	19.3			22.7		50.5	32.1

3 法定時間外労働の実態

(1) 法定時間外労働従事者の割合

昭和57年6月中において法定時間外労働に従事した者の割合をみると、女子については、40%以上が従事した事業場の割合は58.4%であり、80%以上が従事した事業場も26.9%となっている。他方男子については、40%以上が従事した事業場の割合は52.8%である。

産業別にみると、女子の法定時間外労働従事者の割合が40%以上である事業場の割合は、金融・保険業（86.6%）で最も高く、次いで卸売業、小売業（64.9%）が続き、他方運輸・通信業（40.7%）で低い。また、規模別にみると、1～29人規模で法定時間外労働従事者の割合が80%以上である事業場の割合が45.7%と高くなっている（第13表）。

第13表 産業、規模、男女及び法定時間外労働従事者の割合階級別事業場数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	女 子							男 子						
	計	20 % 未 満	20 40 % % 以 未 上 満	40 60 % % 以 未 上 満	60 80 % % 以 未 上 満	80 % 以 上	平 均	計	20 % 未 満	20 40 % % 以 未 上 満	40 60 % % 以 未 上 満	60 80 % % 以 未 上 満	80 % 以 上	平 均
計	100.0	22.7	18.9	14.6	16.9	26.9	44.9	100.0	26.4	20.8	18.4	18.4	16.0	49.3
製 造 業	100.0	26.8	19.6	15.2	13.4	25.0	40.3	100.0	11.5	19.5	18.6	21.2	29.2	60.9
卸 売 業、小 売 業	100.0	16.2	18.9	9.5	21.6	33.8	70.5	100.0	28.0	16.0	21.3	20.0	14.7	65.1
金 融 ・ 保 險 業	100.0	1.7	11.7	13.3	15.0	58.3	77.5	100.0	8.3	23.3	11.7	30.0	26.7	66.7
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	45.7	13.6	9.9	12.3	18.5	18.3	100.0	28.8	28.7	17.5	12.5	12.5	37.8
サ ー ビ ス 業	100.0	20.9	21.2	17.0	18.5	22.4	45.3	100.0	43.4	20.0	19.1	16.2	10.6	33.0
5 0 0 人 以 上	100.0	39.8	11.9	6.8	9.3	32.2	43.3	100.0	20.0	22.5	11.7	24.1	21.7	52.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	18.3	19.8	19.2	20.1	22.6	47.2	100.0	23.2	21.7	22.6	19.0	13.5	43.8
3 0 ～ 9 9 人	100.0	23.5	19.4	14.1	16.5	26.5	44.8	100.0	34.5	18.4	17.9	13.7	15.5	29.2
1 ～ 2 9 人	100.0	6.5	28.3	4.3	15.2	45.7	62.7	100.0	39.4	18.2	3.0	15.2	24.2	45.1

(2) 法定時間外労働従事者の月間1人平均従事日数及び延法定時間外労働時間数

イ 昭和57年6月における法定時間外労働従事者の1人平均従事日数別に事業場の構成をみると、女子については、「5日未満」の事業場の割合が半数以上を占め、「5日～10日未満」(28.9%)、「10日～15日未満」(10.5%)と続き、月間1人平均従事日数は6.4日である。男子については、「5日未満」が33.8%、「5日～10日未満」が33.3%とこれらの日数で最も高くなっており平均従事日数は8.7日である。

女子について産業別の状況をみると、「10日以上」である事業場の割合は、製造業(25.9%)及び卸売業、小売業(24.4%)において比較的高く、他方、金融・保険業(9.8%)及び運輸・通信業(16.2%)において比較的低いものの、平均従事日数はいずれの産業も6～7日となっている。

また、女子について部門別にみると、「10日以上」である事業場の割合は、生産部門(32.5%)及び販売・営業部門(27.8%)で高く、研究開発部門(18.5%)及び事務・管理部門(16.1%)において相対的に低い。

男子については、産業別には製造業で、部門別には生産部門で法定時間外労働日数の多い者の割合が高い(第14表、第14表-2)。

ロ 昭和57年6月における法定時間外労働従事者の月間1人平均法定時間外労働時間数別についてみると、女子については「5時間以下」及び「5時間を超え10時間以下」がともに37.8%を占め、10時間を超える事業場の割合は24.3%と4分の1程度である。また、月間1人平均法定時間外労働時間数は7時間39分である。一方男子については、10時間を超える事業場の割合が6割を占め、月間1人平均法定時間外労働時間数は15時間52分と女子のそれのほぼ倍近い時間数となっている。

月間1人平均法定時間外労働時間数について、産業別、部門別にみると、女子については製造業、サービス業及び生産部門で相対的に時間数が長く、金融・保険業、研究開発部門で相対的に時間が短くなっている。

第 1 4 表 産業、規模、男女及び月間 1 人平均法定時間外労働日数階級別
事業場数の割合

(%)

産業、規模	女 子							男 子						
	小 計	5 日 未 満	5 日～ 10 日 未 満	10 日～ 15 日 未 満	15 日～ 20 日 未 満	20 日 以 上	平 均	小 計	5 日 未 満	5 日～ 10 日 未 満	10 日～ 15 日 未 満	15 日～ 20 日 未 満	20 日 以 上	平 均
計	100.0	51.7	28.9	10.5	3.4	5.5	6.4	100.0	33.8	33.3	14.8	8.8	9.3	8.7
製 造 業	100.0	46.4	27.7	11.6	5.4	8.9	7.8	100.0	28.3	19.5	17.7	15.0	19.5	11.2
卸売業、小売業	100.0	50.0	25.6	10.3	6.4	7.7	7.1	100.0	34.3	35.7	14.3	5.7	10.0	8.3
金融・保険業	100.0	45.1	45.1	5.9	—	3.9	6.0	100.0	28.0	46.0	16.0	6.0	4.0	8.2
運輸・通信業	100.0	60.0	23.8	10.0	—	6.2	5.9	100.0	48.1	28.6	5.2	13.0	5.2	7.3
サ ー ビ ス 業	100.0	52.9	28.9	10.9	3.3	4.0	6.1	100.0	33.0	37.2	16.1	6.5	7.2	8.3
500 人以上	100.0	51.4	29.9	10.3	2.8	5.6	6.2	100.0	37.1	31.4	16.2	8.6	6.7	8.1
100～499 人	100.0	49.1	23.5	8.7	3.7	5.0	6.6	100.0	30.6	36.0	15.1	9.8	8.5	8.9
30～99 人	100.0	57.0	20.9	14.5	1.7	5.8	6.1	100.0	37.8	30.8	11.2	7.7	12.6	8.6
1～29 人	100.0	51.0	24.4	8.2	8.2	8.2	7.0	100.0	37.6	20.8	25.0	4.2	12.5	9.0

第 1 4 表－2 部門、男女及び 1 人平均法定時間外労働日数階級別事業場数の割合

(%)

部 門	女 子							男 子						
	小 計	5 日 未 満	5 日～ 10 日 未 満	10 日～ 15 日 未 満	15 日～ 20 日 未 満	20 日 以 上	平 均	小 計	5 日 未 満	5 日～ 10 日 未 満	10 日～ 15 日 未 満	15 日～ 20 日 未 満	20 日 以 上	平 均
事 務 ・ 管 理	(833) 1000	50.8	33.1	8.7	2.8	4.6	6.3	(819) 1000	35.8	37.1	12.8	6.4	7.9	7.8
販 売 ・ 営 業	(844) 1000	47.7	24.5	8.6	7.9	11.3	7.6	(901) 1000	36.9	22.9	16.6	8.3	15.3	9.9
生 産	(915) 1000	40.4	27.2	15.9	7.3	9.3	8.5	(982) 1000	25.3	19.8	18.5	15.4	21.0	11.5
研 究 ・ 開 発	(775) 1000	44.7	37.0	7.4	7.4	3.7	22.5	(921) 1000	36.7	23.3	13.3	6.7	20.0	9.9
サ ー ビ ス	(374) 1000	52.6	29.7	10.6	3.1	4.0	12.6	(810) 1000	37.6	29.9	17.5	6.0	9.0	8.1

(注) () は当該部門において、法定時間外労働従事者のいる割合である。

第15表 産業、規模、男女及び月間一人平均法定時間外
労働時間数階級別事業場数の割合

(%)

産 業 , 規 模	女 子								男 子							
	計	5 時 間	5 時 間 を 超 え 1 0 時 間	1 0 時 間 を 超 え 1 5 時 間	1 5 時 間 を 超 え 2 0 時 間	2 0 時 間 を 超 え 2 5 時 間	2 5 時 間 を 超 え	平 均	計	5 時 間	5 時 間 を 超 え 1 0 時 間	1 0 時 間 を 超 え 2 0 時 間	2 0 時 間 を 超 え 3 0 時 間	3 0 時 間 を 超 え	平 均	
		以下	以下	以下	以下	以下	え			以下	以下	以下	以下	え		
計	100.0	37.8	37.8	14.0	5.8	2.7	1.8	7:39	100.0	15.4	24.4	33.1	15.5	11.6	15:52	
製 造 業	100.0	36.2	35.3	17.2	9.5	0.9	0.9	7:49	100.0	19.7	13.7	29.1	16.2	21.3	18:48	
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	43.2	33.3	9.9	5.0	7.4	1.2	7:31	100.0	23.3	28.8	30.1	11.0	6.8	12:39	
金 融 ・ 保 険 業	100.0	40.7	45.8	11.8	1.7	—	—	6:31	100.0	5.2	27.6	51.7	15.5	—	13:25	
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	44.5	38.3	6.2	4.9	1.2	4.9	7:44	100.0	16.7	35.9	24.4	10.3	12.7	15:11	
サ ー ビ ス 業	100.0	35.2	38.2	16.1	5.7	3.0	1.8	7:49	100.0	13.3	23.9	34.0	17.9	10.9	16:09	
5 0 0 人 以 上	100.0	40.0	40.0	13.3	5.0	—	1.7	7:08	100.0	12.8	24.8	33.3	19.7	9.4	15:46	
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	33.9	38.8	16.4	5.5	3.9	1.5	8:13	100.0	13.5	21.5	35.7	16.0	13.3	16:50	
3 0 ～ 9 9 人	100.0	43.9	34.7	11.0	7.5	1.7	1.2	6:36	100.0	20.7	30.4	26.2	13.1	9.6	14:03	
1 ～ 2 9 人	100.0	38.8	36.7	10.2	4.1	4.1	6.1	8:50	100.0	20.8	25.0	37.5	4.2	12.5	13:26	

第15表-2 男女及び月間一人平均法定時間外
労働時間数階級別部門数の割合

(%)

部 門	女 子								男 子							
	計	5時間	5時間を超え 10時間	10時間を超え 15時間	15時間を超え 20時間	20時間を超え 25時間	25時間を超え	平 均	計	5時間	5時間を超え 10時間	10時間を超え 20時間	20時間を超え 30時間	30時間を超え	平 均	
		以下	以下	以下	以下	以下	え			以下	以下	以下	以下	え		
事 務 管 理	1000	363	36.5	14.3	6.9	3.1	2.9	8:24	1000	15.1	26.8	32.3	15.3	10.5	15:40	
販 売 ・ 営 業	1000	474	24.7	13.6	5.2	5.2	3.9	8:10	1000	19.4	28.1	23.1	15.6	13.8	15:45	
生 産	1000	380	31.0	14.6	10.8	2.5	3.1	9:25	1000	19.0	14.9	24.4	17.9	23.8	20:41	
研 究 開 発	1000	483	17.2	27.6	6.9	—	—	7:26	1000	18.2	24.2	18.2	12.1	27.3	19:18	
サ ー ビ ス	1000	44.2	30.3	14.7	5.6	2.6	2.6	7:45	1000	18.8	28.3	29.8	14.3	8.8	14:24	

一方男子については、製造業、サービス業、生産部門及び研究開発部門で相対的に時間数が長く、卸売業・小売業、金融・保険業及びサービス部門で相対的に短くなっている（第15表、第15表の2）。

(3) 日数の最多者及び延時間数の最多者の状況

イ 法定時間外労働従事者のうち、月間従事日数の最多者の日数別についてみると、女子については「5日～10日未満」である事業場の割合が24.4%で最も高く、次いで「20日以上」が21.7%となっている。他方男子について「20日以上」である事業場の割合は42.8%と最も高い。

女子について産業別の状況をみると、最多者の日数が「20日以上」である事業場の割合は、製造業（25.4%）及びサービス業（23.8%）でやや高く、金融・保険業（11.1%）及び運輸・通信業（16.1%）で低い。規模別にみると「20日以上」である事業場の割合は概ね規模が大きいところで高く、100人以上規模では4分の1程度となっている。

一方1～29人規模においては「5日未満」が4割を超えて高い。

女子について部門別の状況をみると「20日以上」である事業場の割合は、販売・営業部門（23.4%）及び生産部門（23.2%）で相対的に高く、他方事務管理（10.9%）及び研究開発（10.7%）で低い。

男子については、製造業、大規模及び生産部門において20日以上の割合が高く、他方、金融・保険業、運輸・通信業、小規模及び事務管理部門においてその割合が低い（第16表、第16表-2）。

第 16 表 産業、規模、男女及び法定時間外労働従事日数の最多者の法定時間外労働従事日数階級別事業場数の割合

(%)

産 業、 規 模	女 子						男 子					
	小 計	1～ 5日 未 満	5～ 10日 未 満	10～ 15日 未 満	15～ 20日 未 満	20日 以 上	小 計	1～ 5日 未 満	5～ 10日 未 満	10～ 15日 未 満	15～ 20日 未 満	20日 以 上
計	100.0	17.4	24.4	20.9	15.6	21.7	100.0	10.7	19.7	11.4	15.4	42.8
製 造 業	100.0	12.7	21.2	24.6	16.1	25.4	100.0	5.9	16.8	3.4	15.1	58.8
卸売業，小売業	100.0	21.3	17.5	28.7	12.5	20.0	100.0	13.9	20.8	12.5	9.7	43.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	11.1	31.5	31.5	14.8	11.1	100.0	1.9	20.7	20.7	24.6	32.1
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	24.7	33.3	18.5	7.4	16.1	100.0	7.7	32.1	14.1	14.1	32.0
サ ー ビ ス 業	100.0	17.4	23.8	16.6	18.4	23.8	100.0	14.5	17.0	12.0	15.5	41.0
500 人以上	100.0	15.0	24.8	20.4	15.0	24.8	100.0	7.2	20.7	5.4	15.3	51.4
100～499人	100.0	8.4	23.0	26.3	17.8	24.5	100.0	7.1	16.5	13.5	17.8	45.1
30～99人	100.0	28.3	29.5	11.6	13.3	17.3	100.0	17.9	24.8	11.7	8.7	35.9
1～29人	100.0	45.8	14.6	18.8	10.4	10.4	100.0	34.8	26.1	8.7	17.4	13.0

第 16 表の 2 部門の種類、男女及び法定時間外労働従事日数の最多者の法定時間外労働従事日数階級別部門数の割合

(%)

部 門	女 子						男 子					
	小 計	1～ 5日 未 満	5～ 10日 未 満	10～ 15日 未 満	15～ 20日 未 満	20日 以 上	小 計	1～ 5日 未 満	5～ 10日 未 満	10～ 15日 未 満	15～ 20日 未 満	20日 以 上
事 務 ・ 管 理	100.0	23.0	32.3	19.8	14.0	10.9	100.0	16.5	22.3	18.6	17.1	25.5
販 売、 営 業	100.0	29.3	18.0	16.0	13.3	23.4	100.0	16.0	21.8	14.1	10.3	37.8
生 産	100.0	16.1	23.9	23.9	12.9	23.2	100.0	6.6	15.1	8.4	18.7	51.2
研 究 開 発	100.0	28.6	35.7	17.9	7.1	10.7	100.0	16.1	16.1	16.1	12.9	38.8
サ ー ビ ス	100.0	23.7	23.2	20.0	13.3	19.8	100.0	18.3	18.7	12.8	14.3	35.9

- ロ 月間法定時間外労働延長時間数の最多者の法定時間外労働時間数についてみると、女子については「25時間を超え」る事業場の割合が23.2%で最も多く「20時間を超え」る事業場の割合は37.3%となっている。男子については「20時間を超え40時間以下」が28.4%で最も多いものの「40時間を超え」る事業場の割合は40.0%となっている。

女子について、産業別の状況を見ると、「20時間を超え」る事業場の割合は概ね規模が大きくなるほど高い。部門別にみると、女子は「20時間を超え」はサービス部門（32.9%）及び生産部門（30.8%）で相対的に高く、研究開発部門（13.8%）で相対的に低い。

男子については、製造業、大規模及び生産部門において「40時間を超え」る事業場の割合が高く、卸売業・小売業、小規模及び販売営業部門においてその割合は低い（第17表、第17表-2）

(4) 深夜に及んだ法定時間外労働の状況

法定時間外労働のうち深夜に及んだ労働についてみると、6月中に女子については16.4%の事業場において、男子については28.2%の事業場において、深夜の法定時間外労働に従事した者がおり、事業場の全労働者数に占める深夜に及ぶ法定時間外労働従事者の割合は、女子については、6.2%、男子については7.2%となっている。深夜に及んだ法定時間外労働のあった事業場を産業別にみると、女子についてはサービス業（29.2%）及び卸売業・小売業（15.0%）で多く、他の産業ではあまりみられない。全労働者に占める深夜業従事者の割合をみると、サービス業では15.5%あるが、他産業では1%以下である。

男子についても、サービス業において深夜法定時間外労働のあった事業場割合及び深夜労働従事者の割合が、他産業に比べ相対的に高い（第18表）。

第 17 表

産業、規模、男女及び月間延法定時間外労働時間数の最多者の法定時間外労働時間数階級別事業場数の割合

(例)

産業、規模	女 子							男 子						
	計	5時間 以下	5時間 を超え 10時間 以下	10時間 を超え 15時間 以下	15時間 を超え 20時間 以下	20時間 を超え 25時間 以下	25時間 を 超え	計	5時間 以下	5時間 を超え 10時間 以下	10時間 を超え 20時間 以下	20時間 を超え 40時間 以下	40時間 を超え 60時間 以下	60時間 を 超え
計	100.0	12.2	19.5	16.3	14.7	14.1	23.2	100.0	5.5	9.0	17.1	28.4	18.1	21.9
製 造 業	100.0	10.8	10.8	20.9	21.7	22.5	13.3	100.0	5.0	4.1	10.7	26.4	23.2	30.6
卸売業、小売業	100.0	20.7	15.9	24.4	13.4	7.3	18.3	100.0	5.4	20.3	18.9	33.8	9.5	12.1
金 融・保 険 業	100.0	3.4	33.9	13.6	11.9	18.6	18.6	100.0	—	5.2	19.0	37.9	24.2	13.7
運 輸・通 信 業	100.0	14.6	31.7	11.0	15.9	12.2	14.6	100.0	1.3	12.7	22.8	25.3	17.7	20.2
サ ー ビ ス 業	100.0	11.5	18.1	14.5	12.7	12.4	30.8	100.0	8.0	8.0	17.3	26.7	17.0	23.0
500人以上	100.0	10.7	13.9	15.6	18.0	13.1	28.7	100.0	1.7	5.9	12.6	26.9	22.7	30.2
100～499人	100.0	5.9	16.1	17.2	17.0	16.4	27.4	100.0	3.3	6.1	14.5	30.8	21.2	24.1
30～99人	100.0	20.8	27.2	15.6	9.3	12.1	15.0	100.0	11.0	16.6	24.8	26.2	9.7	11.7
1～29人	100.0	28.0	30.0	14.0	10.0	8.0	10.0	100.0	20.0	20.0	28.0	16.0	4.0	12.0

第 17 表－ 2

部門の種類、男女及び月間延法定時間外労働時間数の最多者の法定時間外労働時間階級数別部門数の割合

(例)

部 門	女 子							男 子						
	計	5時間 以下	5時間 を超え 10時間 以下	10時間 を超え 15時間 以下	15時間 を超え 20時間 以下	20時間 を超え 25時間 以下	25時間 を 超え	計	5時間 以下	5時間 を超え 10時間 以下	10時間 を超え 15時間 以下	20時間 を超え 40時間 以下	40時間 を超え 60時間 以下	60時間 を 超え
事 務 ・ 管 理	100.0	17.7	23.6	16.8	14.8	10.7	16.4	100.0	10.0	10.4	21.6	30.0	16.1	11.9
販 売 ・ 営 業	100.0	24.5	18.1	13.5	16.8	11.0	16.1	100.0	8.0	13.0	22.8	24.7	15.4	16.1
生 産	100.0	15.7	14.5	24.5	14.5	15.1	15.7	100.0	7.1	4.7	10.7	30.2	20.1	27.2
研 究 開 発	100.0	20.7	27.6	20.7	17.2	6.9	6.9	100.0	9.1	9.1	24.2	21.2	9.1	27.3
サ ー ビ ス	100.0	18.2	17.9	15.9	15.1	12.8	20.1	100.0	10.1	9.4	22.4	32.1	10.5	15.5

第 18 表 産業、規模及び深夜に及んだ法定時間外労働の有無別事業場数の割合及び、従事者の割合 (%)

産 業、 規 模	女		子		男		子	
	計	深夜に及んだ法定時間外労働従事者		従事者の割合 (%)	計	深夜に及んだ法定時間外労働従事者		従事者の割合 (%)
		あ	な			あ	な	
計	100.0	16.4	83.6	6.2	100.0	28.2	71.8	7.2
製 造 業	100.0	0.8	99.2	0.1	100.0	18.5	81.5	5.2
卸売業、小売業	100.0	15.0	85.0	0.6	100.0	20.8	79.2	8.6
金融・保険業	100.0	—	100.0	0.0	100.0	24.1	75.9	2.7
運輸・通信業	100.0	2.5	97.5	1.0	100.0	25.6	74.4	4.4
サ ー ビ ス 業	100.0	29.2	70.8	15.5	100.0	36.1	63.9	20.0
500人以上	100.0	11.8	88.2	5.9	100.0	35.1	64.9	6.0
100～499人	100.0	20.2	79.8	3.7	100.0	32.4	67.6	11.3
30～99人	100.0	12.4	87.6	7.1	100.0	14.2	85.8	9.8
1～29人	100.0	15.6	84.4	7.3	100.0	20.0	80.0	29.9

注 事業場の全労働者に占める法定時間外労働で深夜におよんだ者の割合である。

第19表 深夜に及んだ法定時間外労働従事者の月間平均従事日数及び月間平均延従事時間階級数別事業場数の割合 (%)

	計	日 数				延 時 間 数			
		1 日	2 日 ～ 3 日	4 日 ～ 5 日	6 日 以上	2 時間 以下	2 時間を超え 5 時間以下	5 時間を超え 10 時間以下	10 時間 を超え
女 子	(16.4) 100.0	36.2	37.2	13.3	13.3	46.3	35.1	14.8	3.8
男 子	(28.2) 100.0	23.7	37.5	20.0	18.8	62.8		20.7	16.5

(注) () 内の数値は、深夜に及んだ法定時間外労働従事者の割合である。

第20表 深夜に及んだ法定時間外労働従事者の最多者の月間従事日数階級及び月間延従事時間階級数別事業場数の割合 (%)

	計	日 数					延 時 間 数				
		1 日	2 日 ～ 3 日	4 日 ～ 5 日	6 日 ～ 9 日	10 日 以上	2 時間 以下	2 時間を超え 5 時間以下	5 時間を超え 10 時間以下	10 時間を超え 15 時間以下	15 時間 を超え
女 子	100.0	25.2	25.2	16.8	19.7	13.1	25.9	32.4	21.3	10.2	10.2
男 子	100.0	11.8	24.2	14.9	25.5	23.6	34.9		18.1	13.2	33.7

深夜に及んだ法定時間外労働について従事者の月間の平均日数をみると、男女ともに「2日～3日」とする割合が約37%を占め最も高く、平均時間数については、女子では「5時間以下」が81.4%を占めており、男子については62.8%を占めている（第19表）。

深夜に及んだ法定時間外労働の最多者の月間従事日数についてみると、男女ともに比較的ちらばりがみられるが、女子については、「1日」「2日～3日」がそれぞれ約4分の1を占めており、4日以上の日数では10%台を示している。一方、男子は「2日～3日」「6日～9日」及び「10日以上」がそれぞれ4分の1程度を占めている。

また、それらの者の月間の延時間数をみると、女子については「2時間を超え5時間以下」が32.4%で最も多く、10時間以下の延時間数階級はいずれも20%台を示している。一方、10時間を超える時間階級では10%台を示している。他方、男子は「5時間以下」と「15時間を超え」がそれぞれ3分の1程度を占め、両者の間の時間階級ではいずれも10%台を示している（第20表）。

(5) 最多者の最多の理由等

イ 月間の法定時間外労働延時間数の最多者について、最多となった理由をみると、男女ともに「職種の特殊性」をあげる事業場が女子については35.0%、男子については42.0%を占めて最も多く、次いで「臨時的に必要な事態が起きたから」が2割を占めている。

産業別、規模別にみても「職種の特殊性のため」及び「臨時的に必要な事態が起きたから」という理由をあげる事業場が多いが、金融保険業では女子で「季節的に忙しかったから」をあげる割合が最も高く、また、1～29人規模では「事業の性格のため」をあげる割合が相対的に高くなっている（第21表）。

ロ 6月の法定時間外労働延時間数の最多者の最多の理由として具体的に掲げられたものは、いずれの産業規模においても「給料計算を含む経理事務のため」とするものが多くみられたが、この理由は部門別では事務管理で多くみられた。

産業別、部門別に具体的に掲げられた理由の主なものを掲げると、次のとおりである。

第21表 産業、規模、男女及び月間延法定時間外労働時間数の最多者の最多の理由別
事業場数の割合

(%)

産 業 規 模	女						子					男				子
	計	事業の 性格の ため	職種の 特殊性 のため	季節的に 忙しかっ たから	臨時的に 必要な事 態が起き たから	その他	事業の 性格の ため	機種の 特殊性 のため	季節的に 忙しかっ たから	臨時的に 必要な事 態が起き たから	その他					
計	100.0	13.6	35.0	16.4	29.6	6.3	14.1	42.0	16.1	23.3	5.3					
製 造 業	100.0	13.1	30.4	16.5	33.9	6.1	9.3	34.7	15.3	32.2	8.5					
卸売業、小売業	100.0	17.1	34.1	19.5	24.4	6.1	18.9	37.8	20.3	14.9	8.1					
金融・保険業	100.0	15.0	25.0	35.0	28.3	5.0	13.6	39.0	22.0	28.8	5.1					
運輸・通信業	100.0	11.4	20.3	20.3	37.9	10.1	14.7	36.0	14.7	30.6	4.0					
サ ー ビ ス 業	100.0	13.2	42.1	11.4	27.6	5.7	14.9	48.4	14.5	18.7	3.5					
500人以上	100.0	11.9	31.4	17.8	37.3	3.4	13.9	42.6	13.9	27.8	2.6					
100～499人	100.0	13.3	36.9	19.9	25.7	4.8	12.3	42.6	19.0	22.1	4.9					
30～99人	100.0	11.2	34.1	10.0	34.1	11.2	16.1	41.3	11.2	23.8	8.4					
1～29人	100.0	28.0	34.0	12.0	22.0	6.0	28.0	36.0	16.0	16.0	4.0					

- ① 製造業、生産部門では「受注増加・納期が短い」が多いこと。
- ② 卸・小売業、販売部門では「売出し、催事準備」が多いこと。
- ③ 金融保険業、営業、事務管理部門では「ボーナス期で時期的に多忙」が多いこと。
- ④ 運輸業、サービス部門では「遠距離業務」が多いこと。
- ⑤ 通信業、販売、営業部門では「ブッシュホン機器・分離に伴う業務」が多いこと。
- ⑥ サービス業のうち、14号の事業では「客の都合」や「婚礼・宴会の片づけ」が多いこと。

ハ 6月の法定時間外労働の状況について、通常月と比べた頻度をみると、「通常月と同じ」である事業場の割合は男女ともに6割程度であり、「通常月に比べ多い」事業場の割合は男女ともに3割となっている（第22表）。

ニ 日を特定して法定時間外労働を命じた時期についてみると、「場合により異なる」事業場と「当日」とする事業場の割合がともに3分の1程度を占めて多い（第23表）。

第22表 男女及び法定時間外労働の通常月と比べた頻度別事業場数の割合

(M.A.%)

区 分	計	通常月と同じ	通常月より多い	通常月より少ない	そ の 他
女 子	100.0	61.4	29.7	8.6	0.3
男 子	100.0	61.4	29.1	9.2	0.3

第23表 日を特定して法定時間外労働を命じた時期別事業場数の割合

(M.A.%)

計	当 日	前 日	2～3日前	4～7日前	場合により異なる	そ の 他
100.0	33.8	10.3	8.6	7.1	37.1	12.6

4 家族的責任と法定時間外労働に関する措置

(1) 法定時間外労働従事者中の有夫者比率、有子者比率及び末子の年齢

イ 法定時間外労働従事者に占める有夫者比率が、40%以上である事業場の割合は38.6%である。産業別にみると、有夫者比率が40%以上である事業場の割合は、製造業(48.5%)及びサービス業(41.5%)で高く、他方、金融・保険では有夫者比率20%未満の事業場の割合が75.4%を占めている(第24表)。

ロ 法定時間外労働従事者に占める有子者比率をみると、40%以上である事業場の割合は24.8%である。産業別にみると、製造業及び運輸・通信業で有子者比率が相対的に高い割合階級に事業場が分布しているが、他方、金融・保険業、卸売業・小売業では、有子者比率が相対的に低い割合階級に事業場が分布している(第25表)。

ハ 末子の年齢別有子者の構成をみると、末子の年齢が「学齢前(0～6歳台)」の有子者の割合は39.0%であり、「小学生」が31.1%、「中学生」が29.9%となっている。産業別にみると、末子の年齢が「学齢前(0～6歳台)」である有子者の割合は、金融・保険業では7割を超え著しく高いが、製造業及び運輸・通信業では2割台と低い(第26表)。

(2) 家族的責任を有する者等に対する法定時間外労働に関する措置

妊娠婦及び家族的責任を有する者に対して、制度又は慣行により、法定時間外労働の免除又は削減などの特別措置を講じている事業場の割合は、43.1%である。措置の対象者としては、妊婦が90.7%と最も多く、次いで産婦についても79.8%の事業場で対象となっているが、子供のいる者及び病気・老齢の家族のいる者に対しては、3割台となっている。

措置を有する事業場の割合は、製造業、サービス業においてやや高く、規模別にみると、規模が大きいほど実施の割合が高い(第27表)。

第24表 産業、規模及び法定時間外労働従事者に占める
有夫者の割合別事業場数の割合

(%)

産業、規模	計	0 %	0 %を超え 20 %未満	20 %以上 40 %未満	40 %以上 60 %未満	60 %以上 80 %未満	80 %以上
計	100.0	16.9	21.9	22.6	14.4	13.4	10.8
製 造 業	100.0	12.8	23.6	15.1	15.1	18.3	15.1
卸売業、小売業	100.0	21.3	29.7	26.7	8.9	8.9	4.5
金融・保険業	100.0	22.6	52.8	15.1	7.6	—	2.0
運輸・通信業	100.0	15.7	16.3	17.7	8.2	19.0	23.1
サービス業	100.0	16.4	15.2	26.9	18.3	13.8	9.4
500人以上	100.0	11.9	31.6	20.4	12.4	12.4	11.3
100～499人	100.0	14.0	23.7	21.9	14.0	15.7	10.7
30～99人	100.0	23.3	14.8	25.2	14.8	11.0	11.0
1～29人	100.0	26.0	14.4	23.8	19.1	7.2	9.5

第25表 産業、規模及び法定時間外労働従事者に占める
有子者の割合別事業場数の割合

(%)

産業、規模	計	0 %	0 %を超え 20 %未満	20 %以上 40 %未満	40 %以上 60 %未満	60 %以上 80 %未満	80 %以上
計	100.0	26.6	27.4	21.2	11.9	8.1	4.8
製 造 業	100.0	17.1	27.3	17.8	15.8	12.6	9.4
卸売業、小売業	100.0	35.9	33.7	24.0	4.8	—	1.6
金融・保険業	100.0	38.7	45.0	12.3	2.0	2.0	—
運輸・通信業	100.0	28.0	18.0	16.5	15.0	12.0	10.5
サービス業	100.0	25.1	25.2	24.5	13.1	8.5	3.5
500人以上	100.0	16.2	41.6	12.2	19.4	4.9	6.0
100～499人	100.0	24.0	28.3	11.9	8.2	4.0	4.0
30～99人	100.0	34.9	22.0	18.0	8.4	10.9	5.8
1～29人	100.0	40.0	11.5	32.4	9.2	2.3	4.6

第26表 産業、規模及び末子の年齢別有子者数の割合

(%)

産業、規模	計	学齢前(0～6歳)	小学生	中学生以上
計	100.0	39.0	31.1	29.9
製造業	100.0	27.9	34.1	38.0
卸売業、小売業	100.0	40.6	29.7	29.7
金融・保険業	100.0	72.8	13.8	13.4
運輸・通信業	100.0	29.2	40.2	30.6
サービス業	100.0	44.1	29.3	26.6
500人以上	100.0	36.7	34.1	29.2
100～499人	100.0	42.4	28.7	28.9
30～99人	100.0	28.5	34.3	37.2
1～29人	100.0	40.9	29.0	30.1

第27表 産業、規模及び法定時間外労働に関する措置の実施状況別事業場数の割合

(%)

産業、規模	計	措置 なし	措置 あり	措置の対象者(M.A.)			
				妊婦	産婦	子供の いる者	病気・高齢 の家族 のいる者
計	100.0	56.9	43.1(100.0)	90.7	79.8	34.1	34.1
製造業	100.0	52.0	48.0(100.0)	93.2	76.3	35.6	42.4
卸売業、小売業	100.0	64.6	35.4(100.0)	89.7	75.9	44.8	55.2
金融・保険業	100.0	60.3	39.7(100.0)	96.0	68.0	36.0	32.0
運輸・通信業	100.0	68.2	31.8(100.0)	89.3	82.1	28.6	28.6
サービス業	100.0	53.3	46.7(100.0)	89.4	83.2	32.3	28.6
500人以上	100.0	46.4	53.4(100.0)	94.4	81.7	32.4	31.0
100～499人	100.0	53.9	46.1(100.0)	91.1	78.5	38.0	34.2
30～99人	100.0	67.4	32.6(100.0)	89.5	84.2	26.3	38.7
1～29人	100.0	68.0	32.0(100.0)	75.0	68.8	31.3	31.3

措置の対象者別に、措置の内容及び認められる期間をみると、妊婦及び産婦に対する措置の内容については、「配転はなく法定時間外労働を免除」の事業場がそれぞれ 59.5%、50.6%を占めて最も多く、次いで「配転はなく法定時間外労働時間数の削減」が3割前後ある。措置の認められる期間としては、妊婦については「妊娠8ヶ月以降から」が68.2%で多く、産婦については、「産後6ヶ月まで」認めている事業場が50.7%と多い。

子供のいる者に対する措置の内容は、「配置転換はなく法定時間外労働日数、時間数の削減」が半数を超えて多いが、「配転はなく法定時間外労働を免除」も35.9%ある。また、措置が認められる期間は、過半数(53.3%)が中学生以上までとなっている。

病気・高齢の家族のいる者に対する措置の内容は、「配置転換はなく法定時間外労働日数、時間数の削減」が半数を超えて多い。

更に、子供のいる者及び病気・高齢の家族のいる者に対して何らかの措置を男女ともに認めている事業場の割合は、前者に対しては19.4%と少ないが、後者に対しては59.2%と過半数を占めている(第28表)。

第28表 法定時間外労働に関する措置の内容及び期間別事業場数の割合

(M.A.%)

対象者及び期間	計	法定時間外労働のない職種、職場へ配置転換	配転はなく、法定時間外労働を免除	時間外労働の少ない職種、職場へ配置転換	配置転換はなく、時間外労働の回数・時間数の削減	その他
妊婦に対して	(100.0)100.0	9.4	59.5	5.1	28.8	9.5
5カ月以前から	(61.3)100.0	10.1	52.4	4.2	26.2	3.0
5カ月以降8カ月未満から	(19.3)100.0	9.4	54.7	9.4	22.6	3.8
8カ月以降から	(16.1)100.0	4.5	68.2	4.5	22.7	—
その他	(15.7)100.0	4.7	37.2	—	30.2	27.9
産婦に対して	(100.0)100.0	17.9	50.6	18.5	30.7	11.2
6カ月まで	(27.8)100.0	14.9	50.7	4.5	23.9	6.0
12カ月まで	(51.0)100.0	4.5	49.6	6.8	33.8	5.3
その他	(22.8)100.0	5.5	40.0	1.9	23.6	29.1
子供のいる者に対して	(100.0)100.0	3.9	35.9	4.9	55.3	19.4
学齢前(1～6歳まで)	(37.8)100.0	2.3	37.2	4.7	39.5	16.3
小学生まで	(25.2)100.0	8.0	40.0	4.0	36.0	12.0
中学生以上まで	(53.3)100.0	1.8	20.0	3.6	56.4	18.2
男女とも認める	(19.4)100.0	—	40.0	5.0	45.0	10.0
病気・高齢の家族のいる者	(100.0)100.0	3.9	18.4	2.9	53.4	24.3
男女とも認める	(59.2)100.0	3.3	18.0	3.3	44.3	31.1

〔女子の所定外労働の実態に関する個人調査〕

1 調査対象者の概要

(1) 産業別・規模別構成

調査対象の所定外労働従事者が雇用されている事業場の産業別構成をみると、金融・保険業（27.6％）、サービス業（26.4％）、卸売業・小売業（24.0％）、製造業（21.4％）の順にそれぞれ2割台を占めている。

また、規模別構成は、100～499人規模の割合が50.6％で過半数を占め、30～99人規模（21.9％）、500人以上規模（18.9％）がこれに次いでいる（第1表）。

第1表 産業及び規模別所定外労働従事者数の割合

（％）

事業場規模	計	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	サービス業	その他の産業
計	100.0 〔100.0〕	21.4	24.0	27.6	26.4	0.6
1～29人	100.0 〔7.2〕	—	15.3	34.7	45.8	4.1
30～99人	100.0 〔21.9〕	18.3	20.7	30.3	30.7	—
100～499人	100.0 〔50.6〕	20.3	26.4	21.9	31.2	0.2
500人以上	100.0 〔18.9〕	37.8	20.7	38.8	2.7	—

（注1）〔 〕内の数字は、全数を100とした規模別割合である。

（注2）「その他の産業」には、運輸・通信業などが含まれる。以下同じ。

(2) 年 齢

所定外労働従事者の年齢別構成をみると、24歳以下の者の割合が29.8%で最も高く、次いで25～29歳層（20.5%）、30～34歳層（17.3%）の順となっており、29歳以下の者がほぼ5割を占めている一方、40歳以上の者は約2割となっている（第2表）。

第2表 年齢階級別所定外労働従事者数の割合

（%）

計	24歳 以下	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45歳 以上
100.0	29.8	20.5	17.3	11.6	8.0	12.8

(3) 仕事の種類

所定外労働従事者が主に従事している仕事の種類をみると、事務職種の割合が52.7%で過半数を占めているほか、専門職種（17.7%）、製造職種（11.9%）及び販売職種（11.5%）がそれぞれ1割強を占め、サービス職種の割合は4.1%と低い。

事務職種の半数（50.6%）は金融・保険業の事業場に、また、専門職種のほとんど（96.0%）がサービス業の事業場に雇用されているものである（第3表）。

第3表 仕事の種類及び所属事業場の産業別

所定外労働従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	サービ ス業	その他 の産業	不 明
計	100.0 〔100.0〕	21.4	24.0	27.6	26.4	0.3	0.3
事 務	100.0 〔527〕	16.0	21.0	50.6	12.0	0.2	0.2
専 門	100.0 〔17.7〕	1.7	—	0.6	96.0	1.1	0.6
販 売	100.0 〔11.5〕	4.4	90.4	2.6	1.8	—	0.9
サ ー ビ ス	100.0 〔4.1〕	2.4	36.6	—	61.0	—	—
製 造	100.0 〔11.9〕	99.2	0.8	—	—	—	—
その他の 職 種	100.0 〔2.1〕	33.3	66.7	—	—	—	—

(注1) []内の数字は、全所定外労働従事者を100とした仕事の種類別割合である。

(注2) 「その他の職種」とは、電話交換、プロデューサー等をいう。以下同じ。

(4) 勤務形態

所定外労働従業者のうち交替制勤務に従事する者の割合は18.9%であり、交替制のない勤務に従事する者が8割を占めている。

仕事の種類別にみると、交替制勤務に従事する者の割合は、専門職種及びサービス職種ではそれぞれ68.7%、58.5%と比較的高いが、事務職

種及び製造職種ではごくわずか（それぞれ 2.7％、2.5％）である（第 4 表）。

(5) 勤続年数

所定外労働従事者の勤続年数をみると、「5 年以上 10 年未満」が 27.1％で最も高いほか、各勤続年数階級でそれぞれ 2 割前後を占め、10 年未満の者がほぼ 3 分の 2 を占めている（第 4 表）。

第 4 表 仕事の種類、勤務形態及び勤続年数階級別
所定外労働従事者数の割合

(％)

仕事の種類	計	勤 務 形 態						勤 続 年 数				
		交替制の ない勤務	交 替 制				不 明	2 年 未 満	2～5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15 年 以 上
			計	2 交替 制	3 交替 制	その他の 交 替 制						
計	100.0	80.9	18.9	7.1	9.3	2.5	0.2	17.8	20.3	27.1	18.6	16.2
事 務	100.0	97.1	2.7	2.1	0.4	0.2	0.2	22.3	17.6	27.1	17.6	15.4
専 門	100.0	31.3	68.7	13.6	49.4	5.7	—	12.0	25.0	22.7	19.3	21.0
販 売	100.0	79.8	19.3	12.3	0.9	6.1	0.9	11.4	18.4	37.7	18.4	14.1
サ ー ビ ス	100.0	41.5	58.5	41.4	4.9	12.2	—	24.4	19.5	31.7	17.1	7.3
製 造	100.0	97.5	2.5	2.5	—	—	—	10.9	26.9	20.2	25.2	16.8
その他の職種	100.0	81.0	19.0	9.5	—	9.5	—	14.3	23.8	38.1	4.8	19.0

2 家族の状況及び家族に対する責任の状況

(1) 配偶関係

所定外労働従事者の配偶関係をみると、未婚者と有夫者とはほぼ同割合（それぞれ 46.1％、49.5％）を占め、死・離別者の割合は 4.4％にすぎない。

配偶関係別に仕事の種類をみると、未婚者においては 3 分の 2 以上が事務職種であり、有夫者においても事務職種が 4 割を占めて最も多いが、専門及び製造職種も 2 割前後を占めている。死・離別者においては、それぞれの職種で 10～20％を占め、比較的ちらばりがみられる。

また、仕事の種類別に配偶関係をみると、有夫者の割合は製造職種で 81.5％と 8 割以上を占めているほか、専門職種（60.8％）や販売職種（55.3％）で高いが、他方、事務職種では未婚者の割合が 6 割近くを占めている（第 5 表）。

第 5 表 仕事の種類及び配偶関係別所定外労働従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	未婚	有夫	死・離別
計	100.0	46.1 〔100.0〕	49.5 〔100.0〕	4.4 〔100.0〕
事務	100.0	59.5 〔68.0〕	38.0 〔40.4〕	2.5 〔29.5〕
専門	100.0	34.1 〔13.1〕	60.8 〔21.7〕	5.1 〔20.5〕
販売	100.0	36.8 〔9.2〕	55.3 〔12.8〕	7.9 〔20.5〕
サービス	100.0	41.5 〔3.7〕	41.5 〔3.5〕	17.0 〔15.9〕
製造	100.0	13.5 〔3.5〕	81.5 〔19.7〕	5.0 〔13.6〕
その他の職種	100.0	57.1 〔2.6〕	42.9 〔1.8〕	— 〔—〕

(注) []内の数字は、「未婚」、「有夫」及び「死・離別」をそれぞれ100とした割合である。

(2) 世帯の家族構成

本人と同居の家族との続き柄により世帯の構成をみると、未婚者では「本人のみ」の単独世帯は2割にとどまり、親やその他の家族と同居している者の割合が高い。

有夫者では「本人+夫+子+親」の構成が、36.2%で最も多く、これに「本人+夫+子+親+その他」の構成(2.6%)をあわせた子供を有する夫婦が親と同居している世帯が4割近くを占めている。一方、「本人+夫+子」の構成が30.5%あり、これに「本人+夫」(18.7%)及び「本人+子」(0.2%)を加えた核家族世帯の割合は5割弱となっている。

死・離別者では、「本人+子」からなる世帯が45.4%を占め、次いで「本人のみ」の単独世帯が18.2%、「本人+子+親」からなる世帯が15.9%となっている(第6表)。

第6表 配偶関係及び世帯の家族構成別所定外労働従事者数の割合

(%)

配偶関係	計	本人のみ	本人+夫	本人+夫 +子	本人+子	本人+夫 +親	本人+夫 +子+親	本人+夫 +子+親 +その他	本人+ 子+親	本人 +親	その他
計	100.0	10.5	9.2	15.1	2.2	2.1	17.9	1.3	0.7	8.8	32.2
未婚	100.0	20.7	—	—	0.2	—	—	—	—	19.2	59.9
有夫	100.0	0.2	18.7	30.5	0.2	4.3	36.2	2.6	—	—	7.3
死・離別	100.0	18.2	—	—	45.4	—	—	—	15.9	—	20.5

(3) 子供の有無及び末子の年齢

全所定外労働従事者に占める子供を有する者の割合は、39.8%で、子供のいない者(60.2%)が6割を占めている。

末子の年齢についてみると、末子が学齢前の者が4割強を占めており、次いで「小学生」の者が26.3%となっている。

仕事の種類別にみると、未婚者の割合が比較的高い事務職種で子供を有する者の割合が27.9%と低い一方、有夫者の割合が高い製造職種では73.1%と高く、また、専門職種でも過半数の者が子供を有している。子供を有する者の末子の年齢についてみると、事務職種や専門職種では、末子が学齢前である者の割合が5～6割近くを占め比較的高い（第7表）。

第7表 仕事の種類、子供の有無及び末子の年齢

階級別所定外労働従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	子 あ 供 り	末 子 の 年 齢							子 供 な し
			学 齢 前				小学生	中学生～ 18歳未満	18歳 以上	
			小 計	0 歳	1～2 歳	3～6 歳				
計	100.0 (995)	39.8 (100.0) (396)	(44.2) (175)	(6.8) (27)	(17.4) (69)	(20.0) (79)	(26.3) (104)	(14.1) (56)	(15.4) (61)	60.2
事 務	100.0	27.9 (100.0)	(57.5)	(8.2)	(23.3)	(26.0)	(21.2)	(10.3)	(11.0)	72.1
専 門	100.0	50.6 (100.0)	(48.3)	(9.0)	(21.3)	(18.0)	(31.5)	(9.0)	(11.2)	49.4
販 売	100.0	45.6 (100.0)	(34.6)	(5.8)	(13.5)	(15.4)	(28.8)	(21.1)	(15.4)	54.4
サ ー ビ ス	100.0	43.9 (100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(11.1)	(33.3)	(55.6)	56.1
製 造	100.0	73.1 (100.0)	(31.0)	(4.6)	(9.2)	(17.2)	(31.0)	(18.4)	(19.6)	26.9
そ の 他	100.0	19.0 (100.0)	(75.0)	(—)	(25.0)	(50.0)	(25.0)	(—)	(—)	81.0

（注）〔 〕内の数字は、「子供あり」を100とした割合である。

(4) 世話の必要な家族の状況

同居の家族を有する者のうち、世話の必要な家族のない者が3分の2強を占め、他方、世話の必要な家族を有する者の割合は31.3%である。世話の必要な家族を有する者のうち、8割以上の者が、その家族として子供をあげている。これを、仕事の種類別にみると、世話の必要な家族を有する者の割合は専門職種(48.7%)や製造職種(40.0%)においてやや高い(第8表)。

第8表 仕事の種類、世話の必要な同居の家族の有無
及びその家族別所定外労働従事者数の割合 (%)

仕事の種類	計	あ り	世話の必要な家族 (M・A)				な し
			子 供	老 親	病 人	その他	
計	100.0	31.3 〔100.0〕	〔84.6〕	〔 9.0〕	〔 9.3〕	〔1.4〕	68.7
事 務	100.0	23.4 〔100.0〕	〔88.3〕	〔 6.3〕	〔 9.0〕	〔1.8〕	76.6
専 門	100.0	48.7 〔100.0〕	〔83.6〕	〔11.0〕	〔 6.8〕	〔 -〕	51.3
販 売	100.0	36.4 〔100.0〕	〔76.9〕	〔 7.7〕	〔18.0〕	〔5.1〕	63.6
サ ー ビ ス	100.0	22.2 〔100.0〕	〔16.7〕	〔33.3〕	〔50.0〕	〔 -〕	77.8
製 造	100.0	40.0 〔100.0〕	〔93.5〕	〔 8.7〕	〔 2.2〕	〔 -〕	60.0
その他の職種	100.0	23.5 〔100.0〕	〔75.0〕	〔25.0〕	〔 -〕	〔 -〕	76.5

(注) 〔 〕内の数字は、世話の必要な家族「あり」を100とした割合である。

(5) 勤務時間中の家族の世話の状況

世話の必要な子供を有する者について、所定労働時間中、誰がその子供の世話をしているかについてみると、「夫の母」(43.6%)をはじめとする「同居の家族」の割合が63.1%と6割を占め、次いで「同居していない肉親」が13.1%と家族や肉親に依存している者が4分の3を占めている。このほか「その他(企業内保育所以外)の保育所」の保育所」が11.8%となっている。

所定外労働(残業)を行っている時間中の子供の世話の状況については、所定労働時間中の世話をする人と異なるという者が16.9%あり、所定労働時間中に比べ「夫」(14.8%)の割合が高くなるなど「同居の家族」の割合は76.4%と更に高くなっている。

加えて、「同居していない肉親」の割合が15.3%あり、家族や肉親に依存している者の割合は9割を超えている(第9表)。

世話の必要な老親及び病人についても、勤務時間中は、同居の家族が世話をしている割合(それぞれ68.0%、65.3%)が高いが、病人では「病院に入院している」が26.9%ある(第10表)。

第9表 勤務時間中の子供の世話をする人別所定
外労働従事者数の割合

(%)

世話の必要 な子供あり (計)		同 居 の 家 族					同居し てい ない 肉 親	企業内 保育所	その 他 の 保 育 所	保 育 マ マ	学 童 保 育	友 人 知 人	そ の 他	所定労働時間中と世話を する人が異なる者
		小計	夫	夫の 母	自分 の母	そ 他								
所定労働 時間中	100.0	63.1	5.1	43.6	14.4	0.8	13.1	2.6	11.8	2.6	3.0	1.7	2.1	
所定外労働 時間中	100.0	75.4	14.8	45.3	14.4	1.7	15.3	2.5	3.0	2.1	0.4	1.7	0.4	16.9

第 10 表 勤務時間中、老親及び病人の世話をする人別
所定外労働従事者数の割合

(%)

世話の必要 な 家 族	計	同居の 家 族	同居してい ない 肉 親	友 人 知 人	家政婦等 有料	病院に入 院している	そ の 他
老 親	100.0	68.0	12.0	4.0	—	8.0	8.0
病 人	100.0	65.3	—	—	3.9	26.9	3.9

3 労働時間の状況

(1) 1日の所定労働時間数

所定外労働従事者の1日の所定労働時間数についてみると、「7時間を超え8時間未満」の者の割合が48.9%で5割近くを占めるほか「8時間」が34.8%、「7時間」が10.4%と、7～8時間の間に9割を超える者が集中している。

これを仕事の種類別にみても、同様の傾向にあるが、販売職種、サービス職種、製造職種及び「その他の職種」では「8時間」の者の割合が最も高く（それぞれ50.8%、58.5%、48.7%、47.6%）、事務職種及び専門職種では、「7時間を超え8時間未満」の者の割合が最も高い（それぞれ55.5%、44.9%）。

全所定外労働従事者の1日の平均所定労働時間数は、7時間31分であり、これを仕事の種類別にみると、その他の職種（7時間15分）及びサービス職種（7時間18分）は、所定労働時間数が短く、製造職種は7時間49分と最も長いなどやや差がみられる（第11表）。

第 11 表 仕事の種類及び所定労働時間数階級別所定

外労働従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	7 時間 未 満	7 時間	7 時間を 超え 8 時 間 未 満	8 時間	8 時間を 超え 9 時 間 未 満	9 時間	9 時間 を 超える	平均所定労働 時 間
計	100.0	4.5	10.4	48.9	34.8	0.4	1.0	—	7 時間 31 分
事 務	100.0	6.7	11.8	55.5	25.4	0.2	0.4	—	7 時間 27 分
専 門	100.0	—	14.8	44.9	38.6	—	1.7	—	7 時間 36 分
販 売	100.0	3.5	3.5	36.8	50.8	0.9	4.4	—	7 時間 33 分
サ ー ビ ス	100.0	2.5	12.2	26.8	58.5	—	—	—	7 時間 18 分
製 造	100.0	1.7	2.5	45.4	48.7	1.7	—	—	7 時間 49 分
その他の職種	100.0	9.5	4.8	14.3	47.6	23.8	—	—	7 時間 15 分

(2) 月間所定外労働時間数

所定外労働従事者の月間（昭和 57 年 6 月）の所定外労働時間数についてみると、「5 時間未満」の者の割合が 46.6 % で最も高く、次いで「5 ～ 10 時間未満」が 25.6 %、「10 ～ 15 時間未満」が 15.2 % と所定外労働時間が長くなるにつれて割合は低くなり、月間 15 時間未満の者が 9 割近くを占めている。

仕事の種類別、勤続年数階級別、配偶関係別、子供の有無別、末子の年齢階級別及び世話の必要な家族の有無別にみても、いずれも「5 時間未満」の者の割合が最も高く所定外労働時間が長くなるにつれておおむね割合は低くなっている。

これらについてやや詳しくみると、

イ 仕事の種類別には、専門、販売、サービスの各職種では「5 時間未満」の者の割合が 6 割前後占めている一方、製造職種では 3 割強となっており、製造職種においては所定外労働時間数の長い者の割合が高いこと、

- ロ 配偶関係別には、死・離別者で15時間以上の者の割合が2割強と相対的に高いこと、
- ハ 子供を有する者を末子の年齢階級別にみると、末子が6歳以下の学齢前の者では、10時間未満の者の割合が8割前後と比較的高く、特に末子の年齢が0歳の者では15時間以上の者の割合はごくわずかであること、
- ニ 世話の必要な家族の有無別にみると、世話の必要な家族を有するの方が世話の必要な家族のいない者に比べ、より所定外労働時間数の短い階級に占める割合がやや高いこと、
などの特徴がみられる（第12表）。

第 12 表

仕事の種類、勤続年数、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無及び
所定外労働時間階級別所定外労働従事者数の割合

(%)

区 分		計	5 時 間 未 満	5 ～ 10 時間未満	10～15 時間未満	15～20 時間未満	20～30 時間未満	30～40 時間未満	40時間 以 上	不 明
計		100.0	46.6	25.6	15.2	4.8	6.0	1.1	0.2	0.5
仕事 の 種 類	事 務	100.0	41.2	26.4	18.5	5.7	6.5	1.3	0.2	0.2
	専 門	100.0	58.5	21.6	10.8	2.3	2.8	1.7	0.6	1.7
	販 売	100.0	57.9	29.8	2.6	3.5	5.3	0.9	—	—
	サ ー ビ ス	100.0	63.4	14.6	2.4	9.8	7.4	—	—	2.4
	製 造	100.0	33.6	30.3	23.5	3.4	9.2	—	—	—
勤続 年 数	2 年 未 満	100.0	45.8	23.2	18.1	3.9	8.5	—	0.5	—
	2 ～ 5 年 未 満	100.0	49.0	28.2	13.9	4.5	3.9	—	—	0.5
	5 ～ 10 年 未 満	100.0	52.6	21.9	12.6	4.4	5.2	2.2	0.4	0.7
	10～15 年 未 満	100.0	40.0	28.1	17.9	7.6	5.4	0.5	—	0.5
	15 年 以 上	100.0	41.6	28.6	14.9	3.7	8.1	2.5	—	0.6
配偶 関 係	未 婚	100.0	46.4	26.6	15.0	4.4	6.3	0.9	0.2	0.2
	有 夫	100.0	46.1	25.2	16.3	5.1	5.5	1.0	0.2	0.6
	死 ・ 離 別	100.0	52.3	20.5	4.5	6.8	9.1	4.5	—	2.3
子 供 の 有 無	子 供 あ り	100.0	47.0	26.3	14.4	4.5	5.5	1.8	—	0.5
	末 子 の 年 齢	学 齢 0 歳	100.0	55.6	29.6	11.1	3.7	—	—	—
		1 ～ 2 歳	100.0	58.0	18.8	10.1	5.8	1.5	—	—
		3 ～ 6 歳	100.0	44.3	32.9	15.2	2.5	2.6	—	—
		小 学 生	100.0	35.6	30.8	19.2	4.8	6.7	1.9	1.0
		中学生～ 18歳未満	100.0	51.8	17.8	10.7	5.4	10.7	1.8	1.8
		18歳以上	100.0	49.2	24.6	4.9	4.9	4.9	1.6	—
	子 供 な し	100.0	46.3	25.2	6.3	5.0	6.3	0.7	0.3	0.5
世話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	あ り	100.0	49.5	27.2	12.9	3.9	3.9	2.2	—	0.4
	子 供	を労働 所定中 時間 世間 話外	100.0	48.3	27.6	13.6	3.8	3.8	2.1	—
		同居の家族	100.0	51.7	25.8	13.5	3.4	3.4	1.7	0.5
		同居してい ない肉親	100.0	33.3	36.1	11.1	11.1	5.6	2.8	—
		そ の 他	100.0	45.8	20.8	16.7	4.2	4.2	4.2	—
		老 親	100.0	48.0	20.0	20.0	4.0	4.0	4.0	—
		病 人	100.0	69.2	15.4	11.5	—	3.9	—	—
	な し	100.0	44.6	25.2	17.0	5.1	6.7	0.7	—	0.7

(注) 世話の必要な家族「あり」の中には、子供・老親・病人のほかその他の家族も含まれる。以下同じ。

(3) 所定外労働を命ぜられて困る点

イ 残業を命ぜられて困る点については、困る点が「ある」とする者（51.9％）と「ない」とする者（48.1％）がほぼ同じ割合を占めている。

「困る内容」（複数回答）についてみると、「身体が疲れる」（43.0％）をあげる者が最も多く、次いで「家族の夕食を準備できない」（36.4％）、「家族に余分の負担をかける」（33.1％）、「生活が不規則になる」（32.2％）、「家事にしわよせがくる」（31.2％）、「夕食等の準備のための買物ができない」（30.0％）、「趣味、けいこ事、学習ができない」（29.5％）をあげる者が多い（第13表。以下ホまで同じ）。

ロ 仕事の種類別にみると、困る点が「ある」とする者の割合は、専門職種で62.5％、製造職種で58.0％とやや高く、困る内容としては、製造職種では「家族の夕食を準備できない」をあげる者の割合が50.7％と最も高いほか、残りのいずれの職種においても「身体が疲れる」をあげる者が4～5割を占め、最も高くなっている。

ハ 配偶関係別にみると、未婚者及び死・離別者で困る点が「ない」とする者の割合が6割近くあるのに対し、有夫者では逆に困る点が「ある」とする者の割合が61.8％となっている。困る内容については、配偶関係別に大きく異なっている。未婚者では3分の2に当たる者が「趣味・けいこ事・学習ができない」（66.5％）をあげているほか、「人との交際に支障がでる」（47.4％）、「身体が疲れる」（45.9％）をあげる者が多い。

一方、有夫者では「家族の夕食を準備できない」（56.3％）をはじめとして「家族に余分の負担をかける」（48.4％）、「家事にしわよせがくる」（47.0％）、「夕食等の準備のための買物ができない」（43.1％）などの家事責任等の遂行の困難をあげる者が多い。また、死・離別者では「身体が疲れる」（83.3％）をあげる者が8割を超えているのが目立つ。

ニ 子供の有無及び末子の年齢階級別にみると、困る点が「ある」とする者の割合は、子供のいない者で45.1％、子供を有する者で62.1％と

第13表 仕事の種類、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無別所定外労働を命ぜられる上で困る点

(%)

区 分	計	困る点あり	困る点 (M. A)										困る点なし			
			学 習 が で き な い 事 ・	人 と の 交 際 に 支 障	子 供 の 保 育 上 支 障	老 親 の 世 話 が で き な い	病 気 の 世 話 が で き な い	家 族 の 食 を 準 備 で き な い	夕 め の 食 等 が 準 備 で き な い	夕 食 に し よ せ が あ る	家 族 に 余 分 の 負 担 を か け る	生 活 が 不 規 則 に な る		身 体 が 疲 れ る	そ の 他	
仕事の種類	計	100.0	51.9 [100.0]	[29.5]	[19.8]	[17.2]	[2.5]	[1.9]	[36.4]	[30.0]	[31.2]	[33.1]	[32.2]	[43.0]	[2.5]	48.1
	専 門 務	100.0	49.2 [100.0]	[39.9]	[25.6]	[13.6]	[1.6]	[1.9]	[30.6]	[27.1]	[27.9]	[32.6]	[35.7]	[41.5]	[1.6]	50.8
	販 売	100.0	62.5 [100.0]	[23.6]	[13.6]	[26.4]	[3.6]	[1.8]	[42.7]	[42.7]	[40.9]	[39.1]	[28.2]	[44.6]	[2.7]	37.5
	サ ー ビ ス	100.0	50.9 [100.0]	[20.7]	[24.1]	[17.2]	[1.7]	[1.7]	[34.5]	[12.1]	[31.0]	[29.3]	[43.1]	[44.8]	[5.2]	49.1
	製 造	100.0	34.1 [100.0]	[7.1]	[14.3]	[—]	[—]	[—]	[21.4]	[14.3]	[21.4]	[28.6]	[14.3]	[50.0]	[—]	65.9
配偶関係	未 婚	100.0	58.0 [100.0]	[11.6]	[4.3]	[20.3]	[4.3]	[2.9]	[50.7]	[30.4]	[30.4]	[30.4]	[21.7]	[43.5]	[4.3]	42.0
	有 夫	100.0	42.3 [100.0]	[66.5]	[47.4]	[0.5]	[2.6]	[2.1]	[5.2]	[10.3]	[5.7]	[9.8]	[36.1]	[45.9]	[4.1]	57.7
	死 別 離	100.0	61.8 [100.0]	[6.9]	[3.0]	[28.6]	[2.3]	[1.6]	[56.3]	[43.1]	[47.0]	[48.4]	[29.3]	[38.8]	[1.6]	38.2
		100.0	40.9 [100.0]	[11.1]	[5.6]	[5.6]	[5.6]	[5.6]	[38.9]	[22.2]	[38.9]	[27.8]	[38.9]	[83.3]	[—]	59.1

子 供 の 有 無		100.0	62.1 [100.0]	[6.5]	[2.0]	[36.2]	[2.4]	[2.0]	[55.7]	[41.1]	[49.2]	[55.3]	[30.5]	[38.6]	[2.1]	37.9		
子 供	あ り	学 生	0 歳	100.0	92.6 [100.0]	[4.0]	[4.0]	[48.0]	[—]	[—]	[64.0]	[56.0]	[28.0]	[32.0]	[—]	7.4		
				100.0	73.9 [100.0]	[3.9]	[—]	[47.1]	[2.0]	[2.0]	[52.9]	[39.2]	[45.1]	[60.8]	[23.5]	[39.2]	[—]	26.1
				100.0	63.3 [100.0]	[12.0]	[2.0]	[62.0]	[2.0]	[—]	[50.0]	[34.0]	[44.0]	[70.0]	[38.0]	[32.0]	[4.0]	30.7
				100.0	60.6 [100.0]	[11.1]	[1.6]	[31.7]	[1.6]	[4.8]	[60.3]	[42.8]	[65.1]	[49.2]	[36.5]	[42.9]	[3.2]	39.4
	な し	小 学 生	中 学 生 ~ 18 歳 未 満	100.0	55.4 [100.0]	[—]	[6.5]	[6.5]	[6.5]	[—]	[58.1]	[41.9]	[29.0]	[45.2]	[—]	44.6		
子 供				18 歳 以 上	100.0	42.6 [100.0]	[—]	[—]	[3.8]	[3.8]	[50.0]	[38.5]	[23.1]	[19.2]	[19.2]	[38.5]	[3.8]	57.4
					100.0	45.1 [100.0]	[50.4]	[35.9]	[—]	[2.6]	[1.9]	[18.9]	[20.0]	[14.8]	[13.0]	[33.7]	[47.0]	[3.0]
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無		100.0	70.3 [100.0]	[7.7]	[2.6]	[43.4]	[6.6]	[4.1]	[54.1]	[40.3]	[51.5]	[60.2]	[30.6]	[38.3]	[2.0]	29.7		
子 供	あ り	子 供	同 居 の 親 族	100.0	72.0 [100.0]	[7.1]	[1.8]	[48.8]	[1.8]	[1.2]	[55.9]	[41.2]	[65.3]	[30.0]	[37.6]	[1.8]	28.0	
				100.0	69.1 [100.0]	[8.7]	[1.0]	[41.7]	[1.9]	[1.9]	[51.5]	[41.7]	[52.4]	[71.8]	[26.2]	[38.8]	[2.9]	30.9
				100.0	71.0 [100.0]	[—]	[4.5]	[54.5]	[4.5]	[—]	[50.0]	[40.9]	[59.1]	[59.1]	[40.9]	[45.5]	[—]	29.0
				100.0	80.4 [100.0]	[6.7]	[2.2]	[62.2]	[—]	[—]	[68.9]	[40.0]	[44.4]	[53.3]	[35.6]	[31.1]	[—]	19.6
	な し	老 親	病 人	100.0	64.0 [100.0]	[6.3]	[—]	[—]	[62.5]	[12.5]	[62.5]	[43.8]	[37.5]	[12.5]	[37.5]	[6.3]	36.0	
100.0				65.4 [100.0]	[11.8]	[11.8]	[11.8]	[5.9]	[29.4]	[35.3]	[23.5]	[47.1]	[35.3]	[52.9]	[47.1]	[—]	34.6	
100.0				46.1 [100.0]	[41.1]	[26.6]	[1.8]	[—]	[0.7]	[29.1]	[23.0]	[20.6]	[18.8]	[33.0]	[43.3]	[2.8]	53.9	

(注) [] 内の数字は「困る点あり」を100とした割合である。

なっており、子供の年齢が低いほどこの割合は高く、特に末子が「0歳」の者では92.6%、「1～2歳」の者では73.9%と高い。

困る内容としては、子供を有する者では、有夫者の場合同様、「家族の夕食を準備できない」（55.7%）、「家族に余分の負担をかける」（55.3%）、「家族にしわよせがくる」（49.2%）をあげる者が多いが、末子の年齢階級別にみると末子が6歳未満の者では「家族に余分の負担をかける」をあげる者が6～7割強を占めて最も多く、また、末子が「3～6歳」では「子供の保育上支障がでる」（62.0%）をあげる者の多いのが目立っている。

ホ 世話の必要な家族の有無別にみると、世話の必要な家族のいない者では困る点が「ない」とする者が53.9%と過半数を占めているのに対し、世話の必要な家族を有する者では困る点が「ある」とする者が70.3%を占めており特に所定労働時間中、世話の必要な子供を家族又は肉親以外の者に世話をしてもらっている場合には、困る点が「ある」（80.4%）とする者の割合が高い。

また、困る内容についてみると、世話の必要な家族を有する者では、世話の必要な家族の大部分が子供であることから、子供を有する者の場合同様、「家族に余分の負担をかける」（60.2%）、「家族の夕食を準備できない」（54.1%）、「家事にしわよせがくる」（51.5%）など家事責任等の遂行の困難をあげる者が多い一方、世話の必要な家族のいない者では、「身体が疲れる」（43.3%）、「趣味・けいこ事・学習ができない」（41.1%）をあげる者が多い。

(4) 当日の残業命令による都合の悪い点

イ 当日になって急に残業を命ぜられた場合の特に都合の悪い点の有無については、都合の悪い点が「ある」とする者の割合（56.6%）が「ない」とする者の割合（43.4%）をやや上回っている。

都合の悪い理由（複数回答）としては、「趣味・けいこ事・学習ができない」（35.5%）、「家族の夕食を準備できない」（35.0%）、「家族に余分の負担をかける」（32.5%）をあげる者がそれぞれ3割を超えており、次いで「家事にしわよせがくる」（28.1%）、「夕食等の準備のための買物ができない」（27.2%）をあげる者が多い（第14表。以下ホまで同じ。）。

ロ 仕事の種類別にみると、専門職種では都合の悪い点があるとする者の割合は64.8%と高いのに対し、サービス職種では39.0%と低い。

また、都合の悪い理由として、事務職種では「趣味・けいこ事・学習ができない」（46.4%）をあげる者が他の理由に比べて多いのに対し、専門、販売及び製造職種では「家族の夕食を準備できない」、「家事にしわよせがくる」、「家族に余分の負担をかける」など家事責任等の遂行の困難をあげる者が多いが、これは、各職種の配偶関係別構成や家族構成の違いによるところが大きいと考えられる。

ハ 配偶関係別にみると、都合の悪い点があるとする者の割合は有夫者で65.4%と6割を超えているのに対し、死・離別者では反対に「ない」とする者の割合が59.1%と6割近くを占めており、未婚者では、「ない」とする者の割合（51.4%）が「ある」とする者の割合（48.6%）を若干上回るもののほぼ同じ割合を示している。

都合の悪い理由として、未婚者では「趣味・けいこ事・学習ができない」（78.9%）をあげる者が8割近くもあり、他の理由に比べてきわだって多い。

これに対し、有夫者では、「家族の夕食を準備できない」（55.0%）が5割を超えるほか、「家族に余分の負担をかける」（47.8%）、「家事にしわよせがくる」（44.4%）、「夕食等の準備のための買物ができない」（41.0%）などの家事責任等の遂行の困難をあげる者が多い。

ニ 子供の有無及び末子の年齢階級別にみると、都合の悪い点がある

とする者の割合は、子供を有する者で 66.4%、子供のいない者で 50.1%となっており、また、この割合は、末子が 0 歳児の者で 88.9% 占めているのを最高に末子の年齢が高くなるにつれ低くなり、末子が 18 歳以上の者では都合の悪い点が「ない」(57.4%)とする者が過半数を占めている。

子供を有する者では、有夫者の場合同様、都合の悪い理由として「家族の夕食を準備できない」(56.3%)、「家族に余分の負担をかける」(54.4%)をあげる者が多いが、未婚者が含まれる子供のいない者では「趣味・けいこ事・学習ができない」(61.3%)をあげる者が多い。

ホ 世話の必要な家族の有無別にみると、都合の悪い点が「ある」とする者が、世話の必要な家族を有する者では 73.1%、このような家族のいない者では 52.3%となっている。

都合の悪い理由として世話の必要な家族を有する者では、「家族に余分の負担をかける」(59.3%)、「家族の夕食を準備できない」(55.4%)、「家事にしわよせがくる」(42.6%)をあげる者が多い。特に、所定労働時間中、世話の必要な子供を同居の家族や同居していない肉親に世話をしてもらっている者では「家族に余分の負担をかける」をあげる者の割合(それぞれ 69.7%、62.5%)が高い。また、同居の家族以外の者に子供を世話をもらっている者では「子供の保育上、支障がでる」をあげる者の割合も 6 割近くあり比較的高い。

一方、世話の必要な家族のいない者では、都合の悪い理由として、「趣味・けいこ事・学習ができない」(48.4%)を半数近くの者があげているのが目立ち、家事責任等の遂行に関する理由をあげる者は、2 割前後にとどまっている。

第 14 表

仕事の種類、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無及び当日の残業命令による都合の悪い点の有無別所定外労働従事者数の割合 (％)

区 分			計	都合の悪い点がある	理 由 (M . A .)								都合の悪い点がない	
					学習が できない こと・	子供の 保育上支 障	老親の 世話がで き	病気の 家族の世 話がで きない	家族の 夕食を 準備 できない	夕食の 準備の ため の買物 がで きない	家事に しわよ せが あ	家族に 余分の 負担 を か け る		そ の 他
計			100.0	56.6 [100.0]	[35.5]	[14.2]	[1.8]	[1.2]	[35.0]	[27.2]	[28.1]	[32.5]	[8.7]	43.4
仕 事 の 種 類	専 門 職	販 売 サ ー ビ ス 製 造	100.0	55.9 [100.0]	[46.4]	[9.2]	[1.4]	[1.0]	[26.3]	[23.5]	[20.5]	[29.7]	[6.5]	44.1
			100.0	64.8 [100.0]	[28.1]	[25.4]	[2.6]	[0.9]	[47.4]	[39.5]	[41.2]	[43.0]	[13.2]	35.2
			100.0	51.8 [100.0]	[23.7]	[20.3]	[1.7]	[3.4]	[44.1]	[11.9]	[37.3]	[32.2]	[11.9]	48.2
			100.0	39.0 [100.0]	[18.8]	[—]	[—]	[—]	[37.5]	[18.8]	[37.5]	[18.8]	[25.0]	61.0
			100.0	56.3 [100.0]	[13.4]	[16.4]	[1.5]	[1.5]	[46.3]	[35.8]	[32.8]	[35.8]	[4.5]	43.7
配 偶 関 係	未 婚 夫 ・ 死 ・ 離 別	100.0	48.6 [100.0]	[78.9]	[0.4]	[2.2]	[0.9]	[4.9]	[7.2]	[3.6]	[10.3]	[17.0]	51.4	
		100.0	65.4 [100.0]	[6.2]	[24.2]	[1.2]	[1.6]	[55.0]	[41.0]	[44.4]	[47.8]	[3.1]	34.6	
		100.0	40.9 [100.0]	[22.2]	[5.6]	[5.6]	[—]	[50.0]	[27.8]	[38.9]	[33.3]	[5.6]	59.1	
子 供 の 有 無	子 供 あ り		100.0	66.4 [100.0]	[6.1]	[30.0]	[1.9]	[1.5]	[56.3]	[39.5]	[44.1]	[54.4]	[3.8]	33.6
	末 子 の 年 齢 階 級	学 0 歳	100.0	88.9 [100.0]	[4.2]	[33.3]	[4.2]	[—]	[54.2]	[45.8]	[54.2]	[75.0]	[8.3]	11.1
		1 ～ 2 歳	100.0	75.4 [100.0]	[3.8]	[50.0]	[—]	[—]	[48.1]	[38.5]	[40.4]	[57.7]	[—]	24.6
		3 ～ 6 歳	100.0	70.9 [100.0]	[8.9]	[46.4]	[1.8]	[—]	[50.0]	[39.3]	[35.7]	[66.1]	[5.4]	29.1
		小 学 生	100.0	67.3 [100.0]	[10.0]	[24.3]	[1.4]	[4.3]	[62.9]	[41.4]	[60.0]	[52.9]	[2.9]	32.7
		中学生～ 18 歳未満	100.0	62.5 [100.0]	[—]	[5.7]	[2.9]	[—]	[71.4]	[37.1]	[45.7]	[45.7]	[—]	37.5
		18 歳以上	100.0	42.6 [100.0]	[3.8]	[—]	[3.8]	[3.8]	[50.0]	[34.6]	[15.4]	[19.2]	[11.5]	57.4
	子 供 な し		100.0	50.1 [100.0]	[61.3]	[0.3]	[1.7]	[1.0]	[16.3]	[16.3]	[14.0]	[13.3]	[13.0]	49.9
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	あ り		100.0	73.1 [100.0]	[8.3]	[37.3]	[4.9]	[2.5]	[55.4]	[39.7]	[42.6]	[59.3]	[2.5]	26.9
	子 供	子 供	100.0	75.4 [100.0]	[6.2]	[42.1]	[1.1]	[0.6]	[55.6]	[39.9]	[46.1]	[59.3]	[2.8]	24.6
		子 供	100.0	73.2 [100.0]	[8.3]	[32.1]	[0.9]	[0.9]	[49.5]	[39.4]	[45.0]	[69.7]	[1.8]	26.8
		子 供	100.0	77.4 [100.0]	[—]	[58.3]	[4.2]	[—]	[58.3]	[41.7]	[50.0]	[62.5]	[—]	22.6
		子 供	100.0	80.4 [100.0]	[3.6]	[57.8]	[2.2]	[—]	[68.9]	[40.0]	[46.7]	[46.7]	[6.7]	19.6
		子 供	100.0	64.0 [100.0]	[6.3]	[—]	[50.0]	[6.3]	[68.8]	[62.5]	[37.5]	[31.3]	[—]	36.0
	老 親	100.0	65.4 [100.0]	[29.4]	[17.6]	[5.9]	[23.5]	[41.2]	[23.5]	[23.5]	[52.9]	[—]	34.6	
	な し		100.0	52.3 [100.0]	[48.4]	[1.3]	[—]	[0.6]	[26.3]	[20.0]	[21.3]	[19.4]	[11.6]	47.7

(注) []内の数字は、「都合の悪い点がある」お100とした割合である。

(5) 残業命令の時期

残業命令の時期については、「前日ならよい」とする者の割合が34.9%と最も高いが、「当日でもかまわない」(28.8%)とする者も3割近くあり、更に、「2～3日前に分るとよい」(26.5%)とする者が4分の1強ある(第15表。以下ハまで同じ。)

イ これを配偶関係別にみると、未婚者では「前日ならよい」(30.7%)、「2～3日前に分るとよい」(30.1%)、「当日でもかまわない」(29.9%)がそれぞれ3割ずつを占めており、また、有夫者では「前日ならよい」(39.4%)が4割近くを占め、この割合がやや高くなっており、「当日でもかまわない」(25.6%)や「2～3日前に分るとよい」(24.8%)がそれぞれ4分の1程度となっているが、死・離別者では「当日でもかまわない」(52.3%)とする者が5割を超えているのが目立つ。

ロ 子供の有無別にみるとあまり違いがみられないが、末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が低くなるほど「2～3日前に分かるとよい」あるいは「前日ならよい」とする者の割合が高くなっており、特に末子の年齢が0歳の者では「2～3日前に分かるとよい」とする者が4割を占めている。

他方、子供の年齢が18歳以上の者では、「当日でもかまわない」とする者の割合が49.2%と半数近くを占めて最も高い。これに対し、「当日でもかまわない」とする者の割合は概ね年齢が高くなるほど高くなっており、特に末子が18歳以上の者では、その割合が49.2%と半数近くを占めて最も高い。

ハ 世話の必要な家族の有無別にみると、どちらも「前日ならよい」とする者の割合(それぞれ38.0%、33.8%)が最も高いが、「当日でもかまわない」とする者の割合が、世話の必要な家族のいない者の方が世話の必要な家族を有する者よりやや高くなっているが、全体として両者に著しい差はみられない。

第 15 表 配偶関係、子供の有無及び世話の必要な家族の有無及び残業命令の時期別所定外労働従事者数の割合

(%)

区 分			計	当日でも かまわな い	前日なら い	2～3日 前に分る とよい	1週間位 前に分る とよい	その他	不 明
計			100.0	28.8	34.9	26.5	6.6	3.0	0.2
配 偶 関 係	未 婚		100.0	29.9	30.7	30.1	6.3	2.8	0.2
	有 夫		100.0	25.6	39.4	24.8	6.7	3.3	0.2
	死・離別		100.0	52.3	27.3	9.1	9.1	2.2	—
子 供 の 有 無	子 供 あ り		100.0	28.8	37.1	24.7	5.6	3.5	0.3
	末 子 の 年 齢	0 歳	100.0	14.8	33.3	40.8	11.1	—	—
		学 齢 前							
		1 ～ 2 歳	100.0	23.2	36.2	30.4	2.9	7.3	—
		3 ～ 6 歳	100.0	25.3	31.7	32.9	6.3	3.8	—
		小 学 生	100.0	28.9	42.3	17.3	9.6	1.9	—
		小学生～ 18歳未満	100.0	25.0	44.6	25.0	1.8	1.8	1.8
		18 歳 以 上	100.0	49.2	31.1	13.2	1.6	4.9	—
	子 供 な し		100.0	28.7	33.4	27.7	7.3	2.7	0.2
世 話 の 必 要 な 子 供 の 有 無	あ り		100.0	23.7	38.0	28.3	6.1	3.9	—
	子 供		100.0	23.3	38.1	28.8	6.8	3.0	—
	世 話 を す る 人	同居の家族	100.0	26.2	39.6	26.2	4.7	3.3	—
		同居して いない肉親	100.0	25.8	29.0	35.5	6.5	3.2	—
		そ の 他	100.0	14.3	39.3	32.1	12.5	1.8	—
		老 親	100.0	32.0	28.0	36.0	4.0	—	—
	病 人		100.0	11.5	38.5	23.1	11.5	15.4	—
	な し		100.0	29.9	33.8	27.1	6.7	2.3	0.2

〔女子深夜業の実態に関する事業場調査〕

1 調査対象事業場の特徴

(1) 事業場の事業及び規模

本調査の対象事業場の労働基準法上の事業区分をみると、労働基準法第8条第13号「病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」（以下「第13号の事業」という。）が48.9％と半数を占め、その中では医療業が全事業場の39.3％を占めて多い。次いで、第8条第14号「旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業」（以下「第14号の事業」という。）が29.2％となっており、その中では旅館（全事業場の14.0％）飲食店（同10.6％）の比率が高い。また、電話の事業及び女子年少者労働基準規則第6条により女子について深夜業の認められる業務を含む事業（以下「その他の事業」という。）が21.9％となっており、その中では「電話の事業」（全事業場の9.4％）、「女子寄宿舎の管理人の業務を含む事業」（同8.1％）が多い。

調査対象事業場の事業場規模をみると、100～499人規模が41.1％を占めて最も多く、次いで30～99人規模が27.4％となっており、500人以上規模及び1～29人規模はともに1割台となっている。

事業区分と事業場規模の関係をみると、500人以上規模の69.9％をその他の事業が100～499人規模の52.3％を13号の事業が30～99人規模の62.6％を13号の事業が、1～29人規模の55.9％を14号の事業がそれぞれ占めており、片よりがみられる（第1表）。

(2) 深夜業従事者の職種

調査対象事業場における深夜業従事者の職種についてみると、看護婦のいる事業場の割合は43.2％で最も多く、次いでサービス職種が29.2％、保母その他の専門職が15.5％、電話交換15.0％となっている。

事業の区分別にみると、13号の事業においては、看護婦（88.1％）及び保母その他の専門職（31.6％）が多く、14号の事業では、9割の事業場でサービス職種の者が深夜業に従事しているが、20.0％の事業場では電話交換が深夜業に従事している。その他の事業においては、女子寄宿舎の管理人（37.1％）及び電話交換（39.2％）が多い（第2表）。

第 1 表 事業及び規模別調査対象事業場数

(%)

事業	規模計	500人以上	100～499人	30～99人	1～29人
計	100.0(100.0)	17.3(100.0)	41.1(100.0)	27.4(100.0)	14.2(100.0)
8条13号の事業	100.0(48.9)	8.5(24.1)	44.0(52.3)	35.1(62.6)	12.4(42.6)
医療業	100.0(39.3)	10.6(24.1)	51.6(49.3)	30.3(43.5)	7.5(20.6)
その他	100.0(9.6)	—(—)	13.1(3.0)	54.3(19.1)	32.6(22.1)
8条14号の事業	100.0(29.2)	3.6(6.0)	40.7(28.9)	28.6(30.6)	27.1(55.9)
旅館	100.0(14.0)	6.0(4.8)	59.7(20.3)	23.9(12.2)	10.4(10.3)
飲食店	100.0(10.6)	2.0(1.2)	27.4(7.1)	29.4(11.5)	41.2(30.9)
接客	100.0(4.0)	—(—)	10.5(1.0)	42.1(6.1)	47.4(13.2)
娯楽	100.0(0.6)	—(—)	33.3(0.5)	33.3(0.8)	33.3(1.5)
その他の事業(注)	100.0(21.9)	55.2(69.9)	35.2(18.8)	8.6(6.8)	1.0(1.5)
電話の事業	100.0(9.4)	75.6(41.0)	20.0(4.6)	4.4(1.5)	—(—)
航空機	100.0(0.2)	100.0(1.2)	—(—)	—(—)	—(—)
好寄宿舎管理人	100.0(8.1)	51.3(24.1)	43.6(8.6)	5.1(1.5)	—(—)
放送プロデューサー	100.0(4.2)	15.0(3.6)	55.0(5.6)	25.0(3.8)	5.0(1.5)

(注) 電話の事業及び女子年少者労働基準規則により女子の深夜業が許される次の業務を含む事業である。

航空機—女年則第6条第1号「航空機に乗り組むスチュワーデスの業務」

女子寄宿舎管理人—女年則第6条第2号「女子を収容する寄宿舎の管理人の業務」

放送プロデューサー—女年則第6条第4号「放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送の事業におけるプロデューサー及びアナウンサーの業務」

第 2 表 事業及び深夜業従事者の職種別事業場数の割合

(H.A. %)

事業	計	事務管理	看護婦	保母その他専門職	サービス	電話交換	女子寄宿舎管理人	その他
計	100.0	5.8(100.0)	43.2(100.0)	15.5(100.0)	29.2(100.0)	15.0(100.0)	8.8(100.0)	13.6(100.0)
13号の事業	100.0	3.9(32.1)	88.1(99.5)	31.6(100.0)	1.7(2.9)	3.0(9.7)	0.9(4.8)	11.5(41.6)
14号の事業	100.0	10.7(53.6)	—	—	90.0(90.0)	20.0(38.9)	0.7(2.3)	10.0(21.5)
その他の事業	100.0	3.8(14.3)	1.0(0.5)	—	9.5(7.1)	35.2(51.4)	37.1(92.9)	22.9(36.9)

(注) その他の職種には、社会福祉施設における業務、放送プロデューサー、アナウンサー、及びスチュワーデス等を含む(以下同じ。)。

(3) 女子常用労働者の割合

全常用労働者総数に占める女子の割合（以下「女子比率」という。）についてみると、女子比率が60%以上である事業場の割合は66.6%であり、女子比率の高い事業場が多い。事業区分別にみると、13号の事業では、女子比率が60%以上である事業場がほとんどを占め、14号の事業ではそれが45.7%と半数近くを占めているのに対して、その他の事業では女子比率の低い事業場の割合が相対的に高い（第3表）。

(4) 有夫者及び有子者の割合

女子常用労働者に占める有夫者の割合（以下「有夫者比率」という。）についてみると、有夫者比率40%以上の事業場の割合は、58.4%となっている。事業区分別にみると、有夫者比率が40%以上の事業場の割合は、13号の事業では69.6%を占めて高く、14号の事業では42.0%、その他の事業では53.1%となっている（第4表）。

女子常用労働者に占める有子者（18歳未満の同居の子を有する者をいう。以下同じ。）の割合（以下「有子者比率」という。）をみると、有子者比率が40%以上の事業場の割合は33.6%となっており、事業区分別にみると、有子者比率40%以上の事業場の割合はその他の事業（42.0%）で高く、14号の事業（21.8%）で低い（第5表）。

第3表 事業及び女子の割合階級別事業場数の割合

(%)

事業	計	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
計	100.0	3.1	14.8	15.5	38.2	28.4
13号の事業	100.0	—	0.4	2.1	46.2	51.3
14号の事業	100.0	1.4	23.6	29.3	35.0	10.7
その他の事業	100.0	12.4	35.2	26.7	24.8	0.9

第4表 事業及び有夫者の割合階級別事業場数の割合

(%)

事業	計	0%	0%を超え 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
計	100.0	2.6	14.7	24.3	30.7	16.5	11.2
13号の事業	100.0	—	5.7	24.7	44.5	18.9	6.2
14号の事業	100.0	5.6	24.6	27.8	19.8	11.9	10.3
その他の事業	100.0	5.2	22.9	18.8	12.5	16.7	23.9

第5表 事業及び有子者の割合階級別事業場数の割合

(%)

事業	計	0%	0%を超え 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
計	100.0	6.8	29.8	29.8	19.6	11.4	2.6
13号の事業	100.0	0.5	19.5	43.3	26.2	9.1	1.4
14号の事業	100.0	14.8	47.8	15.6	12.2	4.4	5.2
その他の事業	100.0	11.4	30.7	15.9	13.6	26.1	2.3

2. 深夜勤務従事者の勤務状況

(1) 勤務形態

女子の深夜業従事者の勤務形態についてみると、交替制により所定労働時間中に深夜業に従事した者のいる事業場の割合は61.6%で最も高い。次いで交替制ではなく所定労働時間が深夜にかかる勤務のみ（いわゆるフクロウ部隊等）（以下「交替制を除く所定内に深夜」という。）の労働者のいる事業場の割合は23.0%であり、交替制とあわせて所定労働時間中に深夜業に従事した者のいる事業場は79.7%となっている。

なお、交替制の形態としては、3交替制が最も多く（全事業場の31.5%）次いでその他の交替制（4交替制、交替制と宿直制の併用等）となっている。

また、所定労働時間は深夜にかからないが、宿直制による深夜業がある（以下「交替制との併用を除く宿直制」という。）者のいる事業場の割合は28.0%であり、所定労働時間中に深夜業がなく所定外労働又は法定時間外労働として深夜業に従事（以下「所定外に深夜」という。）した者のいる事業場の割合は12.5%となっている。

事業区分別にみると、13号の事業については、交替制を採用している事業場の割合は75.2%と高く、その形態として3交替制が53.4%を占めているが、交替制等との併用を除く宿直制についても半数以上の事業場で採用している。14号の事業では、交替制によるものは35.0%と少なく、交替制を除く所定内に深夜のいる労働者のいる事業場が60.7%と多い。また、所定外に深夜の労働者のいる事業場の割合は20.7%と相対的に高い。その他の事業では、交替制による事業場の割合が7割近くを占めて高いが、交替制の形態としてはその他の交替制が相対的に多い。

職種別に深夜業の勤務形態別事業場の構成をみると、①看護婦では、3交替制を中心とする交替制による割合が特に高いが、交替制等との併用を除く宿直制による事業場の割合も半数を超えていること、②保母、その他の専門職については交替制等との併用を除く宿直制による事業場の割合が7割近くに達していること、③サービス職種では交替制を除く所定内に深夜が6割近くに達していること、④電話交換については交替制による事業場の割合が高いが、その形態としてはその他の交替制が相対的に多いこと、

などの特徴がみられる（第6表）。

第6表 事業、職種及び勤務形態別事業場数の割合

（M・A・％）

事業・職種	計	所定労働時間中に深夜業に従事						交替制との併用を除く宿直制	労働として深夜業に従事 所定外労働又は法定時間外 所定労働時間中に深夜業がな
		小計	交替制（M.A.）				かかる勤務のみ 所定労働時間が深夜に		
			交替制ありの （計）	2 交 替 制	3 交 替 制	その他の交替制			
計	100.0	79.7	61.6	16.5	31.5	19.4	23.0	28.0	12.5
事務・管理	100.0	50.0	14.3	7.1	3.6	3.6	35.7	21.4	28.6
看護婦	100.0	76.8	76.3	11.1	58.9	10.6	1.9	51.2	6.8
保保、その他 専門職	100.0	32.4	28.4	5.4	8.1	14.9	4.1	67.6	10.8
サービス	100.0	82.9	30.0	13.6	6.4	11.4	58.5	0.7	20.0
電話交換	100.0	90.3	87.5	10.7	19.4	52.8	2.7	7.0	2.7
女子寄宿舎管理人	100.0	80.9	52.4	33.3	4.8	14.3	28.5	16.7	2.4
その他	100.0	58.5	40.0	18.5	7.7	23.1	40.0	7.7	35.4
13号の事業	100.0	76.5	75.2	17.5	53.4	14.1	3.5	53.4	8.6
14号の事業	100.0	84.3	35.0	15.0	12.9	10.7	60.7	0.7	20.7
その他の事業	100.0	81.0	66.7	16.2	7.6	42.9	16.2	7.6	10.5

（注）① 「所定労働時間が深夜にかかる勤務のみ」には、「映画演技者等深夜業の行われ方が不特定の勤務」及び「国際線スチュワーデス等特殊な時間帯に勤務」を含む（以下同じ。）。

(2) 勤務時間

イ 所定労働時間

(イ) 午後 10 時から午前 5 時までの深夜時間帯の一部又は全部の時間を含む勤務についての所定労働時間数についてみると、「9 時間を超え」の割合が 27.6 % で最も高く、次いで「7 時間未満」が 23.0 % となっている。なお、「6 時間未満」も 17.0 % ある。

① これを事業区分別にみると 13 号の事業については「9 時間を超え」が最も高い割合（28.3 %）を占め、次いで「7 時間を超え 8 時間未満」となっており（22.3 %）、14 号の事業については、「7 時間未満」の割合が 43.7 % を占めて高く、その他の事業については「9 時間を超え」が 74.5 % を占めている。

② 職種別にみると看護婦については、「7 時間を超え 8 時間以下」の割合が半数近くを占めており、サービス職種については、「7 時間未満」が半数近くを占めて高く保母その他の専門職及び電話交換では「9 時間を超え」が 6～7 割台を占めている。

③ 勤務の形態別にみると、2 交替制及びその他の交替制については「9 時間を超え」の割合が半数を超えて高く、3 交替制については「7 時間を超え 8 時間以下」が半数近くを占め、「所定内に深夜」については「7 時間未満」が 6 割近くと多い。

(ロ) 所定労働時間に占める深夜時間数についてみると、いずれの時間階級も 2 割前後の割合となっている。

① これを事業区分別にみると、13 号の事業では 2 時間を超えるものが 8 割を占め、やや長い時間階級に分布しているが、14 号の事業では 2 時間以下のものが 7 割を占めやや短い時間階級に分布しており、その他の事業では 2 時間を超えて 4 時間以下のものが 7 割を占めている。

② 職種別には、看護婦及び保母・その他の専門職については 2 時間を超えるものが 8 割強を占め、やや長い時間階級に分布しているが、他方、サービス及び電話交換では 2 時間以下のものが 8 割前後を占め、やや短い時間階級に分布している（第 7 表）。

(ハ) 所定労働時間に占める深夜時間数の割合についてみると、「20 %

第7表 事業、職種、勤務形態、所定労働時間数階級及び深夜にかかると時間数階級別勤務数の割合

事業・職種・勤務形態	計	6 時間未 満	6 7時間未 満	7 時間	7 8時間未 満	8 時間	8 9時間未 満	9 時間	9 時間を 超え	深夜にかかると時間			
										1 時間以 下	2 1時間 を超え 下え	3 2時間 を超え 下え	4 3時間 を超え 下え
計	100.0	17.0	6.0	12.7	16.2	14.7	2.6	3.2	27.6	19.1	17.1	22.6	18.6
13号の事業	100.0	3.9	6.0	13.7	22.3	18.5	3.4	3.9	28.3	9.1	9.7	27.3	20.7
14号の事業	100.0	36.9	6.8	13.7	10.8	14.2	2.3	3.4	11.9	38.6	33.5	13.1	7.4
その他の事業	100.0	9.1	3.6	5.5	7.3	—	—	—	74.5	14.3	6.1	26.5	44.9
事務・管理	100.0	40.0	6.7	20.0	20.0	—	13.3	—	—	33.3	38.8	16.7	5.6
看護婦	100.0	4.9	6.5	15.7	25.9	21.1	3.8	4.3	17.8	8.2	10.8	28.0	20.1
保母・その他の専門職	100.0	—	5.0	10.0	5.0	10.0	—	—	70.0	13.0	4.3	34.8	17.4
サ—ビス	100.0	40.6	7.5	12.8	10.5	13.5	2.2	3.8	9.1	40.5	35.2	12.5	6.3
電話交換	100.0	7.6	1.3	7.6	7.6	6.3	—	2.5	67.1	45.8	36.5	6.8	4.1
その他の	100.0	12.5	9.4	6.2	9.4	12.5	—	—	50.0	27.2	15.2	15.2	21.2
2 交替制	100.0	7.4	5.9	8.8	11.8	8.8	2.9	2.9	51.5	25.6	13.5	20.3	20.3
3 交替制	100.0	5.3	5.3	17.8	27.3	20.7	4.1	4.7	14.8	9.6	12.9	25.0	21.7
その他の交替制	100.0	5.8	2.3	10.5	12.8	7.0	1.2	2.3	58.1	22.1	5.8	25.6	24.4
交替制を除く所定内に深夜	100.0	48.8	9.2	12.6	5.9	14.3	0.8	2.5	5.9	31.8	36.3	15.5	6.4
													10.0

(注) 宿直制及び女子寄宿舎の管理人の業務を除く(以下第15表まで同じ。)

第 8 表 事業、職種及び勤務形態別所定労働時間に占める

深夜時間数の割合別勤務数の割合

(%)

事業・職種・勤務形態	計	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上
計	100.0	18.4	44.0	25.6	12.0
13号の事業	100.0	7.9	40.9	34.0	17.2
14号の事業	100.0	36.9	41.9	16.2	5.0
その他の事業	100.0	16.0	70.0	8.0	6.0
事務・管理	100.0	29.4	47.1	17.6	5.9
看護婦	100.0	6.7	38.9	35.3	19.1
保母・その他専門職	100.0	9.1	50.0	31.8	9.1
サービス	100.0	37.1	41.6	15.2	6.1
電話交換	100.0	18.4	63.2	11.8	6.6
その他	100.0	33.3	42.4	24.2	—
2 交替制	100.0	21.4	48.5	18.4	11.7
3 交替制	100.0	8.1	38.5	35.0	18.4
その他の交替制	100.0	24.4	51.2	16.3	8.1
交替制を除く所定内に深夜	100.0	28.1	45.6	17.5	8.8

以上40%未満」が44.0%で最も多く、次いで「40%以上60%未満」が25.6%となっている。事業及び勤務形態別にみると、13号の事業及び3交替制において深夜時間帯にかかる所定労働時間数の割合が相対的に高くなっている。職種別にみると、いずれの職種も「20%以上40%未満」の割合が最も高いものの、事務管理及びサービス職種では「20%未満」も3～4割近くを占め相対的にその割合の低い勤務が多く、他方、看護婦及び保母その他専門職では40%以上の占める割合が4～5割台を占め、相対的にその割合の高い勤務が多い(第8表)。

ロ 休憩時間

第9表 事業、職種、勤務形態及び休憩時間階級数別勤務数の割合

(%)

事業・職種・勤務形態	休憩時間 あり 勤務	計	1時間以下	1時間を超え 2時間以下	2時間を超え 3時間以下	3時間を超え	うち深夜にかかる時間			
							小計	1時間以下	2時間を超え 1時間以下	2時間を超え
計	(79.5)	100.0	65.6	22.5	4.2	7.8	[45.5]	100.0	84.2	7.2
13号の事業	(86.5)	100.0	76.5	13.4	3.9	6.1	[59.8]	100.0	81.3	8.4
14号の事業	(64.6)	100.0	68.6	15.7	2.0	13.7	[19.6]	100.0	80.0	10.0
その他の事業	(94.6)	100.0	22.6	66.0	9.4	1.9	[47.2]	100.0	100.0	—
事務管理	(61.5)	100.0	100.0	—	—	—	[37.5]	100.0	100.0	—
看護婦	(88.2)	100.0	81.7	11.3	3.5	3.5	[62.7]	100.0	88.8	5.6
保母・その他専門職	(80.0)	100.0	50.0	37.4	6.3	6.3	[50.0]	100.0	50.0	25.0
サ一ビス	(60.2)	100.0	73.2	9.9	1.4	15.5	[15.5]	100.0	81.8	—
電話交換	(94.8)	100.0	24.7	60.3	8.2	6.8	[46.6]	100.0	88.2	5.9
その他の	(77.4)	100.0	0.8	8.3	4.2	16.7	[29.2]	100.0	42.8	28.6
2交替制	(91.9)	100.0	56.1	21.1	10.5	12.3	[30.6]	100.0	63.2	10.5
3交替制	(89.2)	100.0	80.7	15.7	—	3.6	[60.7]	100.0	90.5	7.1
その他の交替制	(91.4)	100.0	36.5	45.9	10.8	6.8	[45.9]	100.0	82.3	5.9
交替制を除く所定内深夜	(50.5)	100.0	81.4	5.6	—	13.0	[20.4]	100.0	90.9	9.1
										—

(注) ()は休憩時間の定めのある勤務の割合である。

[]は休憩時間の定めのある勤務のうち深夜にかかる休憩時間のあるものの割合である。

所定労働時間が6時間未満である勤務数の割合が17.0%あることもあって、休憩時間が定められている勤務の割合は8割弱となっている。休憩時間数についてみると、「1時間以下」が65.6%で最も多く、次いで「1時間を超え2時間以下」が22.5%で残りの時間階級の勤務割合は低い。深夜にかかる休憩時間の割合は45.5%と半数あるが、深夜にかかる時間数は「1時間以下」が8割を超えている。

休憩時間の定めのある勤務は、事業別には14号の事業で職種別には事務管理及びサービスで、勤務形態別には交替制を除く所定内に深夜で相対的に低く、また、これらの事業、職種及び勤務形態では、深夜にかかる休憩時間の割合も低い。他方、13号の事業、看護婦及び保母その他の専門職種、並びに3交替制及びその他の交替制では、深夜にかかる休憩時間の割合が半数近く又は半数を超え、高くなっている（第9表）。

ハ 仮眠時間

仮眠時間の定めのある勤務の割合は、29.2%である。仮眠時間数についてみると「3時間を超え4時間以下」が40.4%を占めて最も多く、「4時間を超え」が22.7%となっている。また、これらの仮眠時間のほとんどが深夜にかかっており、深夜にかかる時間数としては、「3時間を超え4時間以下」が42.6%を、「4時間を超え」が17.4%を占めており、かなりの時間が深夜にかかっている。仮眠時間の定めのある勤務は事業別にはその他の事業で、職種別には電話交換及び保母その他専門職で、勤務形態別には2交替制及びその他の交替制で多い（第10表）。

ニ 拘束時間

(イ) 拘束時間数についてみると、「10時間を超え」が34.5%となっており、次いで「8時間未満」が22.7%、「8時間」が17.2%であるが、「9時間以下」が62.2%を占めている。

① 事業区分別にみると、その他の事業では、「10時間を超え」事業場が74.6%と高くなっているが、他方、14号の事業では9時間以下が75.6%と高い。

② 職種別には、電話交換及び保母その他の専門職で、「10時間を超え」が7～8割を占めて高くなっている一方、サービス職種では

第10表 事業、職種、勤務形態及び仮眠時間階級数別勤務数の割合

(%)

事業・職種・勤務形態	仮眠 ありの事業場	1 時 間 以 下	1 時 2 時 間 を 間 越 え 以 下	2 時 3 時 間 を 間 越 え 以 下	3 時 4 時 間 を 間 越 え 以 下	4 時 5 時 間 を 間 越 え 以 下	5 時 間 を 超 え	う ち 深 夜 に か か る 時 間					
								小 計	1 時 間 以 下	2 1 時 間 を 以 超 え	3 2 時 間 を 以 超 え	4 3 時 間 を 以 超 え	4 時 間 を 超 え
計	(29.2) 100.0	6.7	17.6	12.6	40.4	7.6	15.1	[966] (1000)	(7.8)	(20.9)	(11.3)	(42.6)	(17.4)
13号の事業	(29.6) 100.0	11.5	24.6	16.4	19.7	6.6	21.3	[1000] (1000)	(11.5)	(27.8)	(14.8)	(24.6)	(21.3)
14号の事業	(11.3) 100.0	—	29.4	17.6	17.6	5.9	29.4	[1000] (1000)	—	(35.3)	(17.6)	(12.6)	(29.5)
その他の	(82.0) 100.0	2.4	2.4	4.8	80.5	9.8	—	[902] (1000)	(5.4)	(2.7)	(2.7)	(83.8)	(5.4)
事務・管理	(6.7) 100.0	—	100.0	—	—	—	—	[1000] (1000)	—	(1000)	—	—	—
看護婦	(24.7) 100.0	17.9	28.3	10.3	17.9	2.6	23.1	[1000] (1000)	(17.9)	(30.8)	(10.3)	(17.9)	(23.1)
保母・その他専門職	(55.0) 100.0	—	18.2	18.2	27.3	9.0	27.3	[1000] (1000)	—	(27.3)	(9.2)	(36.4)	(27.3)
サ—ビス	(3.7) 100.0	—	—	25.0	25.0	—	50.0	[1000] (1000)	—	—	(25.0)	(25.0)	(50.0)
電話交換	(71.6) 100.0	1.9	9.4	9.4	66.0	7.6	5.7	[943] (1000)	(4.0)	(12.0)	(8.0)	(66.0)	(10.0)
その他の	(35.5) 100.0	—	18.2	27.3	18.2	27.3	9.0	[909] (1000)	—	(20.0)	(30.0)	(40.0)	(10.0)
2交代替制	(49.2) 100.0	3.2	9.4	31.3	31.3	9.4	15.6	[1000] (1000)	(3.1)	(18.8)	(25.0)	(37.5)	(15.6)
3交代替制	(20.2) 100.0	20.0	33.3	10.0	20.0	—	16.7	[1000] (1000)	(20.0)	(33.3)	(10.0)	(20.0)	(16.7)
その他の交替制	(55.4) 100.0	2.2	8.9	2.2	66.7	8.9	11.1	[911] (1000)	(4.9)	(7.3)	(2.4)	(68.3)	(17.1)
交替制を除く所定内に深夜	(6.4) 100.0	—	33.3	—	33.3	16.7	16.7	[833] (1000)	(40.0)	—	(40.0)	—	(20.0)

(注) () は、仮眠時間の定めのある事業場の割合である。

[] は、仮眠時間の定めのある事業場のうち深夜にかかると仮眠時間のある事業場の割合である。

9時間以下が80.3%を占めて高い。

- ③ 勤務形態別には、2交替制及びその他の交替制で「10時間を超え」が6割前後を占めて高くなっている一方、「交替制を除く所定内に深夜」及び3交替制では、9時間以下が7～8割を占めて高い。

- (ロ) 深夜時間帯にかかる時間数についてみると、比較的ちらばりがみられるが、午後10時から午前5時までの深夜時間全てを含む勤務の割合は27.4%となっている。

深夜時間帯の全てを含む勤務については、事業区分別にはその他の事業において、職種別には保母・その他の専門職と電話交換において、勤務形態別には2交替制及びその他の交替制において多い。

他方、深夜時間帯にかかる拘束時間数が2時間以下の勤務については、事業区分別には14号の事業で、職種別にはサービス職種で、勤務形態別には「交替制を除く所定内に深夜」でそれぞれ6～7割を占め多い(第11表)。

第11表 事業、職種、勤務形態及び拘束時間階級別勤務数の割合

(%)

事業・職種・勤務形態	計	8時間未満	8時間	8時間9時間未満	9時間	9時間10時間未満	10時間	10時間を超え	深夜にかかるとる時間						
									1時間以下	21時間を超え	32時間を超え	43時間を超え	54時間を超え	75時間を超え	7時間
計	100.0	22.7	17.2	16.0	6.3	1.7	1.7	34.4	15.0	14.8	17.0	4.9	18.7	2.2	27.4
13号の事業	100.0	7.1	24.1	22.8	6.6	1.7	1.7	36.0	3.7	7.5	23.1	5.3	30.2	3.4	26.8
14号の事業	100.0	47.3	12.2	8.3	7.8	2.2	2.2	20.0	36.7	31.6	10.5	5.3	1.8	0.6	13.5
その他の事業	100.0	10.9	3.6	10.9	—	—	—	74.6	12.7	5.5	1.8	1.8	3.6	—	74.6
事務・管理	100.0	56.4	12.5	12.5	—	6.2	6.2	6.2	29.4	35.3	17.6	—	11.8	—	5.9
看護婦	100.0	7.9	27.2	27.7	7.9	2.1	1.6	25.7	3.7	8.2	26.0	6.3	32.7	4.1	19.0
保母・その他の専門職	100.0	5.0	10.0	5.0	—	—	—	80.0	—	4.5	9.1	—	13.6	—	72.8
サ—ビス	100.0	50.4	13.1	7.3	9.5	2.2	2.9	14.6	38.6	34.6	11.8	5.5	2.4	0.8	6.3
電話交換	100.0	8.8	6.3	10.0	1.2	—	—	73.7	12.7	5.1	2.5	2.5	3.8	—	73.4
その他の	100.0	21.9	9.4	6.3	3.1	—	—	59.3	24.2	12.1	3.0	3.0	9.1	—	48.6
2 交替制	100.0	15.7	5.7	5.7	5.7	4.3	4.3	58.6	18.1	13.9	6.9	1.4	6.9	—	52.8
3 交替制	100.0	7.7	27.5	30.2	8.8	2.2	1.6	22.0	6.4	9.2	25.7	6.4	32.9	4.4	14.5
その他の交替制	100.0	6.9	12.6	14.9	1.1	—	—	64.5	14.1	6.5	6.5	3.3	9.8	—	59.8
交替制を除く所定内に深夜	100.0	59.3	12.7	4.2	6.8	—	1.7	15.3	31.5	35.1	13.0	6.5	2.8	0.9	10.2

3 深夜勤務の状況

(1) 深夜勤務の回数

イ 月間(昭和57年6月)の深夜業従事者の深夜勤務の平均回数(複数回答)についてみると「5回以上9回未満」が47.4%を占めて最も多く、次いで「5回未満」が38.7%となっているが「21回以上」である事業場の割合も22.3%ある。

これを事業区分別、職種別及び勤務形態別にみると14号の事業、サービス職種及び「交替制を除く所定内に深夜」においては、21回以上である割合が50%以上を示し高いほかは、いずれの事業、職種、勤務形態においても「9回未満」とする割合が高い(第12表)。

ロ 深夜業勤務回数の最多者の回数についてみると「5回以上9回未満」である事業場の割合は46.1%であり、次いで「21回以上」である事業場の割合は25.5%であり「9回以上13回未満」である事業場の割合は24.9%となっており、平均回数の場合と比べると、「5回未満」とする事業場の割合が低下し、より多い回数の事業場割合が高くなっている。

これを事業区分別、職種別及び勤務形態別についてみても、平均回数の特徴と同様に14号の事業、サービス職種及び「交替制を除く所定内に深夜」において「21回以上」である事業場割合が6割近くから8割を示し高いほかは、いずれの事業、職種、勤務形態においても「9回未満」とする割合が高い(第12表)。

(2) 深夜業の延時間数

イ 昭和57年6月の深夜業従事者の1人平均月間深夜労働時間数についてみると、平均時間数が「10時間未満」、「10時間以上20時間未満」、「20時間以上30時間未満」がそれぞれ3割弱を占め、「30時間以上40時間未満」が2割強となっている。また、30時間以上である事業場の割合は43.0%となっている(第13表)。

(i) これを事業の区分別にみると13号の事業では「20時間以上30時間未満」が4割弱を占め最も多く、14号の事業では「10時間未満」が4割強を占め最も多いものの「50時間以上」も3割近くありちらばりが大きい。その他の事業では「20時間未満」が9割を占め

第12表 事業、職種、勤務形態及び月間深夜業実施回数階級別事業場数の割合

(M.A.%)

事業・職種・勤務形態	計	平 均 回 数			最 多 者 の 回 数		
		5 回未満 9 回未満	5 回以上 9 回未満	9 回以上 13 回未満	13 回以上 21 回未満	21 回以上	21 回以上
計	100.0	38.7	47.4	12.9	6.7	22.3	15.5
13 号 の 事 業	100.0	40.5	62.9	17.7	2.9	1.1	15.6
14 号 の 事 業	100.0	25.5	30.0	10.9	14.6	58.4	19.9
そ の 他 の 事 業	100.0	62.3	42.6	3.3	—	1.6	5.0
事 務 ・ 管 理	100.0	47.4	5.3	15.8	—	36.8	11.1
看 護 婦	100.0	25.7	60.2	19.2	2.5	0.6	16.8
保 母 ・ そ の 他 専 門 職	100.0	60.9	34.8	—	4.3	—	4.3
サ ー ビ ス	100.0	18.6	13.2	10.9	12.4	53.5	17.8
電 話 交 換	100.0	34.2	64.0	1.4	1.4	1.4	2.8
そ の 他	100.0	64.0	22.0	—	6.0	10.0	6.1
2 交 替 制	100.0	40.0	48.3	8.3	10.0	1.7	15.0
3 交 替 制	100.0	22.8	57.2	22.8	3.5	—	20.3
そ の 他 交 替 制	100.0	42.3	56.4	6.4	—	—	6.6
交 替 制 を 除 く 所 定 内 に 深 夜	100.0	10.4	7.3	3.1	9.4	72.9	5.3
所 定 外 に 深 夜	100.0	76.8	25.6	4.7	9.3	2.3	15.9

時間数の少ない事業場の割合が高い。

(ロ) 職種別にみると、いずれの職種においても30時間未満の割合が半数を占めているが、特に電話交換及びその他の職種においては、その割合が8割以上を占め高い。他方サービス職種では「50時間以上」の割合が2割台を占め多くなっている。

(ハ) 勤務形態別にみると2交替制及びその他の交替制では、30時間以上の割合は2割前後にすぎず、3交替制でも同割合は3割台であるが「交替制を除く所定内に深夜」については、「50時間以上」が3割を超えて多い。

ロ 月間深夜業時間数の最多者についてみると、「50時間未満」の各時間数階級はいずれも2割台を占めており、また、30時間以上である割合は、64.1%となっている(第13表)。

深夜業時間数が30時間以上である事業場の割合は、13号の事業では78.8%と平均に比べかなり上昇し、14号の事業では66.2%で、1人平均の場合の割合とほぼ同程度であり、その他の事業では16.1%と低い。

職種別、勤務形態別にみると、看護婦及び3交替制で30時間以上の割合がかなり上昇しているほかは、1人平均時間数でみた特徴とあまり変化がみられない。

第13表 事業、職種、勤務形態並びに1人平均月間深夜業時間階級別事業場
及び最多者の月間深夜業時間階級別事業場数の割合 (M. A. %)

事業・職種・勤務形態	1人平均月間深夜業時間数					最多者の月間深夜業時間数								
	計	10時間未満	2010時間未満	3020時間未満	4030時間未満	5040時間未満	50時間以上	10時間未満	2010時間未満	3020時間未満	4030時間未満	5040時間未満	7050時間未満	70時間以上
		100.0	29.6	29.5	29.3	21.7	7.9	13.4	22.4	24.3	20.6	21.2	20.6	13.3
計	100.0	29.6	29.5	29.3	21.7	7.9	13.4	22.4	24.3	20.6	21.2	20.6	13.3	9.0
13号の事業	100.0	15.2	30.4	44.2	29.7	4.2	6.0	10.3	18.2	22.4	29.7	33.3	8.5	7.3
14号の事業	100.0	43.3	17.9	19.4	17.9	15.7	27.6	35.3	21.0	18.8	15.0	12.0	24.1	15.1
その他の事業	100.0	39.3	55.3	8.9	7.1	—	—	26.8	50.0	19.6	10.7	3.6	1.8	—
事務・管理	100.0	49.9	—	5.6	5.6	22.2	16.7	44.4	5.6	5.6	11.1	—	33.3	—
看護婦	100.0	11.5	21.6	41.2	30.4	3.4	4.1	6.7	10.8	18.2	27.7	33.1	9.5	6.1
保母・その他専門職	100.0	21.7	26.1	26.2	4.3	8.7	13.0	17.4	30.5	8.7	21.8	13.0	—	13.0
サ一ビス	100.0	30.5	15.6	15.6	13.3	10.2	24.2	24.3	15.7	16.4	13.3	7.0	17.2	14.9
電話交換	100.0	21.2	56.0	10.6	15.2	4.5	1.5	15.4	41.5	16.9	12.3	12.3	4.6	—
その他の	100.0	42.8	28.6	18.4	6.1	2.0	6.1	32.6	30.7	22.4	4.1	8.2	4.1	4.1
2 交替制	100.0	26.4	41.5	17.0	13.2	5.7	3.8	22.7	30.2	24.5	15.1	9.4	3.8	1.9
3 交替制	100.0	8.6	26.1	39.9	27.5	5.1	2.9	4.3	15.2	16.7	25.4	33.3	9.4	5.8
その他の交替制	100.0	27.0	41.9	17.6	17.6	—	1.4	20.5	32.9	20.5	13.7	15.1	2.7	—
交替制を除く所定内に深夜	100.0	10.4	10.4	20.8	16.7	15.6	35.4	9.6	8.4	20.8	16.7	9.4	27.1	21.8
所定外に深夜	100.0	100.0	1.1	—	2.3	—	—	67.2	34.1	2.3	2.3	—	—	2.3

(3) 深夜勤務の間隔

イ 深夜勤務から次の深夜勤務までの間隔

交替制従事者について、深夜勤務から次の深夜勤務までの間隔別に事業場の構成をみると、その間隔の最短期について最も短い時間階級である「24時間以下」が45.2%で最も多く、一方最長期については「5日を超え10日以下」が50.0%を占め「10日を超え」も3割強となっている（第14表）。

① 事業区分別にみると、最短期について深夜勤務の間隔が短い時間階級に分布しているのは、14号の事業次いで13号の事業（24時間以下がそれぞれ、62.6%、48.6%）であり、最長期については深夜勤務の間隔が長い時間階級に分布しているのは、13号の事業（「5日を超え10日以下」及び「10日を超え」がそれぞれ5割弱）である。

② 勤務形態別にみると、最短期について、「24時間以下」の間隔が短い割合が最も高いのは3交替制においてであり、53.4%を占めている。

一方、最長期については、いずれの勤務形態も5日を超える割合が6割を超えているが、特に、3交替制及びその他の交替制では8割を超えて高い。

ロ 深夜勤務から次の勤務までの間隔

交替制従事者について、深夜勤務から次の勤務までの間隔別に事業場の構成をみると、最短期については「12時間以下」（38.6%）、「12時間を超え24時間以下」（37.9%）の割合が高く、特に14号の事業では「12時間以下」が67.4%を占める。最長期については「48時間を超え72時間以下」の割合が26.4%で比較的高いものの、12時間を超える時間間隔階級ではいずれも10%台を占めている。13号の事業及びその他の事業では「48時間を超え72時間以下」が3割前後を占め、14号の事業では、「12時間を超え24時間以下」が3割強を占め多い（第15表）。

第 1 4 表 事業、勤務形態及び交替制深夜勤務から次の深夜勤務までの間隔階級別事業場数 (M. A. %)

事業・勤務形態	最 短 者										最 長 者						
	最			短			者				最			長		者	
	計	24 時間 以下	36 24 時間 を以 下え	48 36 時間 を以 下え	3 2 日 を以 下え	5 3 日 を以 下え	10 5 日 を以 下え	10 日 を 超え	24 時間 以下	36 24 時間 を以 下え	48 36 時間 を以 下え	3 2 日 を以 下え	5 3 日 を以 下え	10 5 日 を以 下え	10 日 を 超え		
計	100.0	45.2	12.9	10.7	9.6	11.4	16.5	1.1	2.9	1.4	1.8	2.2	12.3	50.0	36.6		
1 3 号の事業	100.0	48.6	13.8	12.0	11.4	13.8	9.0	0.6	1.2	2.4	—	0.6	9.5	46.7	48.5		
1 4 号の事業	100.0	62.6	15.9	15.9	6.8	6.8	—	2.3	6.8	—	9.1	11.4	27.3	38.6	18.2		
そ の 他	100.0	23.0	8.2	3.3	6.6	8.2	49.2	1.6	4.8	—	1.6	—	9.5	66.7	17.5		
2 交 替 制	100.0	37.7	13.0	10.1	8.7	17.4	13.0	—	10.0	1.4	2.9	7.1	12.9	44.3	21.4		
3 交 替 制	100.0	53.4	13.2	11.8	7.6	7.6	5.6	0.7	0.7	2.1	1.4	—	11.8	42.4	41.7		
そ の 他 の 交 替 制	100.0	25.3	8.9	6.3	11.4	10.1	35.4	2.5	—	—	1.2	1.2	9.8	56.1	31.7		

第 1 5 表 事業、勤務形態別交替制深夜勤務から次の勤務までの間隔階級別事業場数の割合 (M. A. %)

事業・勤務形態	最 短 者						最 長 者											
	最			短			者			最			長			者		
	計	12 時 間 以 下	24 12 時 間 を 以 下 へ	36 24 時 間 を 以 下 へ	48 36 時 間 を 以 下 へ	48 時 間 を 超 え	1 2 時 間 以 下	24 12 時 間 を 以 下 へ	36 24 時 間 を 以 下 へ	48 36 時 間 を 以 下 へ	72 48 時 間 を 以 下 へ	96 72 時 間 を 以 下 へ	96 時 間 を 超 え					
計	100.0	38.6	37.9	10.2	11.2	6.3	4.6	15.1	18.9	11.3	26.4	14.1	13.0					
1 3 号 の 事 業	100.0	42.2	45.1	9.2	8.1	1.2	1.7	14.5	18.5	9.8	28.3	16.2	13.9					
1 4 号 の 事 業	100.0	67.4	28.3	10.9	2.2	2.2	14.9	31.9	23.4	14.9	12.8	2.1	12.8					
そ の 他 の 事 業	100.0	9.1	25.8	12.1	25.8	22.7	4.7	4.7	15.6	12.5	31.3	17.2	10.9					
2 交 替 制	100.0	23.6	43.1	11.1	11.1	4.2	4.2	9.7	23.6	16.7	19.4	16.7	2.8					
3 交 替 制	100.0	47.7	34.2	8.1	5.4	2.0	3.4	18.1	19.5	8.7	24.2	8.7	14.8					
そ の 他 の 交 替 制	100.0	26.5	31.3	10.8	19.3	14.5	6.0	10.8	8.4	8.4	30.1	18.1	15.7					

(4) 欠勤者のための特別措置

欠勤者が生じた場合の特別措置については、交替制又は宿直制を実施している事業場の 88.4% の事業場が何らかの対策を講じており、その措置は、「前の交替勤務者又は非番者にさせる」が 62.2% と最も多く、次いで「管理者又は責任者が業務に従事する」が 25.1% となっている。事業区分別にみると 13 号の事業及びその他の事業において措置を実施している事業場の割合が高い。

また、その措置の内容は 13 号の事業及び 14 号の事業は「前の交替勤務者又は非番者にさせる」が 5～6 割を占め最も多く、次いで「管理者・責任者が業務に従事する」が 2～3 割を占めているが、その他の事業では「前の交替勤務者又は非番者にさせる」が最も多いものの半数以下であり、次いで「予備直又は予備要員を置いている」が 3 割を占め高くなっている（第 16 表）。

第 16 表 事業及び欠勤者に対する特別措置の有無別事業場数の割合

(%)

事業	計	措置 なし	措置あり				
			小計	予備直又は予備要員を置いている	前の交替勤務者又は非番者にさせる	管理者又は責任者が業務に従事する	その他
計	100.0	11.6	88.4 (100.0)	(12.4)	(62.2)	(25.1)	(16.3)
13号の事業	100.0	6.9	93.1 (100.0)	(36.8)	(68.3)	(26.1)	(16.8)
14号の事業	100.0	31.9	68.1 (100.0)	(6.3)	(56.3)	(34.4)	(15.6)
その他の事業	100.0	9.4	90.6 (100.0)	(31.0)	(48.3)	(17.2)	(15.5)

4 家族的責任の状況と深夜業に関する措置

(1) 深夜業従事者中の有夫者の割合及び有子者の割合

深夜業従事者中に占める有夫者の割合をみると、有夫者比率が40%以上である事業場の割合は42.0%であるが、有夫者のいない事業場も21.2%ある。

事業区分別にみると、有夫者比率40%以上の事業場の割合は、13号の事業については、57.4%と高く、14号の事業では28.9%、その他の事業では23.1%となっている（第17表）。

深夜業従事者に占める有子者の割合をみると、有子者比率が40%以上である事業場の割合は39.7%であり、有子者がいない事業場も27.9%ある。

事業区分別にみると、有子者比率40%以上である事業場の割合は、13号の事業では54.5%であり、14号の事業では31.3%、その他の事業については17.9%となっている（第18表）。

末子の年齢階級別に有子者の構成をみると、末子が学齢前である有子者の割合は43.3%であり、小学生が31.8%、中学生以上が24.9%となっている。

事業別にみると、13号の事業については末子が学齢前である者の割合が半数を超えているのに対して、14号の事業及びその他の事業では3割台となっている（第19表）。

第17表 事業及び深夜業従事者に占める有夫者の割合階級別事業場数の割合

(%)							
事業	計	0%	0%を超え 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
計	100.0	21.2	13.0	23.8	21.0	12.1	8.9
13号の事業	100.0	5.2	8.2	29.2	31.0	18.2	8.2
14号の事業	100.0	33.3	24.9	12.9	7.2	5.6	16.1
その他の事業	100.0	42.3	8.4	26.2	15.7	6.3	1.1

第 18 表 事業及び深夜業従事者に占める有子者の
割合階級別事業場数の割合

(%)

事業	計	0 %	0%を超え 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80 % 以上
計	100.0	27.9	10.8	21.6	17.4	12.0	10.3
13号の事業	100.0	7.0	9.5	29.0	25.0	20.5	9.0
14号の事業	100.0	48.8	15.6	4.3	8.7	2.6	20.0
その他の事業	100.0	48.4	7.4	26.3	11.5	5.3	1.1

第 19 表 事業及び末子の年齢階級別有子者数の割合

(%)

事業	計	学 齢 前	小 学 生	中学生以上
計	100.0	43.3	31.8	24.9
13号の事業	100.0	51.0	28.6	20.4
14号の事業	100.0	30.2	38.4	31.4
その他の事業	100.0	31.5	36.7	31.8

(2) 家族的責任を有する者等に対する深夜業に関する措置

深夜業従事者中、妊産婦及び家族的責任を有する者に対して、制度又は慣行により、深夜業の免除等特別な配慮や措置を講じている事業場の割合は 51.1%と半数を超えている。

イ 措置の対象者としては、妊婦及び産婦については 8 割台の事業場で、子供のいる者及び病気、老齢の家族のいる者については 2 割前後の事業場が措置の対象としている。

事業の区分別にみると、13号の事業では措置のある事業場の割合が 73.5%で特に高く、措置の対象者としては妊婦及び産婦が 8 割を超えている。14号の事業については、措置のある事業場の割合は低い(16.4%)が、子供のいる者及び病気・老齢の家族のいる者を対象とする割合が相対的に高く、その他の事業では、ほぼ半数の事業場が措置を行っ

ており（４７．６％）、そのほとんどが妊産婦のみを対象としている（第２０表）。

- ロ これらの措置の内容及び措置の認められる期間についてみると、妊婦については「配転はなく深夜業を免除」が６２．８％と多く、そのうち対象期間としては４割の事業場が妊娠５ヶ月未満から認めている。産婦についても、「配転はなく深夜業を免除」が６４．３％と最も多く、そのうち対象期間としては産後一年間認めている事業場が半数近くとなっている。

子供のいる者及び病気・老齢の家族のいる者に対する措置については、「配転はなく深夜業免除」とともに「配転はなく深夜業の回数を減らす」がそれぞれ３～４割ある。

また、これらの措置の対象者として男女ともに認めている割合は、子供のいる者に対する措置については１０％程度であるが、「病気・老齢の家族のいる者」に対する措置については４割を超えている（第２１表）。

第２０表 事業、深夜業に関する措置の有無及び対象別事業場数の割合

(%)

事業	計	措置 なし	措置 あり	措置の対象者（M. A.）			
				妊婦	産婦	子供の いる者	病気・老齢 の家族の いる者
計	100.0	48.9	(100.0) 51.1	(84.5)	(83.7)	(23.7)	(19.6)
13号の事業	100.0	26.5	73.5	(82.0)	(82.6)	(24.4)	(20.9)
14号の事業	100.0	83.6	16.4	(73.9)	(60.9)	(43.5)	(43.5)
その他の事業	100.0	52.4	47.6	(98.0)	(98.0)	(12.0)	(4.0)

第21表 事業、深夜業に関する措置の内容及び期間別事業場数の割合

対象者・期間		計	深夜業のない 職種、職場 へ配置転換	配転はなく 深夜業を免除	深夜業の少ない 職種、職場 へ配置転換	配転はなく 深夜業の 回数を減らす	その他
妊婦に対して		(100.0) 100.0	10.6	62.8	2.4	19.3	15.9
	5カ月未満から	(44.4) 100.0	9.8	60.9	2.2	15.2	12.0
	5カ月以降8カ月未満から	(22.7) 100.0	12.8	57.4	6.4	23.4	—
	8カ月以降から	(20.8) 100.0	7.0	65.1	—	25.6	2.3
	その他	(23.2) 100.0	8.3	39.6	—	8.3	43.8
産婦に対して		(100.0) 100.0	12.2	64.3	1.0	10.2	14.6
	6カ月まで	(25.4) 100.0	19.2	67.3	—	7.7	5.8
	12カ月まで	(46.8) 100.0	11.5	64.6	11.0	13.5	9.4
	その他	(30.2) 100.0	6.5	56.5	1.6	6.5	29.0
子供のいる者に対して		(100.0) 100.0	1.7	46.6	3.4	34.5	27.6
	1～6歳まで	(31.0) 100.0	5.6	50.0	5.5	27.8	11.1
	小学生まで	(22.4) 100.0	—	53.8	—	23.1	23.1
	中学生まで	(60.3) 100.0	—	31.4	2.9	34.3	31.4
	男女とも認めえる	(10.3) 100.0	33.3	33.3	—	33.3	—
病气・老齢の家族のいる者に対して		(100.0) 100.0	4.2	35.4	—	31.3	31.3
	男女とも認めえる	(41.7) 100.0	—	45.0	—	25.0	30.0

(M. A. %)

5 深夜業従事者に対する日勤者と異なる労働条件の状況

深夜業従事者に対する日勤者と異なる労働条件の有無についてみると、「特別手当等の支払い」については44.5%の事業場において行われているほかは、所定労働時間の短縮(9.8%)をはじめ、その他の日勤者と異なる労働条件のある事業場の割合はそれぞれ1割に満たない(第22表)。

また、その適用範囲については、特別手当等の支払いを除き、女子のみとする事業場の割合がやや高い。

特別手当等の支払いについて、事業の区分別にみると、その他の事業(66.7%)及び13号の事業(51.3%)で高い。

また、特別手当等の具体的内容についてみると、13号の事業では夜間手当、夜間看護手当及び特殊勤務手当が多く、14号の事業ではシフト手当(交替制勤務手当)ナイト手当が多い。更に電話の事業及び女子年少者労働基準規則第6条に掲げる業務を含む事業(その他の事業)では、寮母手当、夜間通信技術手当、夜間手当等が多い。

第22表 事業、日勤者と異なる労働条件の有無別事業場数の割合

(%)

事業	所定労働時間の短縮			週休日の増加			特別休暇の付与			休憩時間の増加			所定外労働の制限			特別手当等の支払い		
	ありの事業場の割合	適用の範囲		ありの事業場の割合	適用の範囲		ありの事業場の割合	適用の範囲		ありの事業場の割合	適用の範囲		ありの事業場の割合	適用の範囲		ありの事業場の割合	適用の範囲	
		男女とも	女子のみ		男女とも	女子のみ		男女とも	女子のみ		男女とも	女子のみ		男女とも	女子のみ		男女とも	女子のみ
計	9.8	3.6	6.2	1.4	0.3	1.1	2.5	0.2	2.3	7.1	3.1	4.0	5.2	2.1	3.1	44.5	22.7	21.8
13号の事業	10.3	3.4	6.9	2.6	0.5	2.1	4.7	0.5	4.2	6.4	0.4	6.0	5.6	1.7	3.9	51.3	18.2	33.1
14号の事業	10.7	3.6	7.1	—	—	—	—	—	—	6.4	5.6	0.8	5.7	3.3	2.4	22.9	16.5	6.4
その他の事業	6.1	4.6	1.5	—	—	—	—	—	—	10.6	7.6	3.0	3.0	1.5	1.5	66.7	55.3	11.4

6 深夜業従事者に対する福利厚生の実態

深夜業従事者に対する福利厚生の実態についてみると、まず仮眠設備については、73.2%の事業場が設置しており、13号の事業及びその他の事業では9割前後の事業場で設置している。

休養設備については、6割の事業場で設置しており、設置の割合は、その他の事業で相対的に高い。

寄宿舍、社宅については、56.5%の事業場で設置しており、そのほとんどが徒歩通勤可能な施設である。事業区分別の設置割合は、13号の事業（72.2%）で高く、その他の事業（24.2%）で低い。

夜食の便宜については、46.8%の事業場で実施しており、その内容は夜食給食（28.0%）が多い。

通勤不便者に対する措置については、通勤不便者のいる事業場（48.6%）のほとんどが何らかの措置を講じており、その内容はタクシー利用（31.6%）が多い（第23表）。

第23表 事業、深夜業従事者に対する福利厚生施設の設置の有無及び内容別事業場数の割合

(%)

事業	仮 眠 設 備					休 養 設 備					寄 宿 舎 ・ 社 宅 等			夜 食 の 便 宜			通 勤 不 便 者 に 対 す る 措 置						
	ありの 事業場の 割合	内 容				ありの 事業場の 割合	内 容				ありの 事業場の 割合	内 容		ありの 事業場の 割合	内 容			通 勤 不 便 者 が い る 事 業 場 の 割 合	ありの 事業場の 割合	内 容			
		男 女 別	女 子 用 の み	男 子 用 の み	共 用		男 女 別	女 子 用 の み	男 子 用 の み	共 用		徒 歩 通 勤 可 能	徒 歩 通 勤 不 可 能		夜 間 営 業	社 内 食 堂 の 給 食	そ の 他			専 用 バ ス 利 用	タ ク シ ー 利 用	交 通 機 関 が 利 用 で き る ま で 仮 眠	そ の 他
計	73.2	36.4	29.9	4.8	2.1	64.5	33.3	23.4	0.7	7.5	55.5	47.4	8.1	46.8	5.7	28.0	13.1	1000 48.6	95.9 46.6	9.3 4.5	59.7 2.9	16.5 8.0	10.5 5.1
1 3 号 の 事 業	90.2	40.6	47.5	—	2.2	65.0	23.2	34.7	0.4	6.7	72.2	67.9	3.0	42.3	2.6	29.4	10.3	45.7	43.2	2.1	23.5	14.0	3.6
1 4 号 の 事 業	37.9	17.5	6.6	10.9	2.9	53.6	34.0	8.7	0.7	10.1	42.1	31.2	10.9	61.4	6.6	35.8	19.0	56.4	54.3	10.8	32.3	2.1	9.1
その他の事業	87.9	61.7	17.0	17.0	9.3	86.4	66.3	13.9	1.5	4.6	24.2	4.5	19.7	31.8	15.1	6.1	10.6	42.4	42.4	—	39.4	—	3.0

(注) 女子寄宿舍の管理人の業務のある事業場を除く。

7 女子の法定時間外労働、深夜業の法的制限に対する事業場の考え方

女子の法定時間外労働、深夜業の法的制限に対する意見は、「現行通りでよい」が最も多く、次いで「法定時間外労働の法的制限は厳しい、緩和してほしいが深夜業の規制は母性保護の見地から必要」が多いものの「法定時間外の制限は女子の昇進障害となる」「女子の能力開発・能力発揮のために法的制限の緩和が必要」という意見も多くみられた。

このほかに、「諸外国に比して保護のしすぎであり、法定時間外の上限がなくなっても法外な勤務を強いることはありえない」や「業務、職種に応じてある程度弾力的にしてほしい」という意見もあった。

業種別では、サービス業のうち医療業では「看護婦の深夜業の規制除外は当然であるが、他業種では規制が必要である」という意見も多くみられ、また、放送の事業では「給料が同じである以上妊娠・出産時は別にして法的制限はなくてよい」という意見が多くみられた。

〔女子の深夜業の実態に関する個人調査〕

1 調査対象者の概要

(1) 産業別・規模別構成

調査対象の深夜業従事者が雇用されている事業場を労働基準法上深夜業が認められている事業区分別にみると、労働基準法第8条第13号の「病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」（以下「労基法8条13号の事業」という。）の割合が49.8％で5割近くを占め、以下「電話の事業」（21.6％）、労働基準法第8条第14号の「旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業」（以下「労基法8条14号の事業」という。）（21.2％）となっている。また、事業場の規模別構成では100～499人規模の割合が45.3％で最も高く、次いで500人以上規模が25.9％、30～99人規模が19.5％、1～29人規模が9.3％と、100人以上規模の事業場が全体の7割を占めている（第1表）。

第1表 事業又は業務及び事業場規模別深夜業従事者の割合

(％)

事業場規模	計	深夜業の認められる事業又は業務							
		労基法8条13号の事業	労基法8条14号の事業	電話の事業	スチューワデス	女子寄宿舎管理人	演技者、スクリーンライター、結髪	プロデューサー、アナウンサー	不明
計	100.0 〔100.0〕	49.8	21.2	21.6	0.7	3.9	0.1	2.1	0.6
1～29人	100.0 〔9.3〕	41.7	57.3	1.0	—	—	—	—	—
30～99人	100.0 〔19.5〕	59.7	27.8	7.5	—	1.5	—	3.5	—
100～499人	100.0 〔45.3〕	62.4	21.1	8.3	0.2	4.1	—	2.8	1.1
500人以上	100.0 〔25.9〕	22.4	3.7	63.1	2.2	7.1	0.4	0.7	0.4

(注) 〔 〕内の数字は、全数を100とした規模別割合である。

(2) 年 齢

深夜業従事者の年齢別構成をみると、各年齢層にちらばっており、20代、30代、40代以上で、それぞれ約3分の1ずつを占めている（第2表）。

第2表 年齢階級別深夜業従事者数の割合 (%)

計	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
100.0	17.9	17.4	18.2	15.8	12.0	18.7

(3) 仕事の種類

深夜業従事者が主に従事している仕事の種類をみると、専門職種が46.5％とその割合が最も高く、次いで電話交換（25.3％）、サービス職種（18.7％）の割合が高く、この3職種で9割を占めている。専門職種のうち、そのほとんどの者（98.6％）が労基法8条13号の事業に雇用されている者である（第3、4表）。

第3表 仕事の種類別深夜業従事者数の割合 (%)

計	事務	管理	専門	サービス	電話交換	スケジュール	女子寄宿舎の管理人	演技者 スクリプター 結髪者	プロデューサー、アナウンサー	その他
100.0	0.7	0.4	46.5	18.7	25.3	0.6	4.0	0.1	2.2	1.5

第4表 仕事の種類及び事業区分別深夜業従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	所 属 事 業 場 の 事 業			
		労基法 8 条 13 号 の 事 業	労基法 8 条 14 号 の 事 業	電話の事業	そ の 他
計	100.0	49.8	21.2	21.6	7.3
事 務	100.0	—	85.7	14.3	—
管 理	100.0	50.0	—	50.0	—
専 門	100.0	98.6	1.0	—	0.4
サ ー ビ ス	100.0	13.4	85.1	—	1.5
電 話 交 換	100.0	—	14.8	84.0	1.2
そ の 他 の 職 種	100.0	14.9	5.7	—	79.3

(注) 「その他の職種」には、スチュワーデス、女子寄宿舎の管理人、演技者、プロデューサー、アナウンサーなどが含まれる。以下同じ。

(4) 深夜業の勤務形態

深夜業従事者の深夜業に従事する勤務形態をみると、交替制により深夜業に従事する者（以下「交替制従事者」という。）の割合が70.7%と7割を占め、所定労働時間が深夜にかかる勤務のみの者（13.9%）、交替制との併用でない宿直制の者（7.9%）がこれに次いでいる。

これを仕事の種類別にみると専門職種及び電話交換では交替制従事者の割合が非常に高く（それぞれ80.7%、73.8%）、サービス職種でも交替制従事者の割合が47.9%、所定労働時間が深夜にかかる勤務のみの者の割合も35.6%と比較的高い（第5表）。

(5) 勤続年数

深夜業従事者の現在の職場での勤続年数についてみると、5年以上の者が6割強を占め、「15年以上」の者も2割を超えている。

これを仕事の種類別にみると、電話交換では「15年以上」（44.5%）

及び「１０～１５年未満」（２６.６％）の２階級で７割を超え、勤続年数の長い者の割合が高いが、サービス職種では５年未満の者が６割近くを占めている。

第5表 仕事の種類、勤務形態及び勤続年数階級別深夜業従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	勤務形態					態			勤続年数						
		交代制				所定労働時間が深夜のみ	深夜業の行われ方が不定	特殊な時間差(国際線パイロット等)	交代制度の併用など宿直制	時間外労働をして深夜業に従事	不明	2年未満	2～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上
		計	2交代制	3交代制	その他の交代制											
計	100.0	70.7	13.3	26.0	31.4	13.9	0.9	0.1	7.9	3.1	3.4	17.1	21.1	23.9	16.8	20.3
事務	100.0	14.2	14.2	—	—	—	—	—	—	42.9	—	—	42.9	14.2	42.9	—
管理	100.0	75.0	—	—	75.0	—	—	—	25.0	—	—	25.0	—	—	—	75.0
専門	100.0	80.7	6.2	43.3	31.2	2.5	—	—	14.7	—	2.1	16.1	27.8	29.8	14.1	12.2
サービス	100.0	47.9	29.9	6.2	11.8	35.6	2.6	—	0.5	8.8	4.6	28.9	28.9	21.6	10.3	10.3
電話交換	100.0	73.8	6.5	16.0	51.3	20.1	—	—	1.5	—	4.6	8.4	4.2	16.3	26.6	44.5
その他の職業	100.0	60.9	36.8	8.0	16.1	8.0	4.6	1.1	5.8	13.8	5.8	33.3	17.3	20.7	14.9	13.8

2 家族の状況及び家族に対する責任の状況

(1) 配偶関係

深夜業従事者の配偶関係をみると、有夫者の割合が、55.8%と過半数を占め、未婚者32.4%、死・離別者11.8%となっている。未婚者及び有夫者の5割前後を専門職種が、次いで2～3割を電話交換が占めているが、死・離別者では、サービス職種が過半数を占め、専門職種(26.0%)がこれに次いでいる。

仕事の種類別に配偶関係をみると、専門職種及び電話交換では、有夫者の割合が高い(それぞれ61.5%、70.0%)が、サービス職種では各割合とも3～4割前後を占め、死・離別者の割合(32.0%)が比較的高い(第6表)。

第6表 仕事の種類及び配偶関係別深夜業従事者数の割合
(%)

仕事の種類	計	未婚	有夫	死・離別
計	100.0	32.4 [100.0]	55.8 [100.0]	11.8 [100.0]
事務	100.0	42.9 [0.9]	14.2 [0.2]	42.9 [2.4]
管理	100.0	50.0 [0.6]	50.0 [0.3]	— [—]
専門	100.0	31.9 [45.8]	61.5 [51.3]	6.6 [26.0]
サービス	100.0	29.9 [17.3]	38.1 [12.8]	32.0 [50.4]
電話交換	100.0	26.6 [20.8]	70.0 [31.8]	3.4 [7.3]
その他の職種	100.0	56.3 [14.6]	24.1 [3.6]	19.6 [13.8]

(注) []内の数字は、未婚、有夫及び死・離別者それぞれを100とした仕事の種類別割合である。

(2) 世帯の家族構成

深夜業従事者本人と同居の家族の続き柄により世帯の構成をみると、未婚者では、「本人のみ」(59.5%)の単独世帯の割合が6割を占めている。

有夫者では、「本人+夫+子」の構成が45.1%で最も多く、これに「本人+夫」(11.0%)を加えた核家族世帯の割合が5割を超えるが、「本人+夫+子+親」(31.1%)及び「本人+夫+子+親+その他」(3.5%)をあわせた子供を有する夫婦が親と同居している型の世帯も全体の3分の1を占めている。

死・離別者では、「本人のみ」(37.4%)の単独世帯と「本人+子」(38.2%)からなる世帯とがそれぞれ4割弱を占めている(第7表)。

第7表 配偶関係及び世帯の家族構成別深夜業従事者数の割合

(%)

配偶関係	計	本人のみ	本人+夫	本人+夫+子	本人+子	本人+夫+親	本人+夫+子+親	本人+夫+子+親+その他	本人+親	本人+子+親	その他
計	100.0	23.7	6.2	25.1	4.6	1.7	17.4	1.9	5.2	1.1	13.1
未婚	100.0	59.5	—	—	0.3	—	—	—	14.9	—	25.3
有夫	100.0	—	11.0	45.1	—	3.1	31.1	3.5	—	—	6.2
死・離別	100.0	37.4	—	—	38.2	—	—	—	3.3	8.9	12.2

(3) 子供の有無及び末子の年齢

全深夜業従事者中に占める子供を有する者の割合は54.4%と過半数を占めている。子供を有する者の末子の年齢についてみると、末子が6歳以下の学齢前の者の割合は4割強を占めて最も高く、次いで「小学生」(25.5%)、「中学生～18歳未満」(18.9%)、「18歳以上」(13.1%)となっている。

子供の有無を仕事の種類別にみると、電話交換及び専門職種で子供を有する者の割合の方が子供のない者の割合より多く、管理職種では、子供を有している者となない者が半々を占めているほかは、残りの3職種では子供

のない者の方が多くなっている。

末子の年齢階級別分布を仕事の種類別にみると専門職種で末子が6歳以下の者の割合が5割を超えているのに対し、サービス職種ではそれが2割強を占めるにすぎず、末子の年齢が高い者の割合が高い（第8表）。

第8表 仕事の種類、子供の有無及び末子の年齢階級別深夜業従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	子供あり	末子の年齢階級							子供なし
			学 齢 前				小学生	中学生～ 18歳未満	18歳以上	
			計	0 歳	1～2歳	3～6歳				
計	100.0	54.4 [100.0]	[42.5]	[4.2]	[14.2]	[24.1]	[25.5]	[18.9]	[13.1]	45.6
事務	100.0	42.9 [100.0]	[－]	[－]	[－]	[－]	[－]	[33.3]	[66.7]	57.1
管 理	100.0	50.0 [100.0]	[－]	[－]	[－]	[－]	[－]	[－]	[100.0]	50.0
専 門	100.0	58.8 [100.0]	[52.8]	[7.7]	[16.2]	[28.9]	[22.2]	[16.2]	[8.8]	41.2
サ ー ビ ス	100.0	44.8 [100.0]	[23.0]	[1.1]	[6.9]	[14.9]	[27.6]	[29.9]	[19.6]	55.2
電 話 交 換	100.0	64.3 [100.0]	[39.0]	[－]	[16.0]	[23.1]	[30.8]	[17.1]	[13.0]	35.7
その他の 職 種	100.0	23.0 [100.0]	[20.0]	[5.0]	[5.0]	[10.0]	[25.0]	[25.0]	[30.0]	77.0

(注) []内の数字は「子供あり」を100とした割合である。

(4) 世話の必要な家族の状況

同居の家族を有する者（世帯の家族構成で「1人のみ」の者を除いた者をいう。）のうち、世話の必要な家族を有する者（50.3%）は半数を占め、その9割強の者が世話の必要な家族として子供をあげている。これを仕事の種類別にみると、サービス職種では世話の必要な家族を有する者の割合が35.4%と低くなっている（第9表）。

第9表 仕事の種類、世話の必要な同居の家族の有無及び
その家族別深夜業従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	あ り	世話の必要な家族（M・A）				な し
			子 供	老 親	病 人	その他	
計	100.0	50.3 [100.0]	[91.2]	[9.8]	[6.8]	[0.3]	49.7
事 務	100.0	—					100.0
管 理	100.0	50.0 [100.0]	[100.0]	[—]	[—]	[—]	50.0
専 門	100.0	57.5 [100.0]	[94.1]	[7.8]	[6.4]	[0.4]	42.5
サ ー ビ ス	100.0	35.4 [100.0]	[82.6]	[10.9]	[8.7]	[—]	64.6
電 話 交 換	100.0	51.5 [100.0]	[90.0]	[12.5]	[6.7]	[—]	48.5
その他の職業	100.0	29.3 [100.0]	[83.3]	[16.7]	[—]	[—]	70.7

（注）〔 〕内の数字は、世話の必要な家族「あり」を100とした割合である。

(5) 勤務時間中の家族の世話の状況

世話の必要な子供を有する者について深夜勤務を行っている間、主に誰がその子供の世話をしているかについてみると、「夫」の割合が47.1%と半数近くを占め次いで、同居している「夫の母」(26.4%)同居している「自分の母」(12.7%)となっており、これらを合計した「同居の家族」の占める割合(83.5%)が8割を超えている。

同居している家族以外では「同居していない肉親」が11.8%あり、家族や肉親以外の者の割合は、わずかである(第10表)。

また、交替制等で昼間勤務も行っている者について、昼間勤務時間中子供の世話をしている者についてみると、深夜勤務時間中のそれに比べ「夫」の割合が9.2%と低下するなど、「同居の家族」の割合は49.1%と約5割となっている。一方、「その他の保育所」の割合(23.9%)が高くなるなど、家族や肉親以外に依存する者の割合が4割弱と高くなっている(第11表)。

勤務時間中世話の必要な老親や病人を世話をする者については、老親では「同居の家族」の割合が79.5%とそれ以外の世話をする者に比べ一段と高く、また、病人では「同居の家族」が48.2%、「病院に入院している」が29.6%となっている(第12表)。

第 10 表 深夜勤務時間中子供の世話をする人別深夜従事者数の割合

(%)

世話の必要な 子供がある者 (計)	同居の家族					同居して いない肉 親	企業内 保育所	その他 の 保育所	保育 ママ	友人 知人	その他
	小 計	夫	夫の母	自分の母	その他						
100.0	83.5	47.1	26.4	12.7	1.7	11.8	1.9	1.4	0.3	1.1	0.6

第 11 表 昼間勤務時間中子供の世話をする人別深夜従事者数の割合

(%)

世話の必要な子供 があり、昼間勤務 もする者 (計)	同居の家族					同居し ていない肉 親	企業内 保育所	その他 の 保育所	友人 知人	その 他	深夜勤務時間 中と世話をする 人が異なる者
	小 計	夫	夫の母	自分の母	その他						
[95.9] 100.0	49.1	9.2	27.3	12.9	3.4	11.5	3.4	23.9	1.7	8.3	46.6

(注) [] 内の数字は、「世話の必要な子供を有する者」を 100 とした「昼間勤務もする者」の割合である。

第 1 2 表 世話の必要な家族及び勤務時間中、世話をする
人別深夜業従事者数の割合

(%)

世話の必要 な 家 族	計	同居の 家 族	同居し てい ない肉親	友 人 知 人	家政婦等 有料契約 の 人	病院に 入 院	そ の 他
老 親	1 0 0.0	7 9.5	5.1	5.1	—	2.6	7.7
病 人	1 0 0.0	4 8.2	3.7	7.4	3.7	2 9.6	7.4

3 深夜業の状況

(1) 深夜勤務の回数

イ 深夜業従事者のうち、昭和 5 7 年 6 月に実際に深夜勤務を行った者は 9 6.6 % とそのほとんどを占める。

実際に深夜勤務を行った者の同月の深夜勤務回数についてみると、「5 ～ 8 回」が 4 0.1 %、「1 ～ 4 回」が 3 1.9 % で 8 回以下の者の割合が 7 割を占めている（第 1 3 表。以下ホまで同じ）。

ロ 仕事の種類別にみても、いずれも 9 割前後の者が 5 7 年 6 月に深夜勤務を行っており、それらの者の同月の深夜勤務回数についてみると、専門職種及び電話交換では交替制従事者が大部分であることもあって 8 回以下の者の割合（それぞれ 7 9.7 %、9 6.2 %）が 8 ～ 9 割を占める一方、サービス職種及び女子寄宿舍の管理人では、所定労働時間が深夜のみの勤務形態の者がかなりみられることなどから、9 回以上の者の割合（それぞれ 6 4.5 %、7 3.2 %）が 6 ～ 7 割を占め、深夜勤務回数の多い者の割合が比較的高い。

ハ 配偶関係別にみると、いずれも 9 割以上の者が 5 7 年 6 月に実際に深夜勤務を行っている。それらの者の同月の深夜勤務回数についてみると、未婚者及び有夫者で「5 ～ 8 回」が 4 ～ 5 割を占め最も多いが、死・離別者では半数の者がサービス職種に従事していることから「1 3 回以上」の者の割合が 4 5.5 % と最も高い。

ニ 子供の有無及び末子の年齢別にみると、昭和 5 7 年 6 月に、実際に深

夜勤務を行った者の割合は0歳未満の末子を有する者でやや低いほかは、残りいずれの者も、9割を超える者が実際に深夜勤務を行っており、深夜勤務の回数については、子供の有無及び末子の年齢にかかわらず、

「5～8回」が4～5割を占めて最も多い。

- ホ 世話の必要な家族の有無及び家族の種類別にみても、いずれの場合も9割を超える者が実際に深夜勤務を行っており、深夜勤務回数は、「老親」を有する者で「1～4回」が4割強と最も多いほかは、残りいずれの者も「5～8回」が4～5割を占め最も多い。

(2) 深夜業の月間延時間数

- イ 深夜勤務を行った者について深夜（午後10時から午前5時まで）の時間帯に勤務した月間時間数（昭和57年6月）をみると、「20～30時間未満」（26.2％）、「30～40時間未満」（22.3％）の者の割合がそれぞれ2割を超え、次いで「10～20時間未満」

（17.9％）、「10時間未満」（16.4％）となっており、月間40時間未満の者が8割強を占めている（第14表。以下ニまで同じ）

- ロ これを仕事の種類別にみると、サービス職種では、所定労働時間が深夜のみの勤務形態の者がかなりみられることから、40時間以上の者の割合が3割を占め、他職種に比べやや高く、また専門職種及び電話交換では「20～40時間未満」の者が過半数を占め、最も多い。

- ハ 配偶関係別にみると、未婚者が「20～30時間未満」（24.8％）、「10時間未満」（23.3％）の二階級で半数近くを占め、有夫者では「20～30時間未満」（27.6％）、次いで「30～40時間未満」（26.9％）、死・離別者では「20～30時間未満」（23.2％）、次いで「10～20時間未満」（20.5％）の順となっている。

- ニ 世話の必要な家族の有無及び家族の種類別にみても、いずれも「20～40時間未満」に過半数の者が集中している。

第 13 表 仕事の種類、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無及び
深夜勤務の回数階級別深夜業従事者数の割合

(%)

区 分			計	0 回	1 回以上 上(計)	1～ 4 回	5～ 8 回	9～ 12 回	13 回 以上	不 明
計			100.0	3.4	96.6	31.9	40.1	10.7	13.7	0.2
仕 事 の 種 類	事 務		100.0	—	100.0	28.6	—	—	71.4	—
	管 理		100.0	—	100.0	50.0	50.0	—	—	—
	専 門		100.0	2.5	97.5	30.6	49.1	17.0	0.8	—
	サ ー ビ ス		100.0	4.6	95.4	17.0	13.4	7.8	56.7	0.5
	電 話 交 換		100.0	1.9	98.1	42.2	54.0	1.9	—	—
	女子寄宿舎の管理人		100.0	7.3	92.7	9.8	7.3	19.5	53.7	2.4
	プロデューサー・ アナウンサー		100.0	26.1	73.9	69.6	4.3	—	—	—
	上 記 を 除 く 職 種		100.0		100.0	65.2	21.7	4.4	8.7	—
配 偶 関 係	未 婚		100.0	1.8	98.2	32.7	40.5	13.7	11.0	0.3
	有 夫		100.0	3.1	96.9	35.1	43.2	10.0	8.6	—
	死 ・ 離 別		100.0	8.9	91.1	14.7	24.4	5.7	45.5	0.8
子 供 の 有 無	子 供 あ り (計)		100.0	2.8	97.2	34.1	41.1	10.3	11.5	0.2
	末 子 の 年 齢	学 0 歳	100.0	20.8	79.2	16.7	45.8	12.5	4.2	—
		1～2 歳	100.0	6.3	93.7	30.0	41.2	15.0	7.5	—
		3～6 歳	100.0	1.5	98.5	33.1	46.3	11.0	8.1	—
	小 学 生 中 学 生～ 18 歳 未 満 18 歳 以 上		100.0	1.4	98.6	39.6	39.6	7.6	11.8	—
			100.0	0.9	99.1	33.7	38.3	10.3	16.8	—
			100.0	1.4	98.6	36.5	36.5	8.1	16.2	1.3
	子 供 な し		100.0	4.0	96.0	29.2	38.9	11.2	16.5	0.2
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	あ り		100.0	4.0	96.0	33.7	42.7	11.8	7.8	—
	子 供 老 親 病 人		100.0	3.9	96.1	33.0	43.0	12.1	8.0	—
			100.0	5.1	94.9	41.0	35.9	10.3	7.7	—
			100.0	—	100.0	37.0	51.9	7.4	3.7	—
	な し		100.0	2.5	97.5	32.7	41.1	8.4	15.0	0.3

(注 1) 「上記を除く職種」には、スチューワデス、スクリプターなどが含まれる。

(注 2) 世話の必要な家族「あり」の中には、子供、老親及び病人のほかその他の家族が含まれる。以下同じ。

第 1 4 表 仕事の種類、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無及び
深夜勤務の回数階級別 深夜業従事者数の割合

(%)

区 分			計	10時 間未満	10時間 ～20時 間未満	20時間 ～30時 間未満	30時間 ～40時 間未満	40時間 ～50時 間未満	50時 間以上	不 明
計			100.0	16.4	17.9	26.2	22.3	8.9	8.1	0.2
仕 事 の 種 類	事 務		100.0	28.5	14.3	28.6	14.3	—	14.3	—
	管 理		100.0	50.0	25.0	25.0	—	—	—	—
	専 門		100.0	12.1	14.9	29.1	24.4	12.3	7.0	0.2
	サ ー ビ ス		100.0	21.6	18.9	22.2	7.6	11.9	17.8	—
	電 話 交 換		100.0	12.0	22.1	23.2	34.9	3.1	4.3	0.4
	女子寄宿舎の管理人		100.0	36.8	15.8	31.6	5.3	2.6	7.9	—
	プロデューサー・ アナウンサー		100.0	82.4	17.6	—	—	—	—	—
上 記 を 除 く 職 種			100.0	17.4	30.4	43.5	8.7	—	—	—
配 偶 関 係	未 婚		100.0	23.3	18.5	24.8	16.1	8.2	9.1	—
	有 夫		100.0	13.2	17.1	27.6	26.9	9.1	5.7	0.4
	死 ・ 離 別		100.0	11.6	20.5	23.2	17.9	9.8	17.0	—
子 供 の 有 無	子 供 あ り (計)		100.0	12.4	17.5	27.3	27.5	8.9	6.2	0.2
	末 子 の 年 齢	学 0 歳	100.0	5.3	21.0	26.3	31.6	15.8	—	—
		1 ～ 2 歳	100.0	16.0	16.0	22.6	28.0	10.7	6.7	—
		3 ～ 6 歳	100.0	15.7	9.0	26.9	31.3	10.4	6.0	0.7
	小 学 生 中 学 生 ～ 18 歳 未 満 18 歳 以 上	小 学 生	100.0	10.6	19.7	23.9	31.0	7.7	7.1	—
		中 学 生 ～ 18 歳 未 満	100.0	7.5	25.5	32.1	22.6	6.6	5.7	—
		18 歳 以 上	100.0	15.1	17.8	32.9	19.2	8.2	6.8	—
	子 供 な し		100.0	21.1	18.5	24.9	16.1	8.8	10.4	0.2
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	あ り		100.0	13.4	17.0	25.1	28.5	8.6	7.1	0.3
	子 供 老 親 病 人	子 供	100.0	12.9	16.6	24.1	29.8	9.4	6.9	0.3
		老 親	100.0	13.5	16.2	32.5	24.3	8.1	5.4	—
		病 人	100.0	14.8	22.2	18.5	33.4	—	11.1	—
	な し		100.0	14.1	18.2	29.2	21.3	9.1	7.8	0.3

(3) 睡眠の状況

深夜業従事者のうち、深夜勤務を早朝まで行う者の割合は78.3%であり、そのうちの6割近くを専門職種(56.6%)が、また、3割を電話交換(31.3%)が占めている(第15表)。

これら深夜勤務を早朝まで行う者について夜勤あけの睡眠を自宅でとる場合の睡眠の充足状況についてみると、「たまに不足する」(46.3%)とする者と「いつも不足している」(23.7%)とする者の両者(以下『「十分とれていない」とする者』という。)で7割を占め、「十分とれている」とする者の割合(30.0%)は3割である。睡眠が十分とれない理由(複数回答)としては、「家事をやらなければならない」(62.9%)を6割の者があげ最も多く、次いで「外の音がうるさい」(30.6%)、「人の出入りや話し声が気になる」(28.1%)、「小さな子供がいる」(23.7%)をあげる者の割合が高い。深夜勤務の月間回数別に睡眠の状況をみると、回数が多くなるにしたがい「十分とれている」とする者の割合は小さくなるが、13回以上の者になると「十分とれている」とする者の割合が55.3%と過半数を占め、「十分とれていない」とする者を上回っている。

深夜業の月間時間数別にみると、睡眠が「十分とれている」とする者の割合は、50時間以上の者を除き、月間の深夜業時間数が多くなるにしたがって低下している(第16表)。

第15表 仕事の種類別、深夜勤務を早朝まで行う深夜業従事者数の割合

(%)

計	事務	管理	専門	サービス	電話交換	その他の職種
[78.3] 100.0	0.1	0.5	56.6	6.8	31.3	4.7

(注) []内の数字は、深夜業従事者を100とした割合である。

第 1 6 表 深夜勤務の回数、深夜業の延時間数階級及び睡眠の状況別深夜勤務を早朝まで

行う深夜業従事者数の割合

(%)

区 分	計	十 分 と れ て い る	十 分 と れ て い な い												
						理 由 (M. A)									
			小 計	る た ま に 不 足 す	て い つ も 不 足 し	家 が 狭 い	明 る す ぎ る	次 の 間 隔 勤 務 ま で 短 い	い け れ ば な ら な い	小 さ な 子 供 が	老 親 の 世 話	世 話 の 家 族 の	な る し の 声 が 入 り や	さ 外 の 音 が う る	そ の 他
深夜勤務を早朝まで行 う者 計	1000	30.0	70.0 [100.0]	463 [66.7]	23.7 [33.3]	[3.2]	[24.6]	[6.9]	[62.9]	[23.7]	[2.5]	[1.4]	[28.1]	[30.6]	[11.8]
の 深 夜 回 勤 数 務	1 ～ 4 回	100.0	34.9	65.1	43.4	21.7									
	5 ～ 8 回	100.0	26.5	73.5	49.0	24.5									
	9 ～ 1 2 回	100.0	20.4	79.6	50.5	29.1									
	1 3 回以上	100.0	55.3	44.7	26.3	18.4									
深 夜 業 の 延 時 間 数	10 時間未満	100.0	45.0	55.0	41.0	14.0									
	10 ～ 20 時間未満	100.0	33.8	66.2	45.5	20.7									
	20 ～ 30 時間未満	100.0	29.7	70.3	45.0	25.3									
	30 ～ 40 時間未満	100.0	22.0	78.0	51.8	26.2									
	40 ～ 50 時間未満	100.0	21.7	78.3	44.9	33.4									
	5 0 時間以上	100.0	36.4	63.6	41.8	21.8									

(注) () 内の数字は、睡眠を「十分とれていない」とする者を100とした割合である。

(注) [] 内の数字は、睡眠を「十分とれていない」と

する者を 1 0 0 とした割合である。

(4) 夜勤生活における都合の悪い点

- イ 夜勤生活の都合の悪い点の有無については、都合の悪い点が「ある」とする者の割合は66.4%で、深夜業従事者の3分の2を占めている。都合の悪い理由（主な理由3つまでの複数回答）として、「生活が不規則になる」（65.0%）、「身体が疲れやすい」（57.9%）をあげる者が特に多く、次いで「家族に余分の負担をかけている」（37.6%）、「子供の教育、しつけ、世話を十分できない」（29.0%）などの家族に関する理由をあげる者が多い（第17表。以下ホまで同じ）。
- ロ 仕事の種類別にみると、都合の悪い点が「ある」とする者の割合は、専門職種で79.7%、電話交換で72.6%と高いのに対し、サービス職種では37.6%にとどまっている。また、都合の悪い理由として、サービス職種では、他職種同様「身体が疲れやすい」をあげる者の割合（61.6%）が最も高いが、交替制従事者の割合が比較的低いこともあって「生活が不規則になる」をあげる者の割合（35.6%）は専門職種や電話交換に比べて低い。
- ハ 配偶関係別にみると、都合の悪い点が「ある」とする者の割合は、未婚者及び有夫者でそれぞれ63.7%、73.1%と6～7割を占めているのに対し、死・離別者ではサービス職種が半数を占めていることもあって、42.3%と半数を割っている。都合の悪い理由をみると、未婚者では、「生活が不規則になる」（77.6%）、「身体が疲れやすい」（67.8%）をあげる者が特に多いが、このほかに「一般の人との交際に支障がでる」（25.7%）、「趣味・けいこ事・学習ができない」（22.0%）、「休暇を自由にとれない」（19.2%）がそれぞれ2割前後あがっている。有夫者では「生活が不規則になる」（60.3%）、「身体が疲れやすい」（52.7%）とともに、「家族に余分の負担をかけている」（53.7%）をあげる者が5割を超えている。
- ニ 子供の有無別にみると都合の悪い点が「ある」とする者の割合は、子供を有する者で73.5%、子供のない者で57.9%となっている。子供を有する者のうち、特に末子の年齢が6歳以下の者では、「ある」とする者が8～9割を占めているが、末子の年齢が高くなるにつれ、この割合は低くなっている。都合の悪い理由をみると、子供を有する者では、

第 17 表 仕事の種類、配偶関係、子供の有無、世話の必要な家族の有無、
夜勤生活における都合の悪い点の有無及び都合の理由別深夜業従事
者数の割合

(続)

区 分			計	点都 が合 あの 悪い	理 由 (M ・ A)													点都 が合 あの 悪い		
					身 体 が 疲 れ や す い	休 暇 を 自 由 に と れ	か 余 分 な 職 業 経 費 が	に 一 支 較 障 が 人 で る 交 際	る 近 所 に 迷 惑 を か け	る 生 活 が 不 規 則 に な	学 趣 味 が で け い な い こ と	を 家 族 に 余 分 の 負 担	な 老 親 の 世 話 を で き	を 病 で 気 な い 家 族 の 世 話	き け な い 子 供 の 世 教 育 を 十 分 し て つ	て 小 さ い 子 供 を 養 育 し て	な 家 事 を 十 分 に や れ		そ の 他	
計			100.0	66.4 [100.0]	[57.9]	[11.9]	[4.2]	[11.2]	[1.0]	[65.0]	[9.7]	[37.0]	[1.0]	[0.9]	[29.0]	[6.7]	[9.1]	[1.3]	33.6	
仕 事 の 種 類	専 門 サ ー ビ ス 電 話 交 換	事 務	100.0	42.9 [100.0]	[66.7]	[33.3]	[-]	[-]	[-]	[100.0]	[-]	[66.7]	[-]	[-]	[33.3]	[-]	[-]	[-]	57.1	
		管 理	100.0	50.0 [100.0]	[50.0]	[-]	[-]	[-]	[100.0]	[50.0]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	50.0	
		専 門	100.0	79.7 [100.0]	[57.9]	[12.7]	[3.4]	[10.1]	[0.5]	[63.4]	[11.4]	[42.3]	[0.8]	[0.8]	[32.2]	[7.8]	[11.2]	[2.1]	20.3	
		サ ー ビ ス	100.0	37.6 [100.0]	[61.6]	[17.8]	[8.2]	[9.6]	[2.7]	[35.6]	[4.1]	[23.3]	[1.4]	[2.7]	[28.8]	[4.1]	[13.7]	[1.4]	62.4	
		電 話 交 換	100.0	72.6 [100.0]	[56.5]	[5.8]	[4.2]	[11.5]	[-]	[79.6]	[7.9]	[35.6]	[1.6]	[0.5]	[28.3]	[6.8]	[5.2]	[-]	27.4	
配 偶 関 係	未 有 死 ・ 離 別	婚 夫	100.0	63.7 [100.0]	[67.8]	[19.2]	[6.5]	[25.7]	[2.3]	[77.6]	[22.0]	[7.9]	[0.9]	[-]	[-]	[-]	[1.4]	[2.8]	36.3	
		夫	100.0	73.1 [100.0]	[52.7]	[7.1]	[2.8]	[3.5]	[0.2]	[60.3]	[4.3]	[53.7]	[0.9]	[1.2]	[42.1]	[10.9]	[12.1]	[0.7]	26.9	
		死 ・ 離 別	100.0	42.3 [100.0]	[59.6]	[21.2]	[5.8]	[13.5]	[1.9]	[51.9]	[3.8]	[21.2]	[1.9]	[1.9]	[42.3]	[-]	[17.3]	[-]	57.7	
子 供 の 有 無	子 供 の 年 齢	子供あり (計)		100.0	73.5 [100.0]	[50.8]	[7.5]	[3.4]	[3.6]	[-]	[57.8]	[4.1]	[52.5]	[1.2]	[1.4]	[48.0]	[11.1]	[13.0]	[0.5]	26.5
		未 成 年 児	学 0 歳	100.0	91.7 [100.0]	[40.9]	[13.6]	[-]	[4.5]	[-]	[36.4]	[4.5]	[63.6]	[-]	[-]	[50.0]	[40.9]	[18.2]	[-]	8.3
			1 ～ 2 歳	100.0	86.3 [100.0]	[40.6]	[5.8]	[5.8]	[2.9]	[-]	[55.1]	[1.4]	[62.3]	[1.4]	[1.4]	[53.6]	[34.8]	[7.2]	[1.4]	13.7
			3 ～ 6 歳	100.0	83.8 [100.0]	[50.0]	[5.3]	[5.3]	[2.6]	[-]	[57.0]	[0.9]	[54.4]	[0.9]	[1.8]	[55.3]	[10.5]	[8.8]	[0.9]	16.2
			小 学 生	100.0	71.5 [100.0]	[43.7]	[5.8]	[2.9]	[4.9]	[-]	[63.1]	[5.8]	[50.5]	[1.9]	[1.9]	[62.1]	[1.0]	[18.4]	[-]	28.5
		中学生～ 18 歳未満	100.0	64.5 [100.0]	[68.1]	[5.8]	[1.4]	[-]	[-]	[53.6]	[7.2]	[49.3]	[-]	[1.4]	[31.9]	[-]	[14.5]	[-]	35.5	
		18 歳以上	100.0	51.8 [100.0]	[65.8]	[21.1]	[-]	[10.5]	[-]	[71.1]	[7.9]	[34.2]	[2.6]	[-]	[5.3]	[-]	[15.8]	[-]	48.6	
		子供なし		100.0	57.9 [100.0]	[68.6]	[18.6]	[5.5]	[22.6]	[2.6]	[75.9]	[18.2]	[13.5]	[0.7]	[-]	[0.4]	[-]	[3.3]	[2.6]	42.1
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	子 供 の 病 人	あり (計)		100.0	80.7 [100.0]	[47.7]	[7.2]	[4.0]	[4.0]	[-]	[55.8]	[4.0]	[52.6]	[1.9]	[1.9]	[53.0]	[14.0]	[12.1]	[0.6]	19.3
		子 供 老 病 人	子 供	100.0	[100.0]	[46.7]	[6.0]	[4.3]	[3.3]	[-]	[55.6]	[4.0]	[53.3]	[1.3]	[2.0]	[55.0]	[14.9]	[12.6]	[0.7]	16.8
			老 親	100.0	[100.0]	[67.9]	[28.6]	[-]	[7.1]	[-]	[53.6]	[3.6]	[39.3]	[10.7]	[-]	[35.7]	[3.6]	[7.1]	[-]	28.2
			病 人	100.0	[100.0]	[50.0]	[5.0]	[-]	[15.0]	[-]	[70.0]	[10.0]	[40.0]	[10.0]	[10.0]	[30.0]	[10.0]	[-]	[-]	25.9
			な し	100.0	57.6 [100.0]	[65.5]	[6.6]	[3.4]	[13.6]	[0.4]	[71.5]	[11.5]	[36.6]	[0.4]	[-]	[12.8]	[0.4]	[9.8]	[0.9]	40.4

(注) [] の数字は、「都合の悪い点がある」とする者を 100 とした割合である。

有夫者で多くあげられている理由に加え、「子供の教育、しつけ、世話を十分できない」(48.0%)をあげる者が多い。末子の年齢階級別にはその主たる理由に特徴がみられる。すなわち、末子が2歳以下の者では、「家族に余分の負担をかけている」をあげる者が6割強と最も多く、末子が3歳から小学生の者では、「生活が不規則になる」と並んで「子供の教育、しつけ、世話が十分できない」をあげる者が多く、また、末子が中学生以上の者では、「生活が不規則になる」及び「身体が疲れやすい」の2つの理由をあげる者が多い。

子供のいない者では、「生活が不規則になる」(75.9%)、「身体が疲れやすい」(68.6%)をあげる者が特に多いが、未婚者が含まれていることもあって、「一般の人との交際に支障がでる」(22.6%)、「休暇を自由にとれない」(18.6%)、「趣味・けいこ事・学習ができない」(18.2%)などをあげる者が2割前後ある。

ホ 世話の必要な家族の有無別にみると、都合の悪い点が「ある」とする者の割合は、世話の必要な家族のある者で80.7%、いない者で57.6%となっている。

都合の悪い理由をみると、老親を有する者を除き、世話の必要な家族の有無及び家族状況にかかわらず「生活が不規則になる」をあげる者が最も多い。家族の状況別の特徴を付加すると、世話の必要な子供を有する者は、当然のことながら「生活が不規則になる」(55.6%)と並んで「子供の教育、しつけ、世話を十分できない」(55.0%)、「家族に余分の負担をかけている」(53.3%)をあげる者が過半数を占めて多いこと、老親を有する者は、「身体が疲れやすい」(67.9%)をあげる者が最も多く、次いで「生活が不規則になる」(53.6%)を多くあげていること、病人を有する者では「生活が不規則になる」(70.0%)に次いで「身体が疲れやすい」(50.0%)をあげる者が多いことなどが指摘できる。

なお、深夜業従事者のほとんど(94.8%)が、採用時点で午後10時以後の深夜勤務を行うことが、分かっていたがこれは仕事の種類別にみても同様である(第18表)。

第 18 表 仕事の種類及び採用時点で深夜勤務を行うことを分かっていた。分かっていなかった別深夜業従事者数の割合

(%)

仕事の種類	計	分かっていた	分かっていなかった	不 明
計	100.0	94.8	4.6	0.6
事 務	100.0	100.0	—	—
管 理	100.0	100.0	—	—
専 門	100.0	95.7	3.1	1.2
サ ー ビス	100.0	92.3	7.7	—
電 話 交 換	100.0	94.7	5.3	—

(5) 深夜勤務の欠勤、交替状況

イ 「午後 10 時以降の深夜勤務を欠勤したり、交替してもらったこと」の有無については、半数の者(50.4%)が「ある」と答えている。欠勤したり交替してもらった理由(複数回答)として、「自分の病気・事故」をあげる者の割合が62.4%と最も高く、ついで「同居の家族の病気・事故」が28.0%となっている(第 19 表)。

第 19 表 深夜勤務を欠勤したり、交替してもらったことの有無別深夜業従事者数の割合

(%)

計	あ る	理 由 (M . A)					な い
		自分の病気 事 故	同居の家族の 病気・事故	急 用	疲 労	その他	
100.0	50.4 〔100.0〕	〔62.4〕	〔28.0〕	〔12.7〕	〔5.5〕	〔17.0〕	45.6

(注) []内の数字は、「ある」を100とした割合である。

ロ 一方、「急に他人の深夜勤務を代わりに頼まれた」ことの有無については、「ある」者の割合は54.4%で、そのうち「代わりにやったり、やらなかったり」の者が49.4%、「だいたいいつでも代わりにやれた」者が44.1%でこの両方で9割を超え、「代わりにやるのはほとんどできない」者は5.8%にすぎない。

配偶関係別にみると「だいたいいつでも代わりにやれた」者の割合は未婚者及び死・離別者においてそれぞれ62.8%、67.9%と6割を超えているのに対し、有夫者では「代わりにやったり、やらなかったり」の者が過半数を占め、「だいたいいつでも代わりにやれた」者の割合は38.1%と低くなっている。

世話の必要な家族の有無別にみても、「だいたいいつでも代わりにやれた」者の割合は、世話の必要な家族のいない者で53.3%であるのに対し、世話の必要な家族を有する者では「代わりにやったり、やらなかったり」(55.6%)が5割を超え、「だいたいいつでも代わりにやれた」が36.2%となっている。更に、世話の必要な子供を有する者では深夜勤務時間中の世話をする人の種類にかかわらず、「代わりにやったり、やらなかったり」の割合が最も高いが、「だいたいいつでも代わりにやれた」の割合は、世話をする人が同居の家族の者では、それ以外の者に比べてやや高い(第20表)。

第 20 表 配偶関係、世話の必要な家族の有無、代わりに深夜勤務を頼まれた
ことの有無及び代わりにやれた状況別深夜業従事者数の割合
(%)

区 分		計	あ る				な い		
			小 計	だいたいいい つでも代わ りにやれた	代わりにや ったり、や らなかったり	代わりにや るのはほと んどできな い		不 明	
計		100.0	54.4 〔100.0〕	〔4 4.1〕	〔4 9.4〕	〔 5.8〕	〔0.7〕	45.6	
配 偶 関 係	未 婚	100.0	51.5 〔100.0〕	〔6 2.8〕	〔3 2.9〕	〔 2.9〕	〔1.4〕	48.5	
	有 夫	100.0	57.5 〔100.0〕	〔3 8.1〕	〔5 4.4〕	〔 6.9〕	〔0.6〕	42.5	
	死 ・ 離 別	100.0	36.4 〔100.0〕	〔6 7.9〕	〔3 2.1〕	〔 - 〕	〔 - 〕	63.6	
世 話 の 必 要 な 家 族 の 有 無	あ り	100.0	58.3 〔100.0〕	〔3 6.2〕	〔5 5.6〕	〔 8.2〕	〔0.9〕	41.7	
	子 供		100.0	58.4 〔100.0〕	〔3 3.0〕	〔5 8.0〕	〔 8.0〕	〔0.9〕	41.6
	深夜勤務時間中世話を する人	同居の家族	100.0	61.1 〔100.0〕	〔3 4.1〕	〔5 6.7〕	〔 8.1〕	〔1.1〕	38.9
		同居してい ない肉親	100.0	44.2 〔100.0〕	〔2 6.3〕	〔6 8.4〕	〔 5.3〕	〔 - 〕	55.8
		そ の 他	100.0	47.4 〔100.0〕	〔2 2.2〕	〔6 6.7〕	〔1 1.1〕	〔 - 〕	52.6
	老 親		100.0	69.2 〔100.0〕	〔4 8.2〕	〔3 3.3〕	〔1 8.5〕	〔 - 〕	30.8
	病 人		100.0	66.7 〔100.0〕	〔5 0.0〕	〔4 4.4〕	〔 5.6〕	〔 - 〕	33.3
	な し		100.0	50.5 〔100.0〕	〔5 3.3〕	〔4 3.2〕	〔 3.0〕	〔0.5〕	49.5

(注) [] 内の数字は、「ある」を100とした割合である。

